

第六十八回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第二十一号

昭和四十七年五月十七日(水曜日)

午前十時十七分開議

出席委員

委員長 伊能繁次郎君

理事 加藤 陽三君

理事 坂村 吉正君

理事 大出 俊君

理事 和田 耕作君

理事 阿部 文男君

理事 笠岡 喬君

理事 辻 寛一君

理事 葉梨 信行君

理事 木原 実君

理事 受田 新吉君

出席國務大臣

郵政大臣 廣瀬 正雄君

國務大臣 山中 貞則君

(總理府總務長官) 江崎 真澄君

(防衛庁長官) 佐藤 達夫君

出席政府委員

人事院總裁 島 四男雄君

人事院事務局長 砂田 重民君

總理府總務副長 官崎 清文君

警務局長官官房 長 土金 賢三君

防衛政務次官 野呂 恭一君

防衛庁長官官房 長 矢野 基男君

防衛庁防衛局長 久保 卓也君

防衛庁人事教育 局長 江藤 淳雄君

防衛庁經理局長 田代 一正君

防衛庁裝備局長 黒部 彌君

理事 佐藤 文生君

理事 塩谷 一夫君

理事 伊藤惣助丸君

理事 天野 公義君

理事 篠田 弘作君

理事 中山 利生君

理事 瀧 徹郎君

理事 横路 孝弘君

理事 東中 光雄君

理事 廣瀬 正雄君

理事 山中 貞則君

理事 江崎 真澄君

理事 佐藤 達夫君

理事 島 四男雄君

理事 砂田 重民君

理事 官崎 清文君

理事 土金 賢三君

理事 野呂 恭一君

理事 矢野 基男君

理事 久保 卓也君

理事 江藤 淳雄君

理事 田代 一正君

理事 黒部 彌君

防衛施設庁長官 島田 豊君

郵政大臣官房長 森田 行正君

郵政省郵務局長 瀧呂木 繁君

郵政省簡易保険 局長 野田誠二郎君

郵政省人事局長 北 雄一郎君

郵政省經理局長 浅見 喜作君

警察庁警務局長 大塚 惟謙君

警察庁交通局長 池田 速雄君

警察庁警備局長 齊藤 一郎君

警察庁警備局参 事官 館野 繁君

郵政大臣官房首 席監察官 山中 俠君

郵政大臣官房建 築部長 山中 俠君

郵政大臣官房建 築部長 山中 俠君

郵政大臣官房建 築部長 山中 俠君

郵政大臣官房建 築部長 山中 俠君

郵政大臣官房建 築部長 山中 俠君

郵政大臣官房建 築部長 山中 俠君

郵政大臣官房建 築部長 山中 俠君

郵政大臣官房建 築部長 山中 俠君

郵政大臣官房建 築部長 山中 俠君

郵政大臣官房建 築部長 山中 俠君

郵政大臣官房建 築部長 山中 俠君

郵政大臣官房建 築部長 山中 俠君

郵政大臣官房建 築部長 山中 俠君

郵政大臣官房建 築部長 山中 俠君

郵政大臣官房建 築部長 山中 俠君

郵政大臣官房建 築部長 山中 俠君

郵政大臣官房建 築部長 山中 俠君

郵政大臣官房建 築部長 山中 俠君

郵政大臣官房建 築部長 山中 俠君

郵政大臣官房建 築部長 山中 俠君

郵政大臣官房建 築部長 山中 俠君

郵政大臣官房建 築部長 山中 俠君

郵政大臣官房建 築部長 山中 俠君

郵政大臣官房建 築部長 山中 俠君

郵政大臣官房建 築部長 山中 俠君

を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤惣助丸君。

○伊藤(惣)委員 私は、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案、この法案について質問します。また、この問題に関連する幾つかの問題を質問したいと思ひます。

初めに、人事院總裁に伺いたいのですが、昭和四十七年三月十六日に、「国家公務員災害補償法」の改正に関する意見の申出、この意見書を衆議院議長船田中殿、参議院議長河野謙三殿、内閣總理大臣佐藤榮作殿へ提出されたわけですね。

その意見書に基づいて今回の法改正があったわけですが、いかなる事由でこの法案の提出を行なったかということについて、まず伺いたいのと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 さかのぼりますと多少話が古くなりますが、実は、現在の災害補償法は昭和二十六年にできて、当時の国会の御審議を仰いだわけでありまして、特に衆議院の段階の御審議の際に、警察官というふうなものについて別段の扱いをする必要があるのではないか、これは野党側の先生方からもそういう強い御指摘があったという経過がございます。その後、私どものほうでも、問題であらうということから、人事院の部内に今井一男氏を会長とする研究会をつくりまして、これが昭和四十二年に中間報告をいたしておるわけです。その中間報告に基づいて研究を続けておりますが、今度は警察庁のほうで、りっぱな警察官関係のそういうような調査会を、これは相当公式の調査会だと思ひますが、設けられまして、そうしてその結果の取りまとめがありまして、公安委員長から私どものほうに、実はうちの調査会でこういう結論を得たからよろしくという

お話がございました。たまたま私どもがやっております方向と一致するわけでございます。さらにまた、最近において、御承知のように、浅間山荘事件その他、ああいうのはなだ悲しむべき事態が頻発するものでございますから、いよいよ踏み切るべきときが来たというわけで御提案申し上げたわけでございます。

○伊藤(惣)委員 だんだん浅間山荘についても聞いていきたいと思いますので、この条文の中で、「警察官、海上保安官その他職務内容の特殊な職員で人事院規則で定めるものが、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、こういうふうなことにあります。この特殊な職員というものを人事院規則で定める、こういうわけでありますが、どういふような仕事に従事している方々を対象にして人事院規則で定めるのか、その辺伺いたいのと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 これは、危険な業務という点から申しますと、なかなか限界線がむずかしい問題でございます。したがって、私どもは、できるだけはっきりした限界を引き得るところにこれをとどめてまず発足をしたいという気持ちで、警察官、それから海上保安官を典型的なものとしてあげたわけでございますが、その他、これにほぼ近いもの、ほとんど同種と考えられるものとしては麻薬取締官、これはやはりみなピストルを持っておるというふうなことで、命がけの仕事だということが裏から証明できますので、そういうもの。それから監獄の職員、入国警備官、その辺のところはほぼ同じものと見てよろしいというふうな考えておりますので、おそらくその辺のところを規則で定めることにならうかと思ひております。

○伊藤(惣)委員 結局、それは同じような危険だと認定できるようなもの、いま例示としてあげら

れましたけれども、それ以外にも考えられる場合にはそれを対象とする、こういう意味ですか。

○佐藤(達)政府委員 生命、身体、財産の危険をおかしたという線を引きますと、大体いま申し上げましたようなところが一ぱい一ぱいだろうと思えます。それからそれについてまいりますと、またずっと連鎖的につながりが続いてまいりまして、遮断をすることはむずかしい。いままでの研究の結果ではそういう考え方でおります。

○伊藤(惣)委員 この間、川崎でがけくずれがございましたね。もともと、がけくずれの実験というものはある程度危険が予想されるが、結局は十六人ほどなくなつたわけでありまして、ああいう方々に対しては適用されるかどうか。

○佐藤(達)政府委員 これは私も一応念頭には入れましたけれども、同様の危険性ということになりますと、化学の実験室で実験に従事せられておる方々、その他あらゆる部面にずっと似たようなものが出てまいりますし、先ほど申しましたように、だんだんと連鎖的につながってきても線引きしようがないという点に關係が出てまいります。ですから、これは今回としては問題の外に置かざるを得ないという気持ちでおります。

○伊藤(惣)委員 先ほどの説明はわかるのですが、災害補償法の中でいま言ったようなものだけを取り出してはいるわけですが、これはどういう位置づけをしようとしているのか。また、このことについては、日本が独自でこういうことを考えられているのか。外国の例なんかはわれわれは一応参考には聞いたり何かしますが、そういうことの中で、外国はこうなっているとか、日本の場合はこういふことを考えているとかいうことがございいますか。

○島政府委員 この制度の趣旨につきましては、私も前から勧告いたしました内容に尽きているわけでございますが、ただいま川崎の例を御指摘になつたわけですが、私もこの制度を考へるにあたりまして、まず根本に立ち返りますと、国家公務員の災害補償につきましては、補償法の

中で、労災、労働基準法その他の社会保険制度との均衡をはからなければならぬという趣旨の規定がございいます。したがって、国だけが特殊な扱いをするというわけにはなかなかまいらない。その点は、補償法の給付内容、給付水準というものは、絶えず民間とバランスをとつていままて来ているわけでございます。

ところで、こういう警察官等、ただいま総裁から御説明したような職種の方々は、民間には実はいくつかの点に該当するような職種の方がおられない。私も今回考えました制度につきましては、まず、そういった国民の生命、財産または身体、保護に当たるといふ特殊の任務を担っている方々、それからそういう任務を高度の危険のもとに遂行しなければならぬという立場の方々、しかもそういう方々が行なう職務が非常に高度の危険にもかかわらず職務上あえて行なわなければならぬ、義務づけられているという三点を一応要件として、それに該当するものは一体どういう職種の方々であるかということでは私は立案したわけでございます。

したがって、たとえば警察官につきまして申し上げますと、警察官の職務内容としては、犯罪の捜査、犯人の逮捕、護送その他いろいろございいます。風俗営業法に基づく取り締まりであるとか交通規制の問題もございいます。その中で交通規制なんかに問題については、すべて高度の危険のものと行なう職務がどうかという点も若干疑問がございいます。その中で特に、同じ交通規制といつても、たとえば交通取り締まりのうちで白バイによつて違反車両を追跡中に、当該車両の妨害行為によつて転覆し、それによつて負傷したような場合を例にとりますと、これはまさに犯罪の捜査または逮捕行為として一応とらえられるのではないかと。したがって、単なる交通の規制というものは、今回は私どもの対象からはずしておるわけでございます。したがって、警察官の行なう職務がすべてこの対象かと言いますと、私もでは必ずしも今回はそのようにおはさるべきではない。さ

き申しましたように、民間には全くないといったものだけを取り上げたというのが、今回の私どもの提案した趣旨でございます。

したがって、先ほどの川崎の例でございますが、これは確かに、見方によつては非常に高度の危険があるという見方も成り立つと思ひますが、しかし、あそこには立ち会つた職員の方々は、必ずしもそれを行なわなければならぬ義務があるものとは考えていないわけでございます。ところが、警察官等の場合は、いま申しましたような方々の場合は、そういう危険があるにもかかわらず、あえて職務を行なわなければならぬ。その点に違いがあるということだと思ひます。

○伊藤(惣)委員 それだけじゃちょっと狭過ぎるのですよ。たとえば消防士なんかどうなりますか。消防士なんというのは、火を消すだけじゃなく、中に人がいるという場合は、ほんとうに危険をおかして助けに行くわけですよ。それから保安要員、たとえばガスだとか電気だとか、事故が起きた場合に保安要員は事故を防ぐために命をかけて行くわけですよ。もしか大爆発が起これば完全に一命を失うわけですよ。しかしながら、専門家である限りはそれを職務上遂行しなければならぬ。いまあなたがおっしゃつたように、命をかけて携わるということに限っている場合でも、こういうところに対してはどうなるかという率直な疑問が出てきます。それから高層建築、建築基準がいろいろありますけれども、三十六階でも何階でも、この基準に合っているかどうか、これを調査するのはやはり命がけですよ。建築が未完成なときに高いところのぼつていふような検査をする検査官、そういうような職種は幾らでもあるんじゃないですか。いかがですか。

○佐藤(達)政府委員 消防は問題になり得る一つの職種だろと思ひますが、これは国家公務員で現実の消防に当たる職員というのはいくらもありません。ですからわれわれのは国家公務員の受け持ちということで消防はあげておりませんし、われわれの考える範囲内ではない。しかし自治省あたり

では、相当熱心にいまおっしゃるような気持ちを持っておられるようなんでして、そちらのほうの問題として御了承願つておきたいと思ひます。それからがけくずれその他のお話も出ます。ただ、先ほど局長が答えましたように、私がさっき申し上げた点のうちのひとつのポイントは、公務員の公務災害補償の關係では、法律の条文の中に民間との均衡ということをつたつておるものから、民間のほうとのバランスを常に考えなければいかぬ。ところが、いま取り上げておられます警察官その他の一団の人々は、これは民間にない、国から命ぜられた業務として生命を賭してやらなければならぬという点において、民間にありません。ですから、これは何も遠慮せずにこの部分はやつてよからう。ただ、民間のほうにつきましては、これは本委員会等においてもたびたび御指摘がございましたように、民間でも上積みその他において相当優遇措置の講ぜられておる点があるんじゃないかと思ひますので、私もそれはその問題として今回調査をする心がまえでおりますから、そのほうは民間とのバランスを見ながら善処していかなざるを得ないだろう、そういう気持ちでおるわけでございます。

○伊藤(惣)委員 危険な職務に従事する保安要員という点について申し上げましたけれども、これは対象にすべきだと思ひます。

それから遭難した場合、よく、自衛隊とか、あるいはまた海上保安庁とかやりますね。その場合、そういうところに従事する者は対象になつてゐるのです。なつてないですか。たとえば飛行士もそうだし、一緒に乗っていく人間は、これはたとえ海上保安庁の中でも、直接に捜索し、直接に手を下すのではなくても、気象条件の非常に激しい中で海上を捜索するその飛行士、機関士、これは当然対象になると思ひますが、その点はどうですか。

○島政府委員 自衛官の問題は総理府のほうにお尋ね願ひたいと思ひます。海上保安官につきましては、警察官と同様の職

務を全部この対象にする考えであります。

それから、一般的な保安要員はどうかという御質問でございますが、これにつきましては、特に、そういう職務に忠実である保安要員であれば、そういう場合に当然しかるべき措置をするのが本来だと思ひますが、ただ、保安要員といふも法令上の根拠は特になく、これはないか。そういう場合に適當の措置をするという高度の危険が行なわれるような場合に、そういう業務を行なうことについて義務づけられていないという点に着目しますと、警察官等の場合と違ひがあるといふふうに私は考へておるわけでござい

ます。確かに先生のおっしゃる御趣旨はよくわかるんですが、いま総裁からもお答えがございまして、私どもでは絶えず民間とのバランスということを考へなければなりませんので、国のそういった危険職種というものは各省庁それぞれ相当たくさんございまして、それを一々広げるといふことになりまして、民間に對する波及といひますか、影響が非常に大きい。したがつてその問題については、民間において、労災以外に労働協約等によつて上積みがなされておるやに聞いておりますが、実態は必ずしも私もまだ十分つかんでおらないわけですが、いわゆる法定外給付といふものが相當行なわれておるやに聞いております。したがつてその問題は、今後法定外給付を十分調査して、どういふものが一体民間で行なわれているのかという点、国がそういうことに踏み切つた場合に民間に對してどの程度の影響があるかといふことを十分検討した上で、また今後の課題といひたいと思つております。

○山中国務大臣 自衛隊、防衛庁職員の場合は特別職の公務員でありますから、これは国家公務員の災害補償法の中では書いておりませんが、これに準ずる行動の範囲内における身分の問題は、たとえば災害派遣の場合の自衛隊職員、たゞいまお話しのとおり、それから自衛隊内のことでありまして、司法職員としての警務官といふものがあります。こういうものは防衛庁のほうで、政

令の段階において、国家公務員の災害補償に準ずる政令を講ずることによつて可能であると思ひます。

○伊藤(惣)委員 要するに、先ほどもいろいろ答弁がございましたけれども、適用範囲が狭過ぎますよ。それで各省においては法定外にいろいろ支給しているといふことでしよう。

○島政府委員 民間会社のことを申し上げたわけでありまして。

○伊藤(惣)委員 いえ、各省で……

○島政府委員 各省は、この国家公務員災害補償法に基づいて、全くその内容で給付しているわけでございます。したがつて、その以外にプラスアルファといふものは、一切支給されておらないわけでございます。

○伊藤(惣)委員 だから、少なくとも警察官に限つてなんと言ふから問題だと思ふのです。命がけでやる保安要員だとか——民間でない。民間には及ばないわけですから。各省にもそういった人たちがいるわけですよ。これは非常に数が少ないわけですが、だからそういった方々も対象にすべきではないかと私は言つておるわけですよ。そうしたら、あなたがさつき、各省においては何か考へておるみたいなきことをおっしゃつたでしよう。

○島政府委員 あるいは私の御説明が不十分だったかと思ひますが、各省にも相當危険業務に携わる方々がいろいろあります。ただ、そういう方々に、今回警察官等にとつた措置と同様の措置をとつた場合に、それと類似の仕事をやつておる方々が民間にもやはりあるのではなからうか。これは推測でございますから、はっきり断定して申し上げるわけにいかないわけですが、いづれにしても、そういった民間とのバランスといふことを考へますと、今回は全く民間に關係しない職種、職務内容をとらえた、こういうことでござい

ます。

○伊藤(惣)委員 いろいろ關係各省の中には、先ほども言つたように、危険な業務に携わる保安要員がたくさんいるわけですよ。その方々から見

れば、何だ警察官だけ、あるいは先ほど言ひました麻薬取締官とか、そういう人だけでわれわれなんか適用されないのか、という反発は出てきま

すよ。それはしかし、民間に与える影響を考へなければいけないから、なかなかむづかしいというのでしよう。だけれども事實關係は、警察官だつて、そういった危険な業務につく保安要員だつて、同じじゃないですか。

○島政府委員 先ほども申し上げましたように、そういう方々について今後全く考慮しないといふ意味ではなくて、そういうものについては、民間における法定外給付の実態を十分調査した上で今後の検討課題にしたい、このように申し上げたわけでございます。

○伊藤(惣)委員 だから最初から検討すればいいんですよ、あとから問題になつてから検討するな

んというのではなくて、これは、法務省の入国のためのあそこにいる警察官みたいな人、それから刑務所の警備をやつておる人、それから警察官、海上保安庁の捜査等を中心にして危険な業務に携わる方々、いまのところは大体四種類しか対象に

しなかつたわけですね。ほかにはあるのですか。

○島政府委員 警察官とほとんど同じでございますが、皇宮護衛官、これも対象にしております。もう一回申し上げますと、警察官、皇宮護衛官、海上保安官、麻薬取締官、監獄官吏、入国警備官、こういう方々に今回適用する。しかもその職務内容としては、特定の職務をとらえて、こういう方々が人事院で定めるような職務を行つた場合に適用する、こういうことを考へておるわけ

でございます。

○伊藤(惣)委員 そのほかに、各省において命がけで保安業務をしなければならぬ方々もいろいろあります。それは調査したのでしたか。

○島政府委員 警察官等の任務は、そういった保安要員の方々の任務と根本的に違ふところは、生命、身体に非常な危険がある、にもかかわらずあ

えてそういう職務を行なわなければならない。それによつて国民の生命、身体及び財産を守る、こ

ういう特殊の任務を負つておるわけでありまして。ところが、いま御指摘のように、各省になるほど危険業務に携わる方々がおりますが、そういう危険業務についてはあらかじめ防除措置が可能ではなからうかといふ点に着目すると、根本的に警察官とは異なる性質のものであるといふふうに私は理解しておるわけでございます。ただ、災害補償の補償という点に着目して考へてみた場合に、将来、そういうものについては全く一般職員と同じに扱つていいのかという問題は問題点として残るわけでございますが、その点は、先ほど来何回も申し上げましたように、今後の検討によつて十分また考へていきたいといふふうに思つて

ござい

ます。

きわめて素朴な考え方でございすけれども、まさしくそういうところに限定して、これは間違いないものというところで今回は意見を申し上げた。さらに、おっしゃるようなことはよくわかります。われわれも十分検討はしたことです。また、それらの人々に対しては何かの措置をとることは好ましいことは十分承知しておりますので、そういうお話も伺いながら、なお今後の調査とも兼ね合わせまして検討を進めてまいりたい、そういう気持ちであります。

○山中国務大臣 例をあげられました川崎のけくすれ事故ですが、これは危険が起こることを承知で実験をするというのは、公務員として幾ら科学技術庁の研究職員が中心であっても、よくないことであります。したがって、がけくすれが災害のときに住民に危険を及ぼすということに着目して研究をしたいという場合においては、その研究の範囲においては、目的を達するためには、研究に携わっている者まで危険になるような実験をあらかじめ承知の上でやることは、私はこれはどうかと思うので、そのためあたかも民間の有望な若いカメラマンの方々まで犠牲にしたわけでありまして、この責任問題は別として、あらかじめこういうものまで災害補償の特例の道を開いておくということは、私は国として姿勢の問題にも問題点が生ずると思います。その他の実験その他を各研究機関等でやりますけれども、これはあくまでも安全が前提としての実験がなされていなければならぬはずであります。人命を危険にさらすような実験を承知の上でやらせるとすれば、私は、国家公務員あるいは人間に対する国のあり方として問題があると思うわけでありまして。

保安要員についてはまさにいまのケースと同じでありますから、これはボーイラーとかその他の問題になると思ひますけれども、あるいは民間に通産省あたりが火薬や爆発物の検査等に行きます場合も、行ったら危険だと言ったら、おそろく立ち入らないだろうと思ひますし、そういう行ったら危険な状態をなくするための指導あるいは保安と

いうものを、保安はおそろく国の建物に関する行政上の保安の職務だと思ひますが、したがって、そういうものは危険でない状態ということ前提にしておりまして、この場合は危険であること承知の上であって、なおかつ職務上そこにおもむかなければならない、そしてその結果不幸にして死亡もしくは負傷したという人を対象にしておるわけでありまして、その点は、一応私としては限定されてしかるべきものと考えてるわけでありまして。

○伊藤(惣)委員 総務長官の考え方はよくわかるのですが、ただ、さっきも言ったように、警察官だけじゃない。要するに、がけくすれなんかについては、安全対策を十分やっていくべきことは当然そうだと思います。ただし、よくあります。小さな事故が起きた、その場合、それをどこに原因があるか、状況といいますが、実態といいますが、よく調査した上で事故を防ぐというような場合。あるいはまた、高層ビルの建築をやった場合、のぼりたくなっても職務上行かなければならない。そして手抜きはないか、技術的に定められた法律に合っているかどうか調べる。もちろん安全対策を十分講じて行ったとしても、それが不十分な場合墜死とか、あるいはボーイラーマンが注意を怠った場合であっても、やはり事故が起きる場合だって考えられますね。だから、そういう点については、あの人はこういうような状況のもとで命がけで事故を防ぐために行ったけれども、事故に巻き込まれてしまった、あの人は安全対策を十分したつもりで行ったけれども、実際にはそれより以上に事故に巻き込まれたというような場合には、限定しないで適用範囲を広げていくべきではないか、こう思ひます。いかがですか。人事院総裁はそれは前向きに検討するとおっしゃったから、総務長官からお聞きしたい。

○山中国務大臣 これは現行の国家公務員災害補償の中で、いまのままだと一律平等では、今日の社会情勢等の変化もあります。頻発する情勢から見

てこれではとても気の毒であるし、国としても申しわけがないということで着手をしたわけでありまして、あらかじめ予想されない危険、結果としては危険につながる場合によつてはあります。ようなものまで広げるといふ気持ちで、そのもも出発をしたわけではございません。やはり公務員の立場の中で、常時危険が察知されて、しかも本来国民のだれもが持つことを許可されない武器の携行をそのために許されておる職種というようなことにしほつて考えております。これは心情的に言えればかつては終戦後、税務署の職員が密造酒を摘発するときは、場所によつては危険なこともあつて手当たらないことも考えたらどうかという議論をしたくらいですけれども、しかし、そういう特殊なものはありませんが、現在のそういう一般社会の現状の中で、公務員の災害補償の中で特別にめんどろを見ておく必要があるというものは何だということに検討したわけでありまして、したがって私としては、人事院の意見があれば別であります。が、私のほうから人事院の意見を越えて対象を広げるといふ気持ちはありません。

○伊藤(惣)委員 わかりました。今後検討するといふ人事院総裁の話もありますから、それ以上言いませんけれども……。

次に、額の算定基準を百分の五十というふうにしたという根拠ですね、これを伺ひたい。

○島政府委員 災害補償の根本的な考え方というのは、その災害を受けた方の稼働能力というのか、どれだけかせいでおったか、その災害を受けたことによつて失われた部分、それを補てんとするといふことがそもそもの出発点だと思ひます。その場合にどの程度補てんするのが妥当であろうかといふことで現在の補償水準、補償給付内容がきめられておるといふことだと思ひます。

現在、わが国の災害補償、これは労災も同じでございますが、この水準はILO百二十一号に業務災害に関する給付の条約がございす。その水準に合せておるといふのが現在の補償内容で

ございす。ところで、今回こういった警察官等について国が特別な配慮をするという場合に、どこまでそれを配慮すべきかというところいろいろ考えたわけでございますが、現在は必ずしも一〇〇%補てんはしておらないわけでございます。ういう方々については国が特に特別な配慮をすべきであるといふことで、最高限度まで補てんして、平均的な遺族数はどのくらいであるかといふことを考えてみた場合に、大体遺族三人といふのが、私どもの計算した平均的な遺族数でございます。その遺族三人の場合を想定いたしました。その場合の得べかりし利益の喪失の完全補てんを行なうとすればどういふ数字が算出されるかといふことで計算しましたところ、現行補償の五割増しといふことで完全補てんになるといふことから、この五〇%という数字が出たわけでございます。

○伊藤(惣)委員 こういう補償をするような事態が起きることを私は望むわけじゃありませんけれども、万一こういうような場合には、百分の五十なんて言わずにもう少し高額の補償といふものを考えるべきではなかつたかと思ひます。

ところで、具体的に申し上げますと、浅間山荘で警官が不幸にしてなくなられたわけでありまして、けれども、その場合の例で伺ひたいのですが、もし現行の場合だと遺族の方はいくらももらえないのか。そしてまた、この法律を改正した場合にこれがどのくらいになるのか。具体的に答えてください。

○島政府委員 浅間山荘事件のときになくなられた内田警視と高見警部の場合の例でございす。が、お二人とも年金受給の対象になる方でございます。この改正が行なわれれば、内田警視の場合は年金が百十五万円でございます。これがこの改正によつて百七十二万六千円というふうになります。それから高見警部の場合は、改正前が九十一万一千円でございますが、この法案が成立しました場合には百三十六万六千円、この

ような数字になります。

○伊藤(惣)委員 要するに、百十五万が百七十何万ですか、一つの実例を申し上げても非常に安いんですね。だから、こういうような国家公務員の災害補償については、私は百分の五十というのには実在にない。いわゆる交通事故等によりまして、補償される金額は相当多いわけですね。なぜこういうような職務上において事故死、殉職した場合の補償額が低いのか、その点疑問に思うのです。

○島政府委員 先ほど申し上げましたように、このお二人の方はいずれも年金の受給対象になるわけでありまして、したがって、内田警視の場合には年額百十五万円が百七十二万円になるわけでありまして、したがって、月額にしますと、これを十二で割った約十四、五万円くらいの金額が出る、こういうことでございます。したがって、ただいまおっしゃったような自賠法の場合は、一時金として最高額五百万円。だから、一時金の場合と比較いたしますと、この年金は必ずしも低くないということができると思います。

○伊藤(惣)委員 自賠法とは比較できませんけれども、年金ですから、なくなれるまで出すわけです。それにしてもやはりこれは、そのときの物価指数であるとか、あるいはまたその社会情勢の変化に応じて、改正され支給されていくことが私は大事ではないかと思うのですが、その点はそうなるのでしょうか。

○島政府委員 完全なスライド制は現在行なわれておりませんが、ベースアップによって給与が改定になりますので、それに応じて平均給与額というものを改定いたしましたので、スライド制をとったと同じ実質的な効果を持つような措置をとっております。

○伊藤(惣)委員 総務長官に伺いたいのですけれども、沖縄の通貨交換、これについて二、三問、質問したいと思っております。それから警察庁の方に、交通事故問題について、これまた二、三問伺います。

初めに、総務長官、沖縄の通貨交換がドル三

百五円になったわけですが、その経緯と理由ですね。いまいろいろ沖縄で県民が心配して、話が違ふんじゃないかという意見もあるわけでありまして、それについて簡単に答えを願います。

○山中国務大臣 まず、三百五円の積算の根拠であります。これは金曜日の引け値まで含めた先週の土曜日から六日間の算術平均をとりまして、これが三百四十四円の端数であります。さらに、その金曜日、十三日の最終値は三百三十四円でありました。そのいずれか高いほうを採用し、かつまたその端数を切り上げるという計算方式をもって三百五円を割り出したわけでありまして、

ところで、まず第一に、三百六十円でなぜでないかという議論はたびたび議論をいたしておりますが、これは、日本が変動相場制に移行した瞬間にきわめて重大な情勢が沖縄の国民だけに起こり得る、ドル圏の円物資という生活の上からきわめて危険な状態になるというように、これを直観いたしましたので、十月八日に閉鎖して十月九日に、個人のすべての人々の無制限な手持ち現金並びに通貨性資産の確認を行ないました。その行なった金は、円がどれほど高くなるかと、ドルがまた同じように安くなるかと、復帰の時点において定められた交換レートに従ってその差額を完全に補てんをするという約束を一方にいたしております。でありますから、現時点における議論は、三百五円と、三百六十円がなぜできなかったかという差の議論でありますけれども、十月九日にチェックしたことに限ります。これは、予算では二百六十億計上いたしておりますが、これは義務経費として予備費の支出を当然しなければならぬので、その増加分が、レートが三百八円を下回ったことによる金額の増というものがネット

で十五億。その後もいろいろの要因、たとえば沖縄県民九十四万五千五百一十一名という国勢調査の結果であります。確認されたいわゆる交付を受けるべき県民は八十六万に達しました。大蔵としては、これを、名寄せ集計等においてきわめて疑問がある。一人で二回もしくは三回といひます

か、ダブつてもう人がおる可能性をはっきり数字が示しておるということを申し上げますが、私としては、やはり沖縄県民の子供の名前において預金をしていた人があるかもしれないし、そういうことを考えれば、義務教育の生徒だけで二十一万、幼稚園、赤ちゃんと含めればもっと数が多くなります。しかし、これは大蔵当局も、沖縄のそのような環境の中でやったことであるからというので、それを総計いたしますと三百五億円になるようであります。これだけの金が、十月九日以降のものとしては差損が完全に沖縄県民に二十日からは支払いが開始されるわけでありまして、

ところで現在の議論は、三百六十円であったならばという前提をもって賃金を読みかえ、そしてその賃金を読みかえたコストプッシュ要因に対しては、収入をそのために確保しなければならぬという、要するに企業者が一人、二人を雇っていても、いわゆる雇用の立場というもののからの労賃とコストをカバーする収益という問題がありまして、一方においては、末端における小売店というものが独自で三百六十円読みかえ等を行なっている例等がダブつていっているわけでありまして、

したがって、現実には消費者の個々の人たちは、自分たちは三百六十円で交換をしてもらえば、すなわち復帰の時点でもらえば、物価が三百六十円で換算されても別段差し引き損得はなかったのだ。しかし、それを三百五円という、すなわち県民の最悪の場合の願望であったと思われる三百八円の交換レートさえ適用されなかったことによる損失は、直ちにその日から、公共料金をはじめとする三百六十円読みかえによる支出の増となつて自分たちにかぶさってくるではないかという御意見があるわけでありまして。私は、これはきわめて通貨理論として説明のむずかしい問題でございますので、県民の皆さまに、現地においても完全に納得をしていただくだけの私の努力は果たせなかつた問題、企業においては、自分たちはそのドル

のチェックを受けなかったのだから損した一方だ、という言い方が通っております。しかし、もし企業で、十月九日の昨年の時点ですべて完全に債権債務の相殺をいたしますと、明らかに債務超過、いわゆる自分たちの借り入れの超過の部分ばかりで多いのが企業でありますので、これが全部三百六十円で換算されて相殺をされて、その残りがあれば見てもらえるばかりじゃなくて、ほとんどが残りが出て、いわゆる借り入れ金の返済のみが残る。それがしかも三百六十円で復帰後も返済をしていかなければならぬ。この点は業界ではよくわかっていっているわけでありまして、企業を経営する人は、自分たちの企業は、やはり返済は、三百五円になったことによつて、沖縄経済の個々の企業の体質というものの対して、かろうじてその点はマイナスにはならなかつたという感触は持つておられるわけですね。しかし、復帰直前の賃金読みかえによつて何らかの措置をせよということでありましたから、先般来お話し申し上げましたように大蔵委員会の附帯決議を受け、八十億の七年償還、二年据え置き、三%、低利のものをやることにいたしました。

しかし、ここまで御説明をいたしましたにもかかわらず、残るものは、十月九日からことしの五月十四日に至る約七ヶ月間の間に、琉球経済は確かに成長を遂げてまいりました。過去の成長の平均が一〇・八%。この一〇・八%が七ヶ月として、まるめて一〇%の成長があったと仮定をして、それがまるまる沖縄の経済の取りであった、ネット増であったと考へてみました場合に、個人個人に幾らずつ一体それがふえたのか、きわめてむずかしい議論です。昨年の十月九日のチェックの際に一万ドルチェックしてもらった。それが復帰時点の五月十四日では一万一千ドル持つていたという人は、間違いなく一〇%成長しているわけですね。でも、おそらく私の知っている範囲でも、また客観的にも、十月九日のチェックを受けてその仕組みがわかつてやれやれと安心されて、換物もしくはその他の有効な投資のほうに回されて、現金は

沖繩県内を回っておりますものの、その人の手元には現在ありませんから、チェックしたものと同じ金額は存在してないわけでありますから、不特定多数の県民の間を回っております。そこで、十月九日の人たちに一律に、かりにまるめて一〇%の成長に見合う部分を再交付するというのも、十月九日以降においては逆にきわめて悪平等という感じになります。しからば個々に所属ではないとするならば、沖繩県の経済発展の一〇%分に対してどのような金額とどのような考え方を持つべきか。まあこれは単純に比較できませんが、差損の補てんが今回のドルレートの設定によって、交換レートによって三百五億円に達するというのを先ほど申しました。これの一〇%と、かりにそういうとらえ方をしますと、約三十億円というのが、沖繩経済の昨年の十月以降の成長に対して国が措置をしていない分野である。この点は、私は理論的に確かに存在することを肯定いたします。したがって、沖繩県も、これをどのようにしていいかについて具体的な案は持っておりませんが、今後相談をして、沖繩県民のすべての人々が、自分も恩恵の対象になり得るようなものが何かあるのではないかと、もう少し私のほうで検討させていただきたい、このように考えます。

結びとして、沖繩県民の望み続けた復帰の直前に、国際通貨変動のやむを得ない立場による変動の措置であったとはいえ、何の責任もなく、相談を受けても返事のしようすんなかった沖繩の人たちに、復帰直前に復帰の喜びの道のりをどろんこにしてしまった、非常な不安と動揺を与えてしまったという責任を、私としてはきびしく痛感するものであります。心からおわびをしたいと思います。

○伊藤(憲)委員 もう一問聞きたいのですが、三百五十円にきまつたことに関連しまして、公務員とか民間労働者の賃金はどのようなことになるのか。
○山中国務大臣 公務員のほうは、すでに、この委員会における質疑応答でも、最後までめめまし

た差額手当の換算の問題も、すべて解決をいたしました。公務員諸君は、すべて安心してそれぞれの持ち場にいられます。さらにそれに準ずるものとしては、沖繩県に引き継いだ水道公社、これは少しまだ何か残っているような話がありましたが、これは県と職員との問題として、公務員に準ずる解決はできるはずであります。あとは開発金融公庫に引き継ぎました職員、それから電力株式会社を引き継ぎました職員、これもすべて解決をいたしました。

さらに民間のほうは、これも先ほどちよつと説明したつもりであります。もう一べん申し上げますと、琉球政府から要請のありましたものについては、産発から十億、大衆金融公庫から七億六千万、そして金融機関の貸し倒れ準備金繰り入れの限度額を千分の十五とすることによる沖繩側の受けるメリットによる消化というもので一応措置はいたしましたわけでありますが、私としては、やはり一人雇っても雇用主は雇用主、一人雇われていても賃金をもらう立場の労働者は労働者でありますから、どこまでいっているかについて若干調査いたしましたところ、その措置では五〇%ぐらいしかいっていないだろうという話がありましたので、それではというので、その問題のためにのみ八十億円以内の七年償還、二年据え置き、三%という低利の資金を融通することにより、それを、いままでの実質上の操作であります。融資基準はそういうことは書かせんけれども、実質上の操作は、その条件で受けた金をもって、いままですり入れている金の肩がわりということにより受けるメリットによって消化ができるということで、大体、私、現地で聞きました範囲でも、やっていくだろうということでございますから、人を雇い、雇われている関係は、それで終わると思います。

さらに問題は、商売人のほうはたいへんいいことをした、しかしわれわれ農民あるいは半農半漁の漁村、こういうものは、昨年の台風、干ばつによってどれくらい目にあつて、そしていま復帰まで

は、利子補給まで予算措置を受けて中金から金を借りておる、しかし復帰の日からその利子補給はなくなる、われわれには多額の負債が残っている、しかも農業所得につながる生産は、キビ、パイン等についてもすぐに収益に直結しないという人たちの上にも、同じ配慮がなされなければいけません。今回の金融公庫の中では、それぞれ、四%の二十年償還、あるいは五%の二十年償還等の特利長期の条件が設定してありますが、その条件を選ばず自由であるならば、一方企業に対してなされた措置に対すると同様の、七年償還の二年据え置き、三%の条件で別ワクでもって金を借りる道も設定をいたしてございます。したがって、それらのことにより、農漁民も含めて賃金の問題は、八十億の問題であります。大体解決をしたものと考えております。

なお、現地で私も見ました、あるいは直接スト中の組合員の人、長官、あなたの所管ではありませんが、私たちの訴えも聞いてくださいと言われました。アメリカ系の銀行の、アメリカ本土にある本社に対する団体交渉の賃金問題、ベースアップ問題であります。読みかえ問題は済んだと言っておりますけれども、その問題等が若干復帰の日まで残っております。これらも遠からず解決するものと考えます。

○伊藤(憲)委員 警察庁に伺いたいのですけれども、最近非常に交通事故が多くて問題になっております。昭和四十六年の交通事故の状況と、それからもう一つは特徴的な事故発生の問題。どういうことが一番多く起きているのか、それをまず初めにお聞きしたい。

○池田説明員 昭和四十六年の交通事故の発生状況でございますけれども、発生件数が七十万二百九十件でございます。死者数が一万六千二百七十八人、負傷者が九十四万九千六百八十九人といたつたような状況でございます。一昨年に比べますと、発生で二・五%、死者数で二・九%、負傷者数で三・二%というふうに減少をいたしております。この件数、死者、負傷者がそろつて前

年よりも減少いたしましたのは、昨年初めてでございます。

なお、本年に入りましてからの状況でございますけれども、昨日現在で、死者数で申しますと五千五百六十八人の方がなくなつておられます。昨年の同日に比べますと百九十四名の減、こういったような状況でございます。

なお、昨年の事故の特徴でございますけれども、特に死亡事故につきまして申し上げますと、まず地域の問題でございますが、全般的に見まして大都市では減少しているというところでございますが、その反面、特に首都周辺のいわゆるドーナツ現象と申しますか、そういった各県で非常に増加しているというようなこと。それから東北でございますとか九州、これは福岡以外の九州でございますが、それから四国というところろでは急激に伸びているというように、モータリゼーションの増勢が非常に激しい、それに交通環境なりいろいろな条件で追いついていないというところに事故が増加しておるといのが特徴であるというふうに考えております。

それから二番目には、この地域の問題にも関連すると思ひますけれども、特に時期の問題でございますが、夏休みの八月でございますとか、行楽期の五月でございますとか十月、十一月、こういった時期に非常にふえておまして、そのふえておりますところが、いわゆるレジャー交通の多いところと申しますか、そういった県に多発している。曜日別に分けますと、土曜日、日曜日というのが一番死亡事故の発生が多いということでございます。特にこれは地域的に申しまして、東京都内になりますと、曜日別では日曜日というのは一番事故が少ないわけでございますが、そういったレジャー県では一番多い、こういったような現象を来してきております。

それから事故の形態でございますけれども、車のあるいは車と自転車という事故でございますが、これが一昨年に比べますと大幅に減少いたしました。よく走る棺おけと申しますが、車同士の

事故、これが相対的にふえてまいりまして、ほぼ同数という比率を占めておるといふのが特徴であるかと思ひます。また、車の中では二輪車乗車中の死亡事故がふえている、これが特徴であろうというふうに考へております。

それから年齢別でございますけれども、子供と老人の死者数が全体として減少しているわけでございしますが、幼児の死者は横ばい、こういうことでございします。同じ子供にいたしましても、高年層の者は減少しておりますけれども、幼児につきましては依然として減らないというような状況がございします。

それから車の種別で申しますと、営業用の自動車と営業用、家用用の貨物、その事故はそれぞれ減少しておりますけれども、家用の自動車が非常に事故がふえております。これはレジャー交通の増加という点とも相当関連があるのじやなからうかというふうに考へております。

それから原因別の中で特に特徴としてあげられますのは、酒酔い関係の事故というの是非常に減っております。そのかわり、依然として多いのはやはりスピード違反に関連がありますような事故、こういうのがふえているというのが特徴であるかと思ひます。

一般的概略は以上のとおりであります。

○伊藤(惣)委員 事故の中で、安全地帯に激突すると、安全地帯というものによって事故が発生したという件数はどんなものですか。

○池田説明員 車を原因といたします事故の中で、車両単独事故というのがございしますが、これが全体で五万二千九百四十四件ほどございまして、比率で申しますと七・二％程度でございますが、その中で、安全地帯に衝突いたしましたという件数は六百十五件でございまして、比率で申しますと〇・一％というふうになっております。そのほかに、分離帯にぶつかったというふうなもの、あるいは防護柵にぶつかったというふうなもの、それから転倒した、駐車車両にぶつかった、こういうものを合わせまして、先ほど申し上げましたような

七・二％ということになっております。

この件数は、比率で申しまして、一昨年から七・四％ということでございますから、若干減つておる、少しづつ減りつつあるということでございます。これは一つは、路面電車の撤去等がございまして、安全地帯が少なくなつてゐるというふうな点等もあるのじやなからうかと思ひます。

ただ、この車両の単独事故で特に私も注目しておりますのは、高速道路でございまして、自動車を専用道路でございまして、大体四八％程度は車両単独の事故ということになっております。この点は、最近の非常に目立つた現象ではなからうかというふうに考へております。

○伊藤(惣)委員 私はきょう問題提起を一つしておきたいと思つておるんですが、要するに安全地帯であるべきなのに実は危険地帯になつてゐるという例であります。いま確かに、単独事故の中で安全地帯に激突したというふうなのは〇・一％ですが、そういうふうな数字が出ましたが、実は届けたのがそれだけであつて、無届けの単独事故というのが相当数あると思ふ。

といふのは、一つの例を申し上げますと環状七号線、あそこは事故多発でもって非常に有名なところですね。ある場所においては中央に金網が張つてある、ある場所においてはベンキだけ塗つてある、ある場所においては長さ三十センチ、高さ約五センチほどのものをずつとしております。私が申し上げたい点は、雨の日とか、あるいはまた非常に視界が悪いときに、この中央に引かれてある分離帯というのですか、これが見えないわけですね。一つの例で申し上げますと、実は私もマイカーですら自分で運転してありますが、環七の赤羽の近くですが、あそこは事故が多いもので、十分注意するんですけれども、雨の日など三十センチ程度のものが見えない。ですから乗り上げてしまふ。私の場合は乗り上げるだけで、タイヤが破れただけで終わりましたけれども、そこ

の交番のおまわりさんに聞いたところが、しょつちゅう起きるということで、結局、安全地帯が危険地帯になつてゐるのじやないか。しかも交差点といつても、カーブする場合は早く回らうとしますが、直角というふうには回らない。やはり斜めに回る。しかもそれから二十メートル先から金網になつてゐます。ですから、私は夕方でありましたけれども、視界の悪いとき、雨が降つたとき、あるいは夜、こういうときにはほとんどの車が乗り上げる。あるいはまた、信濃町のところに高速道路から出てくるところがある。私はいつも高速道路を利用しますが、たびたび外車やほかの車が右に曲がる時にぶつてゐる。それを私は見てゐるわけですね。結局安全地帯といふべきであるはずなのに、危険地帯になつてゐる。しかも道路と同じ色になつてゐますので、非常にむずかしい。

それから環状六号線の中においても、少し土を盛り上げて金網のものが置いてありますね。それでUターンしてもいいことになつてゐる。それがために、車両によつては、物が落ちたり接触したりという事故がある、こういう問題。

それからもう一つはガードレールの問題。駅周辺にずいぶんガードレールがあります。ただそこに電柱がある。電柱とガードレールの間が三十センチだ。電柱がまん中であつて、三十センチの非常に狭いところが歩道としてあります。だけれども歩けない。だから車道を歩いていく、こういうようなことが実はあるわけですね。

私は、単独事故で警察に届け出る人は、よほどのことがなければないと思ふのです。ですから、届け出ない単独事故というのはいくらもある。しかもそういう安全地帯に激突する。手前までは白線だけ、急に盛り上がりつてゐる。あるいは金網があるところから高くつてゐる。あるいは金網からだいたい離れて先のほうにそういう中央分離帯がある。こういうことを統一しなければ、私はやるべきじやないと思ふのです。しかもそういう場合には、明確に見えるように夜光塗料を塗るなり、ここは盛り上がりつてゐるんだぞというのを

もっと明確に明示するような行政指導。あるいはまた、あまりにもそういう単独事故が多ければ、そういうことをやらない。私は、車を利用している人は、全部そういうことを思つてゐるのじやないかと思ふのです。その点どう考へますか。

○池田説明員 分離帯その他、本来安全のためにつくられてゐる施設でございますから、不備がございします点は、おつしやるように早急に直さなければいけないと思ひます。警察といたしまして、これらの施設は実は道路管理者がつくるようになっておりますので、実態に即しまして、警察のほうからも御趣旨の点を十分に道路管理者に伝えまして、早急に改善するように取り計らつてもらうように要望したい、こういうふうに考へます。

○伊藤(惣)委員 ガードレールを全部はずせなんて、私、言つてゐるわけじやないんですね。そういうところについては、ケース・バイ・ケースですが、そこをはずしてまた張るとか、あるいは環七のような交通事故が多いところについては金網は全部やるとか、あるいは、ほかの方法でやれるものならそれをやるとかする。三十センチの高さの道路と同じ色のようなものはきつめて危険ですよ。こういうようなことは、私は法律ではないと思ひますけれども、即刻やめるべきだと思ふのです。線を引くか、あるいは金網を張るか、それはかまいません。ただ、目に見えないような、単なるコンクリートを厚くして道路の中央に分離帯をこんな高さですつとやるといふことは、非常に問題があるように思ひます。そういう点について道路監督者に注意しろというんじやなくて、私はそういうことはやめたほうがいいと思ふのです。いかがですか。

○池田説明員 御趣旨の点につきましては、さつそく担当でございします建設省へ十分申し伝えたいと思ひます。

○伊藤(惣)委員 じゃ、同僚委員の質問もありますから、これで終わります。

○伊藤委員長 受田新吉君。

○受田委員 この法律改正案は、非常に愛情に富んだ政治の一翼であると感じます。私たちも、こうした公務に精励する諸君に希望をわかしめるような法律の審査をすることは、きわめて楽しいわけでございます。ただ、この法律案の審査にあたって問題点が幾つか出ております。伊藤議員の質問されたこととなるべく重複しないように心を使いながら、お尋ねをしてみたいと思います。

国家公務員法二十三条の規定による人事院総裁としての政府に対する意見の申し出、これが今まで歴史的に幾つくりございまして、人事院創始以来の件数をお示し願いたいです。

○佐藤(達)政府委員 国家公務員災害補償法関係はわりに多いのですが、これについて、従来、昭和四十五年までの間に三回ありまして、今度が四回目ということになります。そのほかに、最近では御承知のように、学校の先生の超勤問題の教職調整関係の意見の申し出、これは最近ではわりあい大きいほうであろうと思います。

○受田委員 「この法律目的達成上、法令の制定又は改廃に意見があるときは」という、「この意見」というものの中には退職年金関係のものが入るのですかどうですか。

○佐藤(達)政府委員 「この法律目的達成上」ということで非常に広く打ち出しておりますから、われわれとしては、なるべくこれを広くとりたいという気持ちであることはお察しいただけると思いますが、とにかく可能か不可能かとお尋ねになれば、私は可能だろうと思う。ただ、退職年金関係は、前に申し上げたことがあると思えますけれども、これは総理府に恩給局という非常に大きな機構があり、また恩給関係の審議機関としても有力な審議機関がございまして、大体そちらのほうでやっていたらいいというところもございまして、われわれとしては、別段にこのほうで積極的にならなければならないというところもありません。入るか入らぬかとお尋ねになれば、それは入りますというお答えを申し上げます。

筋だと思えます。

○受田委員 俸給表などに対する問題は、これは大体意見でなくして勧告で片づけるわけですね。

○佐藤(達)政府委員 そのとおりでございます。勧告事項というのは、また国家公務員法にちゃんと列挙されておりますから、これに当たれば勧告の形でまいります。

○受田委員 この法律の規定に基づく意見の申し出というものが単なる思いつきであつてはならない。人事院の権威において、あとから見ても後世の人が、人事院総裁佐藤先生が御在任中はなかなかいい意見の申し出があつたわいなと感嘆しゅうするよう、そういう申し出でなければならぬと思うのです。

その意味において、このたびの、勧告でなくして意見の申し出というものを拝見しますと、これは災害補償関係が過去においてすでに三回なされ、今回で四回ということでありまして、警察官、海上保安官等の警察職務に従事する皆さんの場合を指摘してあるのですが、その他の職員の場合、つまりこうした危険な任務につく者以外の問題について意見の申し出ということ、現在何の問題になつていないものはありませんか。申し出になるまでには至っていないが、粗上にはなつてい

るもの、人事院で検討しているものはありませんか。

○佐藤(達)政府委員 危険な業務という点をわれわれの仕事の面から申しますと、御承知のように特殊勤務手当というのがございまして、これは働いていらいしやるその段階において、たとえば高いところで危険な作業をされるというような事態を列挙いたしまして、特殊勤務手当によって相当の措置を講じておるわけでございますけれども、いまの御指摘のように、この公務災害補償という面からは、われわれとしては、現在、今度意見を申し上げましたこの点に限っては、これはぜひ実現していただきたい。しかし、それに連なるいろいろなお話も先ほど来でございます。これはこれとしてやはり常に関心を持って、この改善方法を

を考えていかなければならない。ただし、この警察官に関する、これに近いグループは、これは民間の企業にはない業態である。したがって、公務災害補償法にありませんように、民間の関係と均衡をはかれない条件から言いますと、民間にないものだからこれは独自で打ち出せという点においては、はつきりそこをけじめがつくわけです。あとは保安要員その他の問題が、これは民間にも共通の問題としてございまして、したがって、それはそれとして、われわれとしても今年度民間のこういった関係の調査をやり始めておるわけですが、それらの結果をも勘案しながら、なお宿題として研究していかなければならぬ、ここにはつきり段階が分かれるわけでございます。

○受田委員 この警察官、海上保安官、これは民間に類似のものがない。一面、いま御指摘のような保安要員という、ガードマンというものが現実には数が多いわけですが、さつき伊藤委員がちょっと触れておられたかと思うのですが、交通関係の警察官というものは、どう見ても危険な任務につかざるを得ない場合がたくさんあると私は思うのです。これはさつき警察庁の方が、逃していき車をつかまえて、引きずられていく場合を例示されましたけれども、もういまでも、ひき逃げ、体当たり、それからひたたり、こういうものが平然と行なわれる交通地獄の中で、ますます交通犯罪はふえておる。そういう場合に、危険を顧みず、人民の生命、財産、身体保護のために、警察官がその交通地獄の中へ飛び込んでその犯罪を防止して一般の人民を守ろうとするならば、当然こうした警察官の、ここに指摘されたような場合と同じような危険がある、私はこう判断するのですが、人事院総裁としては、いまの交通警察官というものはこれは入れてないのですか。それを含めてもいいことにはしてあるのですか。つまり、その内容についてはまかしてあるのですか。そこをひとつ……

○佐藤(達)政府委員 われわれとしては、警察官というところで一つ押えまして、今度はその職務

といいますが、職務遂行の実態をとらえました。ですから、いまちやうどいい例を出しになりましたが、交通巡査の例で申し上げますと、道路の片すみに笛を吹いておられる、あるいは自動車の往來するまんなかに何か踏み台のようなものを置いて、そこで手信号をやっておられる、これは相当危険はございます。しかし、その段階においては、これはほかに、たとえば道路の工事に従事されている。これは、自動車の非常にひんぱんに往來する中で、身を挺してやはり道路工事をなさなければならない職種の人もおられるわけですね。これは警察以外にです。それらの警察の人々と共通の面を持つ道路のいまの危険工事については、先ほど申しましたように、われわれとしては特殊勤務手当を差し上げておるわけですが、ただ、被害をお受けになつた場合については、これはいまのところまだ考えておらない段階。したがって、交通巡査の方々にしても、そういう職務執行の面についてはこのワクには入らない。しかし交通巡査の方が、いまのように、自動車のひき逃げその他によって、血みどろになつても追つかけていて犯人をつかまなければならない、その仕事になつてくると、まさにこれに該当するということになります。

○受田委員 そうすると、範囲が相当広がつておることがよくわかるわけです。それを受けた総理府としては、警察庁のどなたからでも、官房長からでもけっこうですが、いまの総裁の意見の申し出の内容について、交通警察の場合にはどの程度をこれの対象にしようとするのか。交通警察の場合に例をとって御答弁願います。

○土金政府委員 お答え申し上げます。ただいま総裁から御答弁がございましたように、交通の取り締まり全部が入るというわけではなく、この法案の、犯罪の捜査、被疑者あるいは犯人の逮捕ということに該当するようなものがこれに入る、こういうことにならうかと存じます。つまり、交通取り締まりのうちで、高度の危険をおかして職務を遂行した結果受けた災害、つまり

特別公務災害の態様の場合には、ただいま申しました捜査あるいは逮捕の行為に当たる者、こういうふうには私もは考えておりますので、これによって適用していただける、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○受田委員 そうした場合に、死亡した職員の新しい処遇の比率がこへ出ておるわけですから、その遺族に対する補償とあわせて、ここで関連して聞きたいのは、共済組合の年金の金額はどのくらいなのか。つまり一定の退職年金受給資格の年限に達せずして、警察官になってすぐこうした場合に死亡をしたという場合に、遺族に対する公務扶助料、年金、こういうものはどういうふうな計算されるのか、御答弁願います。災害補償額とあわせて遺族年金の支給額。

○大塚説明員 お答え申し上げます。

共済組合の額の関係でございますが、ただいま先生おっしゃいました額の関係につきましては、具体的な額と申しますのが、計算方法がその調査の死亡当時の給与額によっているのです。したがって、明確な額というものは申し上げにくいわけでございますが、その共済組合の給与額の法律で定められました一定額、共済組合の額でございますと百分の四十ぐらいの程度のもので支給されるという形に相なると存じます。

○受田委員 これは非常にデリケートで大切な問題ですが、公務と認定されるかされざるかによって、その遺族に対する手当がばく大な違いになってくるわけですね。公務扶助料となれば、公務員になってすぐなくなっても、その遺族に公務扶助料が支給される。ところが、公務性を欠いておれば普通の扶助料さえもらえない、こういう形になるのです。その職務についてたとえ一カ月にしても、公務で死亡すれば公務扶助料が遺族にもらえる、こういう形ですね。

○大塚説明員 現在、先生のおっしゃいましたケースでございますれば、公務災害に当たると思っています。

○受田委員 私、扶助料のことを言っているのです。

す。遺族に対する扶助料の額を質問しているわけですが、公務死の場合の。

○大塚説明員 申し上げます。公務死の場合におきましては、共済組合におきましては、先ほど申し上げましたように、俸給年額の百分の四十に加算。これは遺族の数によりまして若干の加算が行なわれるわけでございます。

○受田委員 公務に従事してすぐ公務死をしたら、すぐ遺族に公務扶助料が来るわけですね。そうなんです。ところが公務と認定されない場合は、遺族は非常にさびしい話ですが、もう葬祭料その他、一時的な儀礼的なもので片づけられるという形になっておる。つまり公務にするかしないかでその遺族は非常に大きな運命の岐路に立つということを私はお尋ねしているわけですが、そのとおりでございますか。

○大塚説明員 お答え申し上げます。ただいまの公務外の問題につきましては、共済組合の範囲に限り申し上げますと、俸給年額に對しまして、大體職員は俸給年額の百分の十から加算をつけられるという形で、かなり差等が出てくるわけでございます。

○受田委員 私がお尋ねしているのは、公務死でなくなった場合の遺族と公務でない形でなくなった場合の遺族で、つまり私が申し上げているのは、共済年金の受給資格に達せざる場合の、公務に従事して初期における公務員の場合には、非常に大きな差があることをいま指摘しておるわけですね。そこで筋がおわかりと思うのですが、公務に従事して一年後において、公務と認定されて死亡した遺族と、公務にあらずして死亡した遺族の処遇の大あらしの相違点を御指摘願います。

○大塚説明員 正確な数字はちよつと申し上げかねると存じますけれども、公務外の死亡で勤務してからすぐの場合におきましては、年金の関係は出てまいりません。十年をこえた場合において初めて年金の関係が出てくるわけでございます。したがって、甲斐金と共済組合関係でございますと、一時金という形で処遇せられるというこ

とになっております。

○受田委員 その意味で、この法律の適用について、災害補償法の対象になり、そして特にこうした障害補償、遺族補償の金額を定められる段階に、非常に神聖な判断をしなければならぬのです。この公務性の判断は、これは大事なことで、よいかげん判断をしては困るわけなんです。法律の適用は厳正にしなければならぬと同時に、また一方では、ある程度状況酌量によって有利に解釈してあげるといふほうがいいと私は思うのです。

この間の浅間山荘事件のときに例をとります。が、全国民注視のもとに行なわれた犯人たち検挙の方法などから考えて、あの付近の警察、派出所などにおつた巡査は、警察官は、あの山荘におつたやつがいつ、夜飛び出て――まだ包囲しない前です。その警察、派出所を襲うかもしれないという危険な地域になる。これは浅間山荘事件。またもう一つ今度別に、東京などで暴力学生がわつさわつ騒いで、終始騒ぐ地点がある。その付近にある警官の派出所は、いつこれも襲われるかもしれない。また、暴力学生等が騒ぎ回って襲撃を加えるような付近にあった建物一般の人々も非常に危険な立場にあるのだから、そのまわりにおつた警察官であるということになると、別にその日に任務がなくとも、任務のとき以外にでも、一般の人民の生命、財産を保護するために、勤務外にでもこれは働かなければならぬではないかと思うのですが、そういう場合の公務性、危険性というものの比較を、私、お尋ねしてみたい。

いいですか。直接襲撃を加えて彼らを逮捕しようとした警察官の二人がなくなつた。今度このためにこの法律の適用を受ける。ところが、自分の任務にあらざる時間で、しかし外部から暴力学生がどんだん襲いかかる。あるいは学生でなくても、暴徒が襲いかかって国民の生命、財産の危険がある。それを救うために、勤務外の警察官が、公務執行時間でないときに、警察官の職務からこれを鎮圧しようとした場合の補償、これはどう

いうふうになるのか。比較論、勤務時間との関係、勤務場所、そういうものとの関係で大事な問題。つまり、公務かいなか、あるいはその公務の高さをどう見るか。これに該当する公務か、あるいは普通の公務かと、いろいろと認定のしかたがありますので、警察庁としてもこの法律をお出しになると同時に考えておられると思うのですが、

○土金政府委員 お答え申し上げます。

警察官の職務というか、職務は、単に勤務時間中だけの責務ということではございません。したがって、四六時中、凶暴な犯人を逮捕する必要があるという場合にはその職責を遂行しなければならぬ、こういうことになるわけでございまして、したがって、そういう場合に災害をこうむつた、こういう場合には、それに応じて、あるいは公務災害、あるいはその態様によりまして特別公務災害にもなり得る、こういうことになるかと存じます。

○受田委員 今回のこの法律で、高度の危険が予測される状況下で、自分は担当時間でもなければ担当職務でもない、ただ単に警察官だ。しかし、その被疑者の逮捕、捜査、それから犯罪の防止、制止のために、自分は警察官という意識に燃えて、高度の危険が予測される状況下というものは、たまたま偶然そこに来たにすぎないのだ、全く偶然の状況下で警察官であるがゆえにそれに飛び込んで、その犯罪の捜査、防止に当たつた。予測してじゃないのです。予測される状況下じゃなかった。ちよつと結果から見ると予測される状況下になった。その危険をおかしてやつたというときは、やはりこの法律が適用になるか。つまり、勤務場所でもなければ、東京都のどこそここの警察にとめておられるんじゃないかと、私服で一般人として町へ行つたら、ちよつとこれと同じような暴力、暴徒が町で騒ぎ立てて、日比谷焼き打ち事件のようなものをやりかけた。こういうときに私服でちよつとそこを通りかけた。高度の危険が予測される状況下であつたのでなくして、たまたま

そこへぱつと行つて、それが結果から見ると危険が予測される状況下であつた。私服で勤務時間が、たまたま散歩に出てそういう状況にぶつかった、そういうときもやはりこの法律の適用を受ける、こういうふうに判断してよろしゅうございませうか。

○大塚説明員
お答え申し上げます。

具体的には、事実の認定、態様の関係等、かなり判断の分かれてくる場合もあると存じますが、私どもといたしましては、人事院とこの問題につきまして検討いたしました場合におきまして、そのような場合のいわゆる予測というものにつきましては、かなり時間が接近しておりましても、そのようないふ、先生のおっしゃいますような深刻な事態の場合におきまして、警察官としてはつきりとした明確な職務執行の態様であるならば該当するものであるという判断を持つておるわけでございませう。

○受田委員 危険が予測される事態が、たとえば

暴徒が今晩は日比谷のほうからデモに行つて焼き打ちするかもしれないという事件が起こる、そういうのを予測して、自分もひよつとしたらという危険を感じながら、いざというときは行こうという氣持で私服で散歩に出かけた。たまたまそこであつた事件が起こつた。勤務場所でもなければ勤務時間でもない。ただ私は個人として参加した、そういうときに、それが公の人か警察官か知らずして、一般のそのまわりにおける通行人と思つて、それをやつけるというような場合に、はね返して、そのためにとうとう殺された。一般民衆の中へ入つた警察官に、警察官という意識を民間の人にも持たないというようなことも起こり得ると思ひますね、現実の問題として。そういう場合は、やはり同様の、いまおっしゃつたような線で、公務、つまり常時どこにおつても警察官だという、そのやつておけることは全部勤務者と見なす、こういうことになるのですか。

○島政府委員 私ども意見の申し出をした立場と

して、いまの点をお答えいたします。

た。いまの高度の危険が予測される状況下にあるということの解釈の問題になろうと思いますが、これは必ずしも本人があらかじめ予測するといふことにかかわらず、客観的にそのような状況であれば足りるというふうに私どもは考えております。したがっていましていただいたような場合も、警察当局ともあらかじめいろいろ御相談をしておるところでございますが、ただいま先生の御指摘にもなりましたような事例は、原則としてこの法律の適用を受けるものというふうに了解しております。

○受田委員
人事院のお考えもそういうところに

おありのようです。私服で町を歩かれる警察官の場合は、全く私人という気持ちで多少悪いことをする場合もある。それは現実新聞にもちよいちよい出る事件が起こっている。しかし、何か事件が起こってきた場合には、その場ですぐ今度事件は、一般市民として、警察官かわからぬようにして一般人と同じように悪いことをしておつた人であるが、急にいいことをするほうに変わるわけである。悪いことというのは、ちよつとことばが適當でないかもしれませんが、私人として自由行動、プライベートの行動をしている人が、その場で危険にぶつかると、私服のままで、プライベートでなく、すぐ公務に変わる。これは警察官の場合に特殊の使命だと思ふのですが、日本じゅうどこへ行っても警察手帳を出せば警察官になるという意味でなくて、常に警察官である、こういうことですね。だからその場合は、危険が予測されなくても、たまたまそれが結果から見たら予測されるという場合でも適用になるといふお話であります。そこで、昨年の川崎のがけくずれの事件のことなんですけれども、こういう場合にがけくずれる、というのは、山を水で流していけば、これはがけくずれる危険は多分にあるわけです。科学者といふのはやはり抜けるところもありますから、危険ではない、ないといふけれども、高い山を水で流せば、それはもうくずすために実験しておるの

ですから、危険があるかないかを調べるのがあ

事件だったんですから、したがって当然山くすれという高度の危険が一方であるのです。常識で考えて一方にある。そういう場合にも科学者はあぶなくないと言う。しかし、そこにおける科学者は非常に危険を感じながら、科学者が言うからということになっているが、非常に危険な状況にあることは、結果から見て明らかになっておる。結果から見たら危険の予想される場合を含むとおっしゃったが、川崎の事件は、結果から見たら完全に危険が予測される状況であった。川崎の事件はその意味から、結果から言ったら該当すると思いますが、

職員局長どうでしょう。

ど来、警察官等の高度の危険が予測される状況下における職務との根本的な違いは、と、川崎の場に見てきわめて高度の危険があつたと、川崎の場合もあるいはそのようなことが言えようかと思ひますが、ただ警察官等の場合、犯罪の捜査あるいは犯人の逮捕等の場合においては、きわめて高度の危険があるという場合にもそれを避けることが、ではない。防除措置ができないのである。しかし、それを行なわなければならない職務上の義務、というものが課せられてゐると思ひます。ところが川崎の例は、なるほど結果的には、そのような実験というものはきわめて危険な実験であつたといふことが言えようと思ひますが、それはやはりその場合には安全管理が必ずしも十分ではなかつたのではないか。当然それは事前に、そのような実験をむしろもう少し慎重な配慮のもとに行なうべきではなかつたか。したがつて、その場合には、警察官のように必ずしも職務を行なわなければならない客観的な義務といひますが、客観的な事情は川崎の場合にはなかつたのではないか。片や警察官の場合は職務を遂行しなければならない義務がございますが、川崎のような例は必ずしもそのような義務はない。十分事前の防除措置を講ずるべきであつた。その点において、警察官等の生ほど来、の例とは根本的に違ふものであるといふと

うに理解いたしております。

○受田雲興 和・いまの論理の置きとこを以て肩
があると思うのですが、川崎の場合は、避けるこ
とのできない危険に結果はなっただけです。逃げよ
うにも逃げられないでろの中に現実に入っただ
ですね。これほど大きな危険はないんです。つま
り、走って逃げられぬのほうに先にいくん
だから、もう完全に逃げる道がない。

ところが浅間山荘事件には、警察のやり方に欠

附かゝつたとき、私は指揮官の道を得ないといふわけに
らい撃ちをされることを避ける道があつたはずで
すよ。われわれはテレビでこれを拝見したときに
に、中における四、五人のやつが公衆の面前でねら
い撃ちすることを避ける道は幾らでもあつたと
思つた。敢然と二人の隊長が土の上がつて乗
り込んで行くときに、階級章をひしと示して
指揮官で行くことを明示して飛び込んでおられ
る。私は、警察官の鎧としてお二人が責任感を感じ
ていたことに、ほんとうに崇高な感激を持つて了
けれど、彼ら坂口などにしてみれば、まず指揮
官を倒せばあとに士氣に影響するぐらいのこと
は、賢明な連中ですからちゃんと考へて、一般の
巡査でなくして指揮官をねえと彼らは考へた。
今度調べたらおおよそわかつて思うのです。途中で
すが、取り調べの過程で、最高幹部のお二人、警
視長と警視正が殉職された。その二人が犠牲にな
つておられるのです。部下は犠牲になっていな
い。この二人をねらい撃ちにしたのはなぜかとい
うことを調べた結果が出ておるかどうかが。ありま
したら、ちよつと教えていただきたい。

○齊藤説明員　ただいまの御質問ですが、浅間山

莊の山莊攻めで負傷した者が殉職者をのけまして二十三名ございます。その二十三名のうち、銃弾でもってけがをした者が九人ございます。いずれも大体目をねらわれておって、失明のおそれのある者もあつたんですが、それを階級別に見ますと、巡査も巡査部長もいろいろございまして結局、殉職者を入れまして十一人、銃弾でもって死なれたるいは負傷したのですが、その中で警視が二

人、警部が二人、あとはそれ以下の巡査、巡査部長でございます。今度犯人のほうは、特に指揮官ばかりをねらい撃ちをということではございませんが、あの二人は指揮官であるということと認識して、指揮官と思つて撃つたことは間違ひでございせん。

○受田委員 私はその意味で、川崎のけくずれ事件は不可抗力じゃないかと思うのです。これは人災です。山をくずすとき多分に危険がある。これは避けることができない結果を生むことがあり得るんです。現実にあつたことを見たらわかるんです。だからもう避けることのできない高度な危険ですよ。あそこに勤務した人は、山を水でくずしてやれば、避けることのできない結果が出てくるのです。避けることはできないですよ。もう逃げる道がないのです。逃げておればよかったなどという暴論はこの際通用しないかと思うのです。逃げるひまがないんですから。一秒半の間に全部すつと流されたんです。

一方、浅間山荘事件の場合は、この危険は十分予知されるけれども、また防除する道もあるわけなんです。あからさまに防ぐ道があるはずなんです。もつと賢明な、たとえばたてなどのもつと強力なものを持つていくとか、鉄砲を避けるためには、穴のあいた鉄板を持つて進んでいけばいい。小さな穴にはたまは入りませんからね。穴から見ながら進んでいけばいいのですよ。爆弾を投げておるのじゃないんだ。ライフル銃のような小さいたまでねらい撃ちするのを避ける道は幾らでもある。私は、あの二人の貴重な人命を失つたことはほんとうに残念だと思ふ。警察の手落ちがある。私は、人命を防護するための警察の手当てが十分でございして二人はなくなつたという、一方における警察の責任があると思うのです。あの山荘の中からねらい撃ちをするばかげたやつどものライフル銃を避けるぐらゐなら、穴のあいたたてなどを持つて進むとか手は幾らでもある。爆弾を投げるのじゃないですからね。それでじりじり進んでいけば、あの連中をつかまえるぐらゐのことはさむめ

て簡単にできる。これは私は私服警察官ぐらゐになつてやりたかつた。あれを見ながら私は、あいつどもをたたくことを終始考へて、穴のあいたたてを持つていけばいいなと思ひながら見たのです。からだを乗り出すようなことをしないでも行けるところがあつたと思ひのです。つまり、高度の危険の状況下であつて、しかもその危険を防止する道がない場合にということでは私は避けられないかと思ふ。危険はあるけれども、その危険を防ぐ道があるんですよ、浅間山荘は。

だから、そういう場合に、結果から見れば不幸な事態が起つた。いまお話しのように、指揮官であることを意識して撃たれた。現実になくなられたお二人は最高幹部、しかも警視、警部というのが四人おられると聞きました。その数の比率からいつたら、巡査、巡査部長と警部以上の階級と比べて、半分以上は指揮官がやられておる。この実情を見ても、警察のやり方には残念ながら防護策が講じられていなかった。

それから、あの大きなたまをぶち当てて壁を破つたあの車は何と言ひましたか、ああいうものはもう少し研究されて、浅間山荘ぐらゐを破壊するのにはもつと賢明な——知恵の多い優秀な方が警察におられながら、あの山荘のばかげた連中をつかまえるのに何かもう少し手はなかつたか。泰子さんを助けるということとは大事ですが、もつと知恵を働かすべきです。当時の警察の知恵の働かし方に問題があつた。私はあえて指摘しますよ。階級章ぐらゐ隠して、指揮官であることはみなにわかつておるのですから、内輪では、おれが手を振つたらこうだということでも打ち合わせてやつていく。これは平素の訓練でできる。人命は大事にしなればいかに。警察官の生命も大事にしなればいかに。外国との戦争じゃないですからね。国内のばか者をつかまえるのですからね。それは警察としてまずいところがあつたという反省があるかどうか、お答え願ひたいと思ふ。

○斎藤説明員 浅間山荘の事件は、御承知のように結果的には五人の犯人でございましたが、複數

の犯人が一人の婦人の人質をつかまえて、千早城のような要害堅固な場所でございますが、立てこもつて抵抗したという事態でございましたので、私どもとしては、まず人質の生命の安全を確保する。それから犯人をぶち殺すのは、ある意味ではやさしいことでございますが、犯人の生命を保持しながら逮捕する。それから先ほど来御指摘の警察官の被害は絶無を期する。この三つを考えながらこの事態に対処したわけでございます。

御承知のように、二月の十九日の朝からずつと、あらゆる手段を尽くして、泰子さんがはたして生きておるかどうかということをいろいろな手だてでもつて探る。あるいは犯人が一体何人おるか。初めの段階では、三人か四人か五人か、その辺だろうが、一体何人おるだろうか、これを探る。と同時に、警察官は身の安全を守るといふことを考へてやつたわけでございますが、これは医者の意見を聞き、心理学者の意見を聞いて、安否がわからぬながらも、もし泰子さんが生きておつたらどうして十日以上はもたないだろうという専門的な御意見もございまして、十日たつた二十八日に、いわゆる強行救出作戦になつたわけでございます。その結果、先ほど来御指摘のような幹部が殉職するといふ事態になつたわけでございまして、まことに遺憾なことでございます。

こういう事態は日本警察としては予測できないことはなかつたのですが、現実こういう事態に対処したのは初めてのことでございまして、この経過をすうと顧みた場合に、御質問の、警察として今後改めるべきこと、考へなければならぬこと、反省点、そういうのが多々ございまして。その一つとして幹部の標識、階級章は、ごく目立たない内輪のものを胸につけておりますが、部隊行動でもつて何百人、何千人という警察官が行動すること、浅間山荘の場合は長野県もおれば警察庁もおる、あるいは山梨から応援にかけつた者もおる、そういう組織で行動する場合に、指揮官がだれであるかということ、おれの顔ぐらゐ知つておるだろうと警視庁の人が思つても長野の人は

わからない、こういうことがありますので、一方において幹部の存在を明らかにするということは部隊活動のために非常に必要でございますが、先ほど来おつしやつたように、幹部であることを承知して犯人のほうからねらう、これもまた当然のことでございますので、今後あゝいふ事態に出た場合に、内輪だけにしかわからないような方法というものを十分考へてまいりたい。同じマークであるが、色によつてお互いだけにしかわからないという方法があり得ると思ひますのでございまして、今後大いに反省してやつてまいりたいと思ひます。

○受田委員 浅間山荘事件は、泰子さんが生きて出るか出ないかというところに国民の関心があつて、警察官にあれだけの犠牲が出ようとは国民も予想しなかつたことです。国民は泰子さんを無事に救出することができぬかに関心があつて、したがつてこれは、警察側としては、高度の危険はあるけれども、警察官に犠牲を出すことがなくやれる可能性が十分ある事件だつたんですよ。だれが見てもそうですよ。あれを出したということとは、大きな反省をせよといふ問題があるといふまおつしやいまして、事実そのとおりなので、そういうことから考へると、むしろ高度の危険が予測されるのは、日比谷の松本焼き討ち事件のときに、だれかなくなつたのじゃないですか。あれはどうですか。

○斎藤説明員 昨年の十一月十九日の松本焼き討ちときには、松本駅の管理人がショックで心臓の病気でなくなつたことになりましたが、警察官は死者はございません。

○受田委員 学生のあの暴動、デモの暴動で、去年からことしにかけて、この一年以内になくなられた警察官の方はいくらあるか、ひとつ御指摘を願ひたい。

○斎藤説明員 殉職者は、昨年度成田の三里塚の警備の場合に三名なくなつております。それから昨年の十一月十四日でございますが、渋谷のNHKのところでもつて、新潟から応援に来ておりま

した巡査が一人なくなっており、浅間山荘を別にしまして合わせて四人。それから沖繩で一人。これはまだ復帰前でございますから、正確には日本の警察官ではなかったのでございますが、同じような職務執行の過程で一人なくなっております。

○受田委員 成田事件、それからいまの渋谷のNHKのところは、倒れた警察官が袋だたきにされておる、そういう悲惨な状況。成田にしてもそうですが、暴徒に刃向かっていく警察官は、もう高度の危険な、最も危険な状態ですよ。浅間山荘は、こちらがじわじわいけば救われるのですよ。ところが成田などの、あの暴徒の中へ侵入していくときは、もう完全にやられるのが明白ですよ。だからあそこに行った警察官の中に、もうおれたちは死ぬんだという決意で、行った人そのものが覚悟して行っている。これは取り巻かれて逃げることもできない状態。浅間山荘は、むしろこちらがじょうずにやれば、生命はいつでも安全が保てる事件です。警察官の心の中にも、成田と浅間山荘を比べてときに、浅間山荘はたった五人が部屋の中へ閉じこもっている以外は危険がない。ところが成田などは、周囲みな警察官以外のやつが、警察官の一部隊を捕虜にして取り囲んでやつけるんですね。これは、もう逃げようにも逃げられぬ、最も危険な状態に飛び込んだという警察官と、浅間山荘の状況を判断するのには、浅間山荘だけを救うためにこの法律を出されたとかいう。浅間山荘だけなら三月で済むはずですよ。それをまた一月にさかのぼったのはどういふことですか。初め三月だったのに、それが今度は一月にさかのぼった、その理由をひとつ聞きたいのです。

○佐藤(連)政府委員 初め三月、四月からという話もちろっと出たことはございますが、とにかくわれわれとしては、ここでできるだけさかのぼりたいという気持ちがあります。先にあつたわけですよ。ただし、さかのぼるにいたしても、それじやどこで筋を引くか。これがひっかかって、これはひっかからぬというような場面も出てまいりま

す。また、新聞だねにならぬという不祥事件というようなのは、たくさんまだ地方にもあるわけでございます。したがって、われわれとしてはやはりはっきりした線を引いて、これはもうここからだということにせざるを得ないということから、一月一日というのが年の初めだから、それならばまずよからう。それでいまの浅間山荘も入ることになりましたけれども、古くさかのぼれば切りがないし、また古ければ古くなるほど状況その他の認定もむずかしくなっております。かたがた一月一日というところが一番いいところであろうというところでございます。

○受田委員 わざわざ一月一日としなくても、浅間山荘を救うだけなら三月からでもいいわけですよ。そういう該当者がいまのところないのに、三月のをわざわざ一月にさかのぼって、浅間山荘を救うためには一月一日からのほうが都合がいい、この言い分はちょっとおかしい。

○佐藤(連)政府委員 該当者がいないのとは言わないわけですよ。該当者が幾らおるか知らぬ。先ほど申しましたところの中央新聞の紙面にでかでかとおるような事件ばかりじゃありません。府県、市町村のすみずみで、やはり同じような殉職をされている方々がいらつしやるであらう。これはわれわれとしては、そういう前提に立つて考えざるを得ないのだ。浅間だけを救おうという立場と、その数日前にあるいは地方に事件があつたかもしれないということから考えますと、やはり一月一日ということですっきり線を引いておいたほうがまずよからうというところでございます。

○受田委員 一月一日からというので区切りがいいというところで、年度初めからの四月一日のほうで区切りがいいですよ。一月一日というようなかんじは、年度の途中からやるよりは、年度の初めから、昨年の四月一日からの事件を救うほうがいい。警察庁でお調べになられた、一月一日から浅間山荘までの間に、これに該当する該当者とおぼしきものがあるのかないのか。そのくらのことはいつも警察で調べておかなければ

ばいかぬですよ。

○大塚説明員 お答え申し上げます。

特別公務災害の態様につきまして、一応該当するのではないかと考えられますのは、浅間山荘の先生のおっしゃいました二名、それから静岡県の掛川市の刑事課長が一月二十一日に凶賊に刺されて殉職をいたしました。これも二カ所刺されて、百十メートルほど追跡をいたしました。相手の腕をとらえて逮捕いたしましたから絶命をいたしました。こういうものが該当いたしておるのでございます。

なお、負傷者につきましては、浅間山荘の六名を含めまして、北海道あるいは京都、広島等に大体十三件ほど出ておりますが、しかしながら、先生も御承知のように、公務災害でございますと、治癒した後に障害を残した場合におきまして、その程度によりまして等級をきめるということになっておりますので、現在はまだ治療中でございますので、どれほどの数になるかはわかりません。

以上でございます。

○受田委員 どうもあいまいになってきましたね。いま静岡の方が一人あるとおっしゃったのですが、その一月二十一日になくなられた、犯人を百十メートル追跡された、そういった警察任務の遂行を実践された頭の下がる警察官の方である。私、ほんとうにその方の場合、初めから危険が予測されるのでなく、その場で突然危険になったのだと思う。結果から見たら危険な状況であつたわけですよ。私は当然それは入るべきだと思つてます。そうならば、昨年の十一月のげくずれ事件などは当然それに入るべきです。結果から見たら危険な状況になったのです。いまの静岡の警察官が、犯人逮捕のときに、もう息をあえぎながら追いかけてなくなつたというようなこと、そういうのは、もう完全に初めから高度の危険が醸成されるのを予想してそこへ行ったわけではない。やつてみたら高度な危険があつた。だから、「高度の危険が予測される状況の下」という判断は、

その時点で本人がやつてみたら高度の危険な状態になったのだ、初めは予測されないのだということになれば、そこに何か区切りをつけておかれる必要があると私は思うのです。これは結果が高度の危険を予測される状況であつた。入るならばそれを入れるべきですよ。これは職員局長、あなた、この川崎事件と、それからいまの警察官が乱闘するうちに危険なやつとわかつた。つかまえてみて、結果から見たら危険なやつであつたのです。大体警察官がやるのは、初めはピストルを持っていてと思わぬからかかっていくでしょう。そうしたらピストルを持ち、刀を持っているのでそれで刃向かってくるというのが普通であつて、普通そうなるのですよ。したがって、やつてみたら危険なやつであつた。初めは危険なやつとわかつたが、やつていくうちに危険なやつとわかつた、それが普通ですよ。警察官だつて、初めからピストルを持っているやつだつたら、こちらが警戒していきますね。普通の人間だと思つてやつていくうちに刺されたということ、これは危険なやつだとかからわかるのですから。

○島政府委員 およそ災害を受けた場合に、これについてどういふ救済を行なうかという問題に入るわけですが、国家公務員災害補償法で補償するという方法のほかに、たとえば表彰制度といううなもの、現在賞じゅつ金制度というものがございまして、そういうものでめんどろを見る、あるいは見舞い金とかあるいは慰謝料的なものでめんどろを見る、あるいは国家賠償法によつて賠償する、いろいろな方法が考えられるわけでございます。今回私も意見の申し入れをした趣旨は、先生も十分御存じだと思つていますが、まず警察官等はどういう任務を持っている方々であるかという点に着目して、国民の生命、身体及び財産の保護というきわめて重大な任務を負っている方々である。したがって、そういう任務を持っている職員を対象として、しかもその任務の遂行にあつては非常に高度な危険を伴うことが多い。しかもそ

ういう高度な危険をあらかじめ予測されるにもか
かわらず、職責上あえてそのような職務を遂行し
なければならぬという義務を負っている職員、
そういういま申し上げたような要件になつたも
のを今回対象としたわけでございます。

いま先生のおっしゃつたような川崎の事件は、
結果的にきわめて高度な危険があつたということ
ですが、なるほどそうであるかもしれませんが、
そういうことになりますと、たとえば、先ほど終
裁も例としてあげられました、建設省の職員が道
路工事をやつてゐる場合に、たまたま暴走してき
た車にはねられてけがをした、死んだというよう
なケースも、結果的にはきわめて高度な危険が
あつたという判断にならうと思ふわけですが、そ
ういふ偶発的な高度の危険といふものは、今回は
一応その補償の対象にはしない。あくまでもそれ
が客観的にそういうものが予測される状況下に
あつたということ、しかも、そういう状況にも
かわらずあえてその職務を行ななければなら
ないという要件になつたものを対象にしたわけ
でございます。したがつて、川崎のような事件に
ついては、あるいは見舞い金とかその他いろいろ
救済方法があると思ふますが、少なくとも今回の
ような特殊公務の対象には一応入らないといふ
ふうに考えております。

○受田委員 まあ議論をしてもしかたないことな
んですが、もう一つ、この法律の適用の時点をど
こに置くかということ。成田事件などは非常に重
大な危険がもう当然予知される。しかも予知され
て免れることのできない、浅間山荘よりもっと
嚴重な危険があります。これは警察として、浅間
山荘は警察官のほうの防備を十分にすれば避けら
れる事件であつたが、あそこ成田の場合は、取
り囲まれて逃げるのができない。包囲した連中
は非常な暴徒である、こういう場合には、もう逃
げようにも逃げられぬような状態であつた。あの
ときに、作戦行動で退路を断ち切られたり連絡が
欠ける結果になつたのが警察のミスとは言えるわ
けだが、それよりも、包囲された警察官は逃げよ

うにも逃げられない、最後は死を待つだけだとい
う、山岳戦の分裂軍隊がやられたようなかつこう
でやられた。避けることのできない高度の危険な
状態であり、結果も避けることができない、こう
いう危険な状態だつたと思ふが、いかがですか。

〔坂村委員長代理退席、委員長着席〕

○佐藤(達)政府委員 意見書を提出した側の気持
ちを申し上げさせていただきますと、成田の場合
と浅間山荘の場合は私は同じだと思ひます。浅間の場
合にもわれわれ特別公務として考えておりますの
は、先ほど例をいろいろお出しになりましたよう
に、あんな程度のたてを与えられたのじや私は仕
事ができませんよ、お断りだと言つて帰れるか
どうか。やはり浅間山荘の中に身を挺して踏み込
まなければいかぬ。さっきの鉄のたま、あんなも
のでやつてもだめだ、もつと大きなたまを持つて
きて、完全に浅間山荘をぶつこわした上でなけれ
ば私は入れませんよと言つて断られるかどうか、
その問題だらうと思ひます。それが断
られないのが警察官の職務の特殊性だ、その点に
おいてはちつとも変わらないと私は信じます。

○受田委員 それは変わらぬ。変わらぬとい
う点においては同じなんだ、私は。ただ警察の反
省しなければならぬミスがいまあつた。それは浅
間山荘のほうに結果から見れば反省すべきものが
ある。しかしあちらのほうは、もう戦争が始まっ
てきたら警察のミスもない状況だ。浅間山荘は、
警察のやり方によつては避けることのできるよう
な状況であつた、結果論は、つまり責任という点
においては同じだ。私は責任という点においては
同じことを言うのだが、警察自身のやり方が浅間
山荘はまずかつた。つまり成田と比べたら、血み
どろな中に行くときの成田の警察官の気持ちと、
それから浅間山荘へ行くときには、彼らをどうつ
かまえたらいかにという、いささかわれわれ国民
から見て、浅間山荘の場合は、警察のやり方では
生命の危険をなくする道があつたと私は思ふ。あ
なたはどう思ひますか。浅間山荘は、警察官の犠
牲なくして済む手はなかつたとあなたは判断さ

れるのですか。

○佐藤(達)政府委員 その辺の批判になります
と、私も、あんな小さなたまで、一体もうちよつ
とちやんとしたものはないものかと思ひながらテ
レビを見ておつた側ですから、全く御同感に思ひ
ます。しかし、その話は話で、警察のそういうた
基本的の装備の問題ということであつて、このほ
うの責任はまた別にありましようけれども、それ
に対する御批判はまたいろいろあるでしょう。し
かし現実、自分の使命として、ちやちやなてか
もしれませんが、それを持って乗り込んでい
った人、その人のことを考えていただきたとい
うのがこのねらいでございます。その周辺の問
題は、別に高い角度からのまた御批判がいろいろ
あろう。それとこれを一緒にされては、現実には
犠牲になられた人は何ともお気の毒です。そこに尽
きるわけですね。

○受田委員 その本人、個人についての責任、こ
れははっきり責任感のある最も優秀な警察官、そ
の点については私がさつき指摘したとおりだ。た
だ、別にとつたつて、これは関連質問をしてい
いんだから、そのことしか質問をするな、関連す
る以外のことは一切の質問を許さぬというなら、
そんな人事院総裁は追放しなければいかぬ。私は
は、そういう警察のあり方についてもあわせて検
討しなから審査するのが国会の審議であつて、目
的以外の発言を禁止するような総裁というのは初
めて聞いた。答弁願ひたい。

○佐藤(達)政府委員 ですから、あの小さなたま
でいいものやらという点については全く御
同感でございますから、それはまさにおっしゃる
とおりだと思つております。しかし本件は、私は
意見の提出者として申し上げておるのは、そうい
う警備体制の問題はわれわれの所管ではございま
せんから、個々の現実に犠牲となられた方々の手
当の問題として、そこに焦点を合わせてお答え
を申し上げておるわけでございます。これはおっ
しやるとおり問題は別です。

○受田委員 私は、犠牲者に対する気持ちは全く

同じということを、最初断つてある。ただ、環
境のあり方の批判をしておるわけだから、その意
味においては、環境といふものに対する取り扱い
方に警察に欠陥があることをいま指摘している。
そこでもう一つ、適用の時点をせめて成田ま
で、あなたは全く同感だと言ふなら、去年の四月
にさかのぼつた時点でやられてもいいと思ふので
すよ。こういうものはできるだけ適用者を多くし
て、浅間山荘の事件の犠牲者が救われた、今度は
成田の事件にも及ぼしてあげようという、できる
だけ範囲を広げてあげるのが愛憎の政治なんです
よ。一月一日に切らなくとも去年の四月一日、こ
れは年度がわりを切つたほうがいいと私は思ふの
です。そういう意味でこの法律の改正を四月一日
というふうにしてあげる。これは、浅間山荘は四
十六年度の事件だから、予算に合せていく意味
から、四十六年四月一日とやるほうがいいと私は
思ふのです。これは総務長官がいまの論議を聞いて
おられると、四月一日にやると言われると思ふ
けれども、ちやうどお食事に行つておられるため
に残念なことだが、総裁としては、これは別に四
月にしても、適用者の範囲が広がることは歓迎す
べきものと考えられるのか、いや一月一日以前に
さかのぼるべきではないと考えられるのか。私は
成田の事件は救つてやうたい。浅間山荘は救われ
たが、成田は救われない。十一月の渋谷も救われ
ない。特に成田の警官などは、どうみれになつ
てたときのめされて、死屍にむちうたれた。渋谷
の事件もそうです。これも死屍にむちうたれてお
る。石油をぶつかけて死体を焼かれておるの
です。そういう事件を体験した遺族の心境からい
えば、せめて昨年四月にさかのぼるといふ愛情が
あつてもいいと私は思ふのです。

○佐藤(達)政府委員 これは私もとても、お
気持ちはよくわかりますし、またそれは絶対反対
でございますと言ふべき筋合いのことではありま
せんけれども、しかし、先ほど来申し上げており
ますように、こういうものは将来に向かって実施
するのがあたりまえじゃなにか。将来に向かつて

の線の引き方が一つある。それからさかのぼり方、どの程度までさかのぼるかという問題が、必ずさかのぼる場合には加わってまいります。いま成田事件というのが顕著な事例ではございますけれども、先ほど来申しましたように、それにつながる一日前、二日前に、中央の新聞に出ないような、そのような犠牲者の方々があらはれないかという問題がある。また、さかのぼっていきますと、現実の事実の認定等もむづかしい。成田の場合は、御承知のように、あのときは新聞等でも非常に大きく取り上げられまして、総理大臣の賞じゆつ金その他各府県からも相当なお手当が出ております。そんなにひどい待遇ではなかったと思ひますけれども、それはこの法案としては別問題ではあります。そういうようなことで、一応切れ目のいいところといえ、まず、さかのぼるにしてもやはりことしの一月というところが筋の通った線ではなからうかというところで、われわれは意見書を御提出申し上げた次第でございます。

○受田委員 佐藤先生、去年の成田事件のころにこういうものをおつくりになっておけばよかったのです。当然あなたの脳裏の中に、警察官の職務執行上の大きな犠牲を見て、あなたはふと成田でなくなられた三名の皆さんを想起されたのじやないかと思う。私は総裁として責任がある。その時点であなたは意見書を出しになってしるべきであった。顧みて痛恨にたえないという御心境があるかないかを御答弁願いたいのです。

○佐藤(達)政府委員 もっと早く、成田の起こる前からい——われわれとしても、先ほどちょっと触れましたようにずっと前から研究しておったのですから、早ければ早いほどよかったという気持ちを持ちますことは、もうおっしゃるとおりであります。

○受田委員 成田事件は三名という方がなくなられたのです。犠牲が多かった。こういう時期は、総裁のようなお立場にある方が行政責任を果たされるいいチャンスなんです。一人とかいう時点ではなくて、三人の犠牲が出たからこれは何とかしなければいかぬぞということにならなければいけないのです。今度でも、浅間山荘はお二人がなくなられたので、また世間の注目されたことであるから、浅間山荘を契機に総裁がこの決断を下されたのじやないかと思うのですが、そうじやないですか。

○佐藤(達)政府委員 タイミングから申しますと、意見書を提出したのは三月十六日ですから、ちょうどその前に浅間山荘は当たるわけでありまして、一つの時期ではある、私どもも率直に申しまして、そう考えておりました。しかしそれにしても、もっと早ければ早いほどよかったという気持ちには十分持つておったわけでありまして。

○受田委員 私、総裁と論議する間に大臣が来られたら、大臣に最後に結論をお伺いして質問をやめますが、委員長、きょう私に与えられた質問時間は、申し合わせて大体どのくらいだったのです。

○伊能委員長 大体一時間で、あと東中君が待つておられます。

○受田委員 そうすると、大臣が来られたらあと結論を伺つてやめますので、お許しをいただきたい、この機会に警察庁の方にこの問題に関連する質問をしたいのです。

民間のこうした事件への協力者に対する立場というものを、何とか考えてあげなくてはならぬと思うのです。善意の民間人が、こうした非常に危険な状態で、人民の生命、財産、身体保護に乗り出そうとして犯人の逮捕に協力した、こういうときに、犠牲を受けた人に対する補償の制度、ちよつぱり道が生まれてきておるけれども、この現状とそれに対する改善の道。警察官であるがゆえにやられたのだが、市民警察、市民の中に善意の人をつくり出していけば、犯罪捜査に非常に貢献できて警察が助かる。警官でなければ手が負えぬというようにときに、市民がちよつと手をかせば、犯人がつかまったり事件が防止できたというようにときに、敢然と乗り出してくる市民を保護する制度をりっぱにつくつておけば、民間警

察の協力によって犯罪はもっとも少なく、殺人その他の事件も少なくて済むと思うが、これに対する見解を伺いたい。

○土金政府委員 お答え申し上げます。ただいま御指摘の民間人が警察官の職務に協力して災害を受けた場合でございますが、これにつきましては、警察官の職務に協力した者の災害給付に関する法律、こういう法律がございます。職務執行中の警察官が援助を受けた場合に、直接それに協力した場合はもちろんでございますが、警察官が現場にいない場合であっても、強盗等の現行犯人の逮捕に協力したような場合、あるいはまた、警察官がいなくても水難者とか山岳遭難者の人命救助に当たったような場合、これら三つの場合につきましては、国家公務員災害補償法の規定をしくしくして政令で定める等によりまして、同一の給付を行なう、こういうふうなことに相なつておるわけでございます。これによって、民間の方々の御協力に對しましては措置をとつておる現状でございます。

○受田委員 同一の給付というのはどの点が同一でありますか。いま同一とおっしゃったが、警察官と同一ということですか。

○大塚説明員 国家公務員災害補償法の規定によりますと、死亡した場合におきましては遺族補償で先生のおっしゃつております年金、葬祭補償等が給付されるわけでございます。それから、けがをした場合におきましては療養補償、あるいは休業した場合におきましては休業補償というふうな形の給付が行なわれることになっております。この関係につきましても給付は全部民間の場合においても行なわれる。

その場合の死亡した場合につきまして申し上げますと、先ほど申し上げましたように、警察官等の公務員の場合におきましては、死亡当時の給与の平均基礎額によりまして算定されて年金額が与えられるわけでございます。民間の場合におきましては、その本人の収入額を換算いたしまして、それによりまして年金等の額が計算されるという

点では同一でございます。ただ、お断わり申し上げておきますのは、最高の問題につきましては、一応警部の中位号俸をとりまして、最低は巡査の中位号俸をとつて計算されるという形の、最低補償と最高補償額の制限というところが若干異なつております。

○受田委員 民間協力者で警察官と、最高最低の基準の相違を除いたあとは、同一という待遇を受けておる人が、一体この一年間にどのくらいあります。つまり民間人であっても、協力者は遺族に公務扶助料と同じものが生涯出る。巡査のいまのこの程度の待遇、つまり現職警察官がなくなつたと同じような形で民間協力者が遺族補償されてくるわけですね。それが何人該当者がいるか。

○大塚説明員 手元にある統計で申し上げますと、昭和四十五年度中ではございますが、死亡で九件、傷病で七十件というところでございます。

○受田委員 民間協力者の中で生存したまま、幸いに傷がつかなかった者に対してはどうしておるか。つまり、幸いに死ななかつた、傷もつかなかつたけれども、彼によって犯人が逮捕され、警察官とともにいい結果が生まれたという者に対する報償というのはどうなつておりますか。

○土金政府委員 警察官に協力していただいた方には、警察の表彰規則、こういうのがございまして、それによりまして、最高の場合には長官の協力章を差し上げるとか、あるいは人命救助等の場合には、警視總監あるいはそれぞれの本部長から感謝状を差し上げるとか、その他適宜表彰の方法あるいは感謝の意を表する措置をとつておるわけでございます。

○受田委員 その人が不幸にして死亡すれば、いまのような道が講ぜられて、警察官と同様に、その遺族も警察官のもらう公務扶助料と同じ扶助料を生計もらえる。しかし、生存しておった場合は、警視總監賞、右の者どももありがとうというだけで、何も中身はないわけですか。紙きれだけ。多少金一封を上げるような制度があるかどうか。

○土金政府委員 特別の規則というものではございませんが、感謝状なりそういうものを差し上げる場合には、当然金一封をつけて差し上げるわけでございます。

○受田委員 私、この民間協力を求める制度を大いに世間にしてももらいたいです。私などこういう性質だから、悪いことしたらその場ですぐ、公衆の前で、私、柔道四段ですから、適当に何回かやっておる民間協力者です。もう見ておるような性質じゃない、この男は。そういう民間協力者は、お互いの周辺でいぶいていて者などが騒いでいるときには、すかつとやるような風潮をつくってやらなければいけないと思うのだが、金一封があるから私はそれはいいですが、また警視総監賞でもらえば額に揚げておくというふうな、あるいは警視庁の何かで通達の中へ入れるとか何かPRして、こういう人がこういうときに協力してくれたというふうな形で、犯罪のない国家をつくる民間協力者を大いに盛り立ててあげたいですね。これはひとつ警察庁も総理府も十分心していただきたい。

それからまた、公務員などがそういうときにやった場合には、特に公務員の表彰規定はどういうふうにするか。国家公務員がそうした犯罪の防止に民間人として警察に協力した、そういう場合はどうなるか。どういう手だてができておりますか。ほうびだけですか。

○土金政府委員 警察に協力していただいた方は、民間人である場合も、それから公務員である場合でも、警察としてそういう先ほど申し上げましたような措置をとるのは同一でございます。

○受田委員 ただ一般公務員の場合は警察官のような任務はないわけです。つかまえないければならぬという任務はないわけです。任務はないけれども、国家の公務に従事しておる以上、普通の民間人とは違う責任をお役人として感ずるようになるのです。そういうときにお手伝いしたときに、感謝状と金一封がやはり来る。これは資料要求しなかったのですけれども、警察庁でお調べになら

れた中に公務員がどのくらいあるか、お調べした結果を、いまでもなくてもいいですから、あとからお知らせいただいて、そして同時に、人事院總裁のほうへも、公務員はこれだけの協力者があったというのを報告しておられますか。されておられないか。報告することになっているかいないかです。なっていないければ人事院わからぬです。

○大塚説明員 報告することになっておりません。

○受田委員 なるべく、公務員の方がそういうふうになつたら、そういうのはほめてあげたいと思うのです。総裁も報告を受けて、人の範とするに足る公務員ですから、国民全体の奉仕者としてはりつばな者なんです。そういう制度をおつくりになるように要望しておきます。

○伊能委員 受田君に申し上げますが、総務長官参議院のほうにもありますので……

○受田委員 長官、あなたにお尋ねすること、私、質問を終わらしていただきます。

これは、最初申し上げたような法律です。こうした特殊な公務の職員が危険を顧みずに働くことに対して、私は前から、自衛官などと同様、自衛官は、自衛官の職務そのものがこの特殊公務に当たるような仕事をしておる人ですが、自衛官のときもいつも論議しておったのですが、この制度が進められるということは非常に喜ぶべきことです。

そこで、いま一月からの実施ということにしておられる問題を、昨年、成田事件で三名の警察官が包囲されて、最後に袋だたきにされて、死屍にむちうつといいますが、死んで後になおたたきのめされたという悲しい事件があった。それも含め、また昨年の秋の十一月十四日の渋谷における警察官が、これもまた、倒れて後、死屍にむちうたれて焼き殺されるというような悲惨な状況であったわけですが、複数の犠牲者が出た成田事件を含もうとすれば、昨年の四月一日にさかのぼったほうがいい。そしてこういうものはできるだけ

範囲を広げることが必要だし、またあまり過去にのぼると実態調査にばけてくるということであるから、一年前ぐらいにばけたら、まだ濃厚な記憶、濃厚な調査の実績があるわけです。だから、一年より前にさかのぼるには、またばけるといふ懸念からいえば、ちょうど一年前の昨年の四月、年度がわりを契機にこの法律の実施をされたほうがいい。これはやることによって金額の相当のものがふえるとは思いません。総額にしたいということはないのです。特殊公務ですから。そういう意味では、せめてこういう愛情の政治は、調査が可能

な時点といえ、一年という時点、しかも年度がわりという時点でやられたほうがいいんじゃないかな、かように考えておるわけですが、いまとなつてはもうだめだということでしょうが、できれば成田事件の三人の、今度の浅間山事件を契機にやられたということのようですから、やはりもう一人人数の多かった成田事件まで範囲を広げてあげるといふ心づかいをしてあげる必要はないか。これは修正すればいいわけですから、また、それに伴う予算がどれだけの必要があるかという問題もあると思うんですが、そういう特殊の立場の法律ですからね。やはり特殊な扱いをしても、国民の人は納得してくれると思うんです。

さつきからお話ししておるうちに、成田事件と浅間山事件と比べながら、成田事件の三人の方の、あの死なれて後に死屍にむちうたれた不幸な警察官も、人間的な印象から、浅間山と同じ基準のお手伝いをしてあげたいという感じがし

みじみ思ったわけでございます。長官、この法律案提案の責任國務大臣として、お気持ちをそういう方向へ提案者として切りかえてもらえませんか。また、ここでお互いが修正をしてもいいわけですが、まあ私からの気持ちだけ披露して質問を終わりたいと思います。

○山中国務大臣 私は、この問題はあゝ意味でおそきに失したと思っておりますので、意見の申し出でありますし、勧告ともやや性格を異にいたしますから、私は私なりの検討、見解を十分に部

内でやったわけでありまして。

ことに私の場合は、四月一日、年度がわりからびしっといくか、もしくは既往に全部さかのぼるか、いずれかであるというところまで考えました。しかし、さらにまた考えてみますと、われわれ平和国家の中においてでもなおかつ発生するであろう通常の犯罪事件、そういうもので殉職、負傷をする者は、やはり今後も、これまでいろいろあつたわけですが、異常な社会風潮と私たちが言っている最近の一連の事犯というものに対しては、それがカバーできる手段はないものかということをお考えました。もちろん成田事件の被害者については当然そうしたいと思つてやつたわけですが、しかし、ではどこまでカバーできるかなりますと、一昨年五月には、ハイジャックのあとに次いで、瀬戸内海でシージャックという事件が起こりました。あの際、ライフボートの狙撃でもつた。したがって、生涯、下半身不随、あたら好青年をそういう境遇に置いたわけでありまして。私も手ずから、その功労者としての表彰状も手渡したわけでありまして、その記憶がありますだけに、そこまですかのぼらなければおかしいということになりますと、またその前にもいろいろと事件がありましたし、それがやはり、そう大きな問題でなくとも、負傷者も入るわけでありまして、どこで線を引くかを、私としてもきわめて判断に苦しみました。

そこで、一番身近な問題として、成田事件と浅間山事件というものが、この一月一日にさかのぼるといふことによつて、これは非常な区別された扱いになる。なくなつた人は返らないにしても、重傷者の人、あるいはまた遺族の人は割り切れない気持ちがあるだろうと思ひまして、四月一日からさかのぼるだけさかのぼりたいという気持ちでおつたのですが、結局は、人事院の御意見の一月一日までが精一ぱいという、区切りのはっきりしたところにする以外にないということでございます。この法律を、いいことであつて

も、ある事件をとらえて恣意にその時点までさかのぼるといふこともきわめて困難でございまして、そういう経過がありまして、私は決して、この一月一日からということで、心の中で釈然としておられない。満足はしておられない。しかし、おそきに失したけれども、なるべく早くそういうことにしてあげて、今後そういうことは絶無であることを祈りたいと思ひますが、万が一そういうことがあった場合には、安心とは言えませんが、国の配慮はあるというのを職務執行に当たる各位にも十分念頭に置いて働いていただきたいと、そう祈る気持ちでございます。

○受田委員 大臣、くしくも私と全く意見が一致しております。これはあなたと打ち合わせしたことはないですね。どうしてこんなに意見が一致したのか。

いま私、成田事件をなぜ入れるかという、これは複数が犠牲者が多かったことです。これは三人の死亡者がある。したがって、この時点で佐藤先生にお考えいただけなかったらどうかといふ御相談したら、そういう気持ちもあつたが、なかなかチャンスというものは来なかったということ、このたびチャンスが来たというお話ですから、被害者も多いし死亡者も多い時期といへばやはり成田事件。たまに一人おられるとかいうときの分は、それはその方に、お気の毒ではあるが、制度の切りかえの犠牲として、適用をそこまで延ばさなくてもがまんしていただけたらと思うのですが、年度がわりというのも、私は、区切りとしては非常にいいと思うのです。一年以上ということになると、いまから調べるのがむずかしくなるという意味で、昨年の四月という時期を選んで三名の死亡者と、それから被害者が何人あつたんですか、成田は。けがした人が何人ですか。正確にでなくてもいい。大まかでいいですが、大体、なくなつた方が三人なら、それに準じた傷病者がおるんです。その意味では、浅間山荘が二名のなくなつた方と九名の負傷された方がおる。同じように、大体そういう事件のときには、比率として

は大體死亡者に準じた被害者がおるものですか。

○斎藤説明員 突然のお尋ねで、正確な資料を持つておりませんが、百人をこえた負傷者がございました。

○受田委員 それはもうたいへんなものです。私ちょっと、この比率からいいたつたらもっと少ないんじゃないかと思つたんですが……

それは成田事件は、やはり警察官の家族にしてみれば、もうあのような事件を再びわが国に起こしちやいかぬのですからね。二度とあんな大事件を起こしちやいけませんよ。国内の政治のあり方を変えるためには、やっちゃいかぬ。したがって、成田事件というものを契機にして、そこからこの問題の処理に当たっていくというのは、私は政治の常道だと思つたのです。それ以前の方は、時期が過ぎてきておりますから、時効とは言ひませぬけれども、調査がむずかしくなるといふ点で、成田事件を入れてあげる。これは、浅間山荘の方を救われて成田が救われぬ。成田の場合は関係者が多かっただけに遺族にこたえる。すでに総理大臣その他から適當の措置があつたこと、思うのですけれども、その分は必要によつて差額支給をすればいいわけです。そういうことで、その点を、審査の過程であります、政府があるいは国会修正でそういう方向へ持つていくことを要望をして質問を終わります。

○伊能委員長 午後二時より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後二時五十八分休憩

午後二時八分開議

○伊能委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。内閣提出、第六十七回国会閣法第一八号、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

た。

○伊能委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

これより採決に入ります。

内閣提出、第六十七回国会閣法第一八号、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○伊能委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○伊能委員長 なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伊能委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○伊能委員長 次に、郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大出俊君。

○大出委員 連日質問している関係もございまして、あまり準備が十分ではございませんで、時間がかかる結果になると思つたのでありますが、その点はひとつお許しをいただきまして、問題はたいへんたくさんございしますので、きょうここで即答いただきかねる問題があるとすれば、これはぜひひとつ、あとで話を詰める機会をつくるよう努力

したいと思つております。

あわせてまた、先般、私、一べん福岡の四師団に参りまして、これは福岡県春日町でございまして、四師団の衛兵の方が郵便配達に行った人間に銃口を向けたということで、ローカル紙にもたいへん大きく取り上げられて、問題になった件でございます。これを橋崎弥之助議員と私で調査に参りました。江藤さんお見えになつておりますが、当時防衛庁からもおいでになつた方がございました。そこでやりとりをいたしまして、当時、現場におつた防衛庁の政所さんという班長さんという三佐の方でございますが、かつまた、私どものほうは池元君という組合の諸君と、師団長立ち会ひのもとで、具体的にやりとりをして対話をしていただきました。その結果、結果的に銃口が向いたということになりましたが、自衛隊の皆さんのほうは、肩にかけておつたのははずれて向いたと言つたのですが、本人のほうは、かまえたではないかと言つたのですけれども、師団長が中に入りまして、たいへん連絡その他を含めまして配慮に欠ける点もあつたといふこともございました。また郵政当局に、つまり現場の福岡の南の局であります、こちらにもその種の話し合いをするという話にもなりまして、時過ぎたわけでありまして、やがて、これはどこかで決着をつけておきませんと、いろいろ悪い、こういうことになりましたので、この問題から入らせていただきまして、あと各所でいろいろいることが起こつておるといふことで、新聞にも幾つか載つておりますが、ここの問題を少し詰めていただまして、その上で前段に申し上げました福岡の問題、これは防衛庁の職員の給与に関する法律案がまだ一本残つておりますから、その時点で防衛庁長官に当委員会へお出かけをいただきまして、この福岡の自衛隊にからむ問題は、きょうの質問を踏まえて再度、今度は逆に郵政省の皆さんにもお出かけをいたしまして、省の言い分なりがあるとすれば、あらためてひとつそこでやりたいと思つております。

そういうことで進めさせていただきたいと思ひますし、かつ、数ある問題を詰めてまいりますが、これは歴史的に経過がありまして、十二・一四確認であるとか、あるいは出身議員団と省当局との間、あるいは大臣との間というところでいろいろな詰め方が行なわれておるようでありますが、その間のことと関連もございまして、そこを後ほど相談をさせていただいて後刻決着をつけたい、こういうふうに思っております。

【委員長退席、坂村委員長代理着席】

そこで、冒頭の四師団にかかわる問題でございしますが、何かきょう聞いたところによりまして、郵政当局は監察官を入れて調べたというふうな話を聞きました。したがって、どういふ経過であつたと郵政省側は判断をしておられるのか、まずこの点について御答弁をいただき、さらに防衛庁の側からそのあとで、どういふ経過であつたかという点についてひとつ御見解を承りたい。この二点について最初に承りたいのであります。

○館野説明員 郵政監察官が事情を聴取いたしましたことにつきまして、簡単に御報告を申し上げます。

熊本の郵政監察局におきまして、当該事案につきまして、新聞報道等を見まして、その中に防衛庁側の措置及び局員の側それぞれに法律違反の疑いがあるのかどうかを郵政監察局で調査にかかったわけでございまして、これはいづゆる情報収集と申しますか、そういう立場から、関係者から話を聞くということをいたしたわけでございしますが、郵便局当局側管理者及び自衛隊との関係者からは事情を聴取できませんでしたけれども、配達に行きました三人の職員は、監察官のいろいろの質問に対して全く答えてくれませんでしたので、当該の職員から事情を聴取することはできませんでございまして、ただいままでのところ、結果といったしまして、前回の委員会が郵政当局及び防衛庁側から、このような事態であつたと認識しているとお答えを申し上げました以上のごときは、ただいま郵政監察としては把握してございません。

○江藤政府委員 事件の概要につきましては、すでに先生も十分に御承知のことと思ひますので、この際私から特に詳しく申し上げることはないと申します。

ただ問題は、自衛隊としましては、朝霞の事件がありまして以来、特に庁舎警備につきまして非常に厳重に行なつております。これがともすれば行き過ぎる行為もあるわけでございまして、現在、自衛官でありまして、制服を着て入る場合にやはり身分証明書を示さなければならぬというふうなこともございまして、非常に厳重になつております。しかし、一般指導方針として、郵便集配人が制服を着てまいった場合には、身分証明書の提示を求めないで自由に出入りさせるようにという指導は十分いたしておるつもりでございまして、たまたま福岡その他九州のいろいろな部隊におきまして、腕章をつけた集配人の出入りをめぐつていろいろの問題がございしました。これはその後私の方で調べてみますと、やはり多分に行き過ぎた面もあつたように思ひます。この点につきましては、その後上級指揮官から厳重注意をいたしております。これは、福岡の、その当時正門にいました幹部の自衛官と、それから警備でございまして、二名に対して、自衛隊の訓戒に関する訓令に基づく厳重注意というものを文書をもつていたしております。その他の玖珠の部隊等におきまして、やはり同じように正規の懲戒、私のほうでいう行政処分はいたしております。

○大出委員 ちょっと承りたいのですが、その訓戒、行政処分は私初めて聞くのですけれども、どういふ理由に基づく訓戒、懲戒でございまして、どういふ理由で、単に全通というふうなマークをつけて入る場合には、これはそのときの判断としまして特にこれを深く制止するとかいうようなことでトラブルを起こすことはないはずでございします。もし現場の責任者が、疑わしいということであれば、さらにもう少し上級の幹部に指導を受け

るべきである。そういう指導を受けるべき行為を怠つて、自分独自で判断をして行き過ぎた行為をやつたということについては、これはやはり対外的な反響もありまして、その点については注意すべきである。私のほうにおきましては、正式に自衛隊法四十六条による法律上の懲戒処分以外にいろいろな——これを直ちに適用することは困難でございまして、規律の厳守、団結の保持ということを非常に重視している自衛隊といたしましては、やはり訓戒あるいは注意というものを相当幅広く行なつております。今回の場合におきまして、その訓戒等に関する訓令の文書による注意にはある程度ボーナスとかいうものには影響いたしてまいります。

○大出委員 これは私、現地の第四師団長以下の方々と当時話をしてきたのですが、行き違ひがいろいろあるようですね。これは経過をちよつと申し上げないとわからぬと思うのでありますが、事の起りは、三月の六日の午前十一時四十分ごろ、福岡県春日町に駐とんしている陸上自衛隊の福岡駐とん地の第十九連隊、ここに今村君という人、これは郵政の職員でございまして、この人が郵便物の業務を帯びて出かけていった。着用している反安保の腕章につきまして、これは現地で聞いてみますと、何かつけているなというふうに感じて、かけていて、とまるところでのぞいてみたというのです。こういう説明なんです。つまり、それはどのくらいのものかという、小さいものなんです。大きなものじゃない。何かたいへん大きなものだと政所さんという当時のその責任者が言つておりましたが、あとになって明らかになつておりますけれども、そんな大きなものじゃない。この点はほぼ一致しているわけでありまして、たくさんつくつたわけではありませぬ。しかも、これはきれでも何でもありませんで、紙でつくつたものでありまして、紙でつくつたものをビニールの袋に入れてあるわけでありまして、こういうものなんです。

反安保といつたつて、よく見なければわからぬ。確かに追つかけていつて見たと言ふのですけれども、こういうものです。郵政の組合員というものは金がないですからね。だからこれをみんなで印刷しているのですよ。青年部ですからね。

「反安保」と上に書いて、下に「72春闘勝利」。これは金をよけいにくれというのですから、あたりまえのことなんです。これは組合の通用語なんです。反安保・春闘勝利というの。どこでも言つてゐるのですから。口を開けば、代議士がしゃべつたつて、反安保・春闘勝利なんだ。私は春闘をやつてゐる。職場にビラを張らしてくれ、流してくれといつたつて、反安保・春闘勝利なんです。それを青年部ですから、ガリ版の用紙にこだけ抜きまして、そしてべたつとやつたわけですからね。紙です。それをこのビニールのやつに入れたということなんです。こんなものです。これをこうやつて腕にかけるわけなんです。そうすると、遠くから見たら見えませんよ、何と書いてあるかも。だから入つてきた。反安保だからと、こうじゃないですね。追つかけていつたわけなんです。車を運転している。中をのぞいてみたら反安保と書いてあつたと言ふのです。ほとんどそうなんです。現地で調べてみて、もっと大きな感じがしました。——もっと大きな感じがしました。——これじゃない。そんなつくる金がない。みんな腕に巻いてゐるわけでありまして、どうしてそれが困る、入つてくれや困るというふうになつて、この反安保がいけないのだというわけなんです。そんなことを言われたら収集できぬじゃないか。いや、はずしてくれ。はずしてくれと言つたつて、組合員だから、どこへ行つたつてこれをつけて収集しているのだからいいじゃないかというやりとりになり、そこでこのやりとりの結果、書記長が、おたくの総務課長さんですか、森さんという方でしたかに電話を入れて聞いた、何でいけなかつたかと言つて、そうしたら、反安保だからいけない。全通という腕章ならいい、こうい

うことになった。

〔坂村委員長代理退席、塩谷委員長代理着席〕

そのあとで今度は、第一回の人でない次の人、別な人が二番で出かけていきました。吉見君という人ですね、この方が今村君のあと出かけていった。これは翌日ですが、午前七時二十分ごろ出局をしてそれから集函事務その他ございしますの、順序に従って南八幡、日の出から自衛隊というぐあい、七時五十分ごろ裏門に行つたというのです。ここで、腕章をはずしてください——この人は全通の腕章なんです。はずしてくださいと言つたつて、きのう自衛隊の皆さんとのやりとりで、全通の腕章ならいいということになつてゐるのですから、それで全通の腕章をつけて行つた。そうしたら、全通の腕章で、反安保でも何でもないじゃないか、それでもだめだということ、それが阻止されたという事件が起こつた。

これが真相なんです、このやりとりを私も現場でしまして、だからといって、そのためにこれは電話で話し合つた皆さんのほうが末端に徹底してゐなかつた、こういう事情なんです。だから、これについて、この程度のことでは処分だ云々だということではよろしくないですと私は念を押した。いや、そういうことは十分考へてゐる。これはなぜかという、福岡の当該の局の側にも似たようなことが実はある。なぜかといふと、この問題が起こつたんで、結果的に自衛隊の側の皆さんも郵便局に出かけていまして、つまり組合と自衛隊の駐屯地の方々の間のやりとりの中で、ポストを動かす動かさぬという問題があつた。それは自衛隊側は、中に入れるからトラブルが起こることになるんで、ポストを動かすことについて、動かしたい、動かさまい、夕方までにやりましようかという話が出た。さてポストを動かす権限というのは組合にあるんじゃないかと郵政の管理者にあるんですから、では自衛隊のほうから局長に話してくれ、こういうやりとりになった。そこで自衛隊の方々が福岡の局に出かけていきました。午後四時半ごろ森さんという自

衛隊の総務課長さんが出かけていまして、福岡南局に参りまして、北門の入門——ポストの話もあつたんですが、ポストは郵便局の側がそう簡単には動かすわけにいかないという話をしてゐるんであります。おたくの総務課長さんが北門の入門を禁止して、正門から郵便物集配をしてもいいという申し入れを局側にした。

〔塩谷委員長代理退席、委員長着席〕

ところが、これに対して局の側が何と言つてゐるかという、つまり全部の郵便の取り扱いを、北門を禁止をして正門から申し入れたんじゃないか。このところは行き違ひの根本の一つなんですけれども、自衛隊の皆さんには、郵便物というのはどんな種類があるのかわかつてゐない。だから、大口のものについては正門からしてくれ、こういうふうな局の側は受け取つた。皆さんのほうはどういう種類のものがあるかわからぬわけだから、そういう食い違ひがまずある。その食い違ひがあつて、その上で翌日朝早くですから、夕方みんな二番便を終わつて帰つてしまつてゐるわけですから、そのあとの話ですから、したがつて当該の方々に何人かに局の側は話をして、つまり池元君が翌日銃口を向けた、向けないのトラブルになるわけでありまして、この方々には一言も、北門の入門は禁止になつて正門から行くんですよといふことを言つてゐない。つまり局の側にも、自衛隊との話し合ひをした結果として、的確な指示を忘つてゐたと思ふべきな面があつた。その間に、今度は自衛隊の側もわからなかつたわけでありまして、たいへんどうも不的確な話を局の側にしている。しろうとだからしうとがないという面がありますが、実はそういう行き違ひがある。

い。そこらのところがどういう認識で処分したかというところは的確につかめませんから、もう一度念のためにあらためて事情を説明した上で聞きますが、いまの話の訓戒、注意というんですか、注意、これは懲戒処分という形のものではないんですか。それとも長官、四十六条に基づき長官訓令が出てゐるわけですね、一般的に注意ですか。根拠はどこに置いておるんですか。

○江藤政府委員 先ほどの処分をいたしたというのは、三月六日ないし七日の場合の具体的なことに對して処分をいたしたわけではないんであります。その状況に基づきまして、西部方面總監並びに第七師団長、あるいは第八師団長から、その後の指導方針について注意をいたした、通達を出した。しかるに通達を出した後において、なおかつ同じようなことがあつた。そのことは明らかに通達に對する注意違反である。そういうことで処分をいたしたわけでありまして、それは四十六条に基づき懲戒処分というのには法律上あるわけでありまして、それではなくて、それに達しないけれども、部内の規律をはかるために考えた訓戒等に関する訓令、それに訓戒とか注意とかいふものがございしますが、それに基つての注意処分をいたしたといふことでございします。

○大出委員 ならば、これは四十六条に基づく懲戒処分ではない、こういうことになりませんか。実はいま郵政省と全通なる労働組合の間はきつめて険悪なものでございましてどうも人間性喪失の人事管理が行なわれておりますから、何か防衛庁のほうで四十六条に基づく懲戒処分をやつたんだといふことになると、それではこの際、郵政省のほうも懲戒処分をやらなければ悪化するといふことを言ひ出しかねない關係が最近はございします。で、そこでいま念のために念を押したのです。事のいきさつがわかつて皆さんのほうには師団長が、これは大臣、聞いていたのだと思いますが、つまり全通の腕章で入つてくることについてはよろしいといふことを前日言つてゐるにもかかわらず、翌日、全通の腕章をくつつけておつた人を阻

止した。だけれども、きのううちの局の責任者からおたくのほうと連絡して、全通の腕章についてはいいいいことになつたじゃないか。だから反安保じゃない、全通なんだ、それもだめだ、こういうことになつたのです。つまりそれは、自衛隊の隊内においてつべんのほうで話し合つたことが末端に伝わつてゐないといふ意味の手違ひです。これはお認めになつてゐる。

それから今度は、局員が北門に行つたら阻止された。こつちから入つては困る、正門から入つてくれ。これは前の日の夕方、自衛隊の側の森務課長が局に申し入れに行つた。そして正門から入つてくれと言つたんだが、その言い方が全部そうしてくれといふ言い方に受け取れない。専門家の立場としらうとの相違でありますから。だから、その当該の人にはそれはそう言つたけれども、一般には言わなかつた。一般に類する方が行つたら北門で阻止された、こういう状況が一面起つてゐる。だから、相互にそういう行き違ひがあつたといふことについては認め合つたといふ事情なんです。

だから、そういうお互いの認識で、現地調査の結果、その点に關してはなるほどそうかといふことになつてゐる、こういうわけですよ。だからそういう意味で、これまたきょうきょうきょう皆さんのほうで、四十六条に基づく懲戒処分をいたしましたといふことになると、今度は郵政省のほうも、何かまた一言ありかねないことになるので、そういう心配が残るものだから念を押したといふわけでありまして、そこで、もとに戻りますが、監察のほうの方からいまの答弁でありまして、さきの委員会における、つまり事情の説明以上のものではないといふお話がございしました。さきの委員会というのとはこの委員会ですか。予算分科会ですか。

○館野説明員 ことばが不十分で恐縮でございしました。おっしゃるとおりでございします。

○大出委員 この問題に関する限りは、樫崎弥之助委員が、衆議院の予算分科会において防衛庁長

官に質問した、これは先例はないはずでありまして、あのときは、わずかな時間でありましたが、私もそばにおりましたので事情はわかっておりますけれども、あのときの説明というのは、ほとんど説明らしい説明はない。あのときの郵政省側の説明は、よくわからないのです。わからないから、防衛庁長官に橋崎弥之助委員から、あなたのほうもおわかりにならぬようにやないですか、だからおれはもうそれならば調査に行く、あなたのほうもわからないんだってら調べなさい、こういうやりとりになった。そこで、その手配をいたしますかと念を押したら、いたしますというこゝとになって、委員会の席上できまして、橋崎君と私が調査に行ったわけでありまして、そのやりとりしなさい。

そうすると、さきの委員会以上に出さないとおっしゃるけれども、さきの委員会では郵政省は何も説明してないで、それ以上出ないと言われても困るので、そのところは、あなたのほうの説明はあとから監察に行かれてからのことなんで、当時の事情というのは、おそらく下から報告が行ってなければおかしい。だから、あなたからというよりは、北さんなら北さんのほうから、これはお答えをいただくのが筋でございましょう。そのあとでおたの話を聞きましょう。

○館野説明員 何か不十分な記憶でお答え申し上げて恐縮いたしました。第四予算分科会でございまして、質問をされた先生は、土橋一吉先生でありましたかと記憶しております。先生からの御質問と私、記憶違いをいたしまして、たいへん恐縮いたしました。

○大出委員 防衛庁長官への質問が出ましたのは橋崎君でございまして、私も同席しておりましたから、そのときのいきさつは聞いておりますが、この席上では郵政省の説明をいたしておらない。わからなかったわけですね。したがって、北さんのほうから、どういうふうに受け取っておられるかという点、私は一部だけいここで申し上げましたが、先に承りたい。

○北政府委員 これは事実問題でございまして、そういう意味で、事実について私どももそれなりに調べたわけでございます。事実問題でございまして、たいへん長くなりまして恐縮でありますけれども、要点は、実は先ほど先生がおっしゃいましたとおりだと思っております。

その結果、結局、本年の三月六日、七日にわたって、三名の集配の者がそれぞれ異なる時期におきまして当該駐とん地に参りましたところ、腕章を着用のゆえをもって入門を拒否された、こういうことであります。その三つのときの態様はそれぞれ異なるのでありますが、結局そういうことであります。若干の持ち戻り等もございましたので、帰局いたしましたから管理者が当人にいろいろ聞いております。また業務上の手当ても即刻いたしております。なお自衛隊のほうにも問い合わせをしております。自衛隊のほうからも、先ほど仰せのように連絡がございました。最初の六日の夕方に確かに自衛隊のほうから参られまして、明日以後、七日以降の取り扱いについて協議があったわけでありまして、その内容につきまして行き違ひがあったということも事実であります。自衛隊側は全部と理解されたが、局側は普通の集配人をおつたようでありまして、速達便その他についてはお話がなかった、こういうふうな理解したために翌日のトラブルが発生した、こういうことも事実でございまして、

事実関係、ごくあらましであります、以上のとおりであります。

○大出委員 そこがまず意見が一致すればそれであるやうでありまして、つまり、かくてその手続的なやりとりの中で行き違ひが相互にあった、これはもう認めざるを得ぬ事情にあります。私、南の局に参りまして局長にもお目にかかりました、局長もその点お認めになっておりますから、いまの北人事局長がおっしゃるのと同じであります。

そこで、現場の自衛隊の側とのやりとりでは、これは公式に江崎防衛庁長官にこの委員会の席上で

問題提起をいたしました、防衛庁の側も協力して、ひとつわがほうも調査するからそちらでもしてもらいたい、こういうことであったわけでありまして、この点は前段として前置きしておきますが、そういう事情での調査であります。そこで、

現地の四師団長のほうも、わがほうにも確かにいろいろ手違ひがあった、行き違ひがありました、またわれわれの意図するところは末端に徹底不十分でございました、全通の腕章をつけてきたのにこれを阻止するということなどがあつてはならない、こう思いますというところまで話が進みまして、したがって、お互いにそこがわかつたのだから、自衛隊の側も、この問題をとらえて処分だ云々だということも考えない。そのかわり郵便局の側も、この行き違ひについて、自衛隊の側にも責任があつたのだからということ、つまり阻止するのを知らないで行つたわけですから、阻止されたら、おかしいじゃないかということになる。あたりまえであります。時間がかかる、最後の末端の業務が抜ける、これはあり得ることでありまして、

から、そういう点等も含めて、局の側もそういう意味での処分だ何だということになると、事情がわかつた以上はお互いに困ることになるということとで、わがほうの手違ひでそういう時間的なことにもなつたというところについては、郵便局側に自衛隊の側から事情の説明をし、かつ釈明もいたします、こういうふうなその問題はささまつた。この中から懲戒処分だというふうなのが出てくるとすると、当時のやりとり、いきさつから言へば、たいへんおかしなことになる。

委員会の席上で防衛庁長官とやりとりをした結果として行つたわけでありまして、そういう意味では先ほど江藤さんに念を押したところ、四十六条に基づくものではないというのですから、つまり内部の統制という意味で注意をしたというのでありますから、これならば別に当時のやりとりからしては許されてはいない、こう実は私は思いますから、そこでいままでの経過の中で、

業務が、北さんのいまのお話では、何かそこに残つた、手配をした、この事情は私もわかつておりますが、これらの問題をとらえて、その後、いま私が取り上げている処分だ云々だという問題について検討されている面がありますか。

○北政府委員 結論は出ておりませんが、検討はいたしております。したがって、検討の途中の話でございまして、私どもも、私どももいたしましては、この三件につきましては懲戒処分は考えておりません。ただし、やはり業務遂行という観点からいたしまして、何らかの指導、注意措置は要るだろう、こういうふうな考えております。

○大出委員 そうなると、そこから先は問題がかわつてくるのです。つまり、そこで出てくる注意措置というのがあるとなれば、それは腕章を巻いていたという、つまり、あなた方は業務命令の形をおとりになるかどうかは別として、そういうようなものははずせと前からかりに言つていたとする。その問題とからんでくる、こういう理解になりますか。

○北政府委員 多少関係はあろうかと思ひますが、むしろ私どもは、郵政職員に課せられた第一義的な任務というものは、やはりそれぞれのその日のそのときの任務を忠実に遂行することだ。もっと簡単に言いますれば、要するに業務遂行ということが職員にとりまして第一義的な任務である。したがって、そういう観点からそういう場合にも行動すべきだ。もっと具体的に言いますれば、そのこと自体の適否は別といたしまして、よその管理しておる場所に入る場合に、いろいろとどうせいいあせいと言われることがあるかもしれせん。ありました場合に、そのこと自体に不満でありまして、また問題が結果的に本件のように適否という判断があるとしたとしても、やはりそのときは業務遂行に心がけるべきである。腕章をとつて入つて業務遂行をやるべきであつた。そういう点に問題があれば、帰局後いろいろ上司に話をかけ合うとかいうのがほんとうの姿ではなからうか。ですから、もとに戻りまして、

もっと簡単に言いますと、やはり業務遂行が職員
の第一義的な任務である、その点から注意、指導
ということが要る、こういうふうな考えておりま
す。

○大出委員 となりますと、その問題は、全通信
労働組合という労働組合が一つの人格をもつて
のものを進めている。これは対等の原則の上に
立っておりますから、お認めになると思うのであ
りますが、この問題とからんでくる。組合は組合
で指令を出し、方針をきめて、組合員であるから
権利義務は平等でありまして、組合員の義務とい
う意味で指令が出ています。これは団結権にかかわ
ります。だからそれに従うのは組合員として当然
なことである。そうすると、そこから先のいまだ
議論は、組合対郵政省、つまり労使の問題に入っ
ていく、そういう筋道ですね。そうお考えになりま
せんか。

○北政府委員 私、申しましたのは、あくまで業
務遂行をそのときそのとき第一義と心得るべきだ
ということでありまして、したがって、組合の指
令による腕章であるが、あるいはたとえは異様
な服装であるが、同じだというふうに考えてお
ります。

○大出委員 そうなると、これは論争の焦点
が、いま異様な服装ということばが出ました
ね。これはおたくの就業規則その他からむ。こ
れは出たから、そのまま捨てたいから、話の本
筋をそれるけれども、申し上げておかなければい
かぬと思うのだ。

これは、兵庫の難局がありますね。難局のリポ
ン闘争についての判決がございます。これは皆
さん御存じだと思う。この中で、いまの異様な
問題は出ていますね。リポンをつける、あるい
は腕章という問題をめぐりまして、それでここ
一つの結論が出ています。この限りのですよ。御存
じですか。

○北政府委員 存じております。ただし、その点
は一審判決に当方は不服でありまして、控訴中で
あります。

なお、異様な服装と申しましたのは、当方から
見てではございませんで、先ほど言いましたよう
に、行動じやなくて、どこか他の人が、あるいは
他の団体が管理しておる場所へ入ります場合に、
そちらのほうから見て、異様であるから困るとか
いうような形をしておる場合と同じことだ、こ
ういうふうな意味で申ししたわけでございませ
ん。

○大出委員 これは当方から見ても、この判決と
おっしゃっているのですけれども、この判決とい
うものは普通受当性を持たしておるんでしょ
う。一人の人が異様だと見ても、社会通念上あり
得ることだから異様ではないという判決になっ
ておる。あなたのほうの就業規則から言えば、異
様なという解釈があつて二十五条はできていて
も、この裁判官が言っているのはそうではない。腕
章なんでも、保険、貯金勧誘の場合だって郵政
省はつけさせているじやないか。あるいは年末の
繁忙期だつてつけているじやないか。

そうすると、労働組合であつても、社会に一ぱ
いいろいろな団体がある、その団体の中から、そ
れが組合員であるということと識別するのは一
体どうするか。腕章をつける、当然じやないか。そ
のことが就業規則違反になるとは考えられない。
つまり、あなた方は異様な服装と言われたのは、
それは当方から見ても、その団体の中から、そ
れが組合員であるということと識別するのは一
体どうするか。腕章をつける、当然じやないか。そ
のことが就業規則違反になるとは考えられない。

それは、あなた方は異様な服装と言われたのは、
それは当方から見ても、その団体の中から、そ
れが組合員であるということと識別するのは一
体どうするか。腕章をつける、当然じやないか。そ
のことが就業規則違反になるとは考えられない。

それは、あなた方は異様な服装と言われたのは、
それは当方から見ても、その団体の中から、そ
れが組合員であるということと識別するのは一
体どうするか。腕章をつける、当然じやないか。そ
のことが就業規則違反になるとは考えられない。

それは、あなた方は異様な服装と言われたのは、
それは当方から見ても、その団体の中から、そ
れが組合員であるということと識別するのは一
体どうするか。腕章をつける、当然じやないか。そ
のことが就業規則違反になるとは考えられない。

ていることは明らかに言い過ぎです。一審判決は
厳として存在するのですよ。控訴したからとい
つて二審判決は出てない、それでしよう。二審判決
で棄却されることだつてある。

○北政府委員 私が例として、組合の指令による
腕章の着用だけじやなくて、異様な服装などの場
合と言いましたのは、組合の指令あるいは組合活
動でなくともという意味で異様ということを用
したわけでございませんで、ことばが不適切
であつたかもしれませんで、それならば、たとえ
ばこういふふうに言い直せばいいかと思ひます。要
するに相手方から見ても、その人を入門させては困
るというふうな何かの状態があつたというふうな
場合と同じことですね。こういうことであります。

○大出委員 おかしなことをあなたはおっしゃ
います。異様な服装とあなたはおっしゃつた。そ
の出発点は、私はいま腕章の問題を取り上げて
いる。その腕章の問題に関して、あなたが異様な服
装、こうおっしゃつた。それは当方から見ても、
ないとおっしゃつた。それでしよう。だから私
は、こんなところにそれについてしゃべるつもり
はなかつたんだけれども、出てきたからものを言
う。

私も知らないわけじやない、長年全通やつてき
ているのですから。就業規則二十五条、これは三
十九年。一体腕の判決は何と言つておるのかとい
うと、就業規則二十五条というのには、「職員は、服
装を正しくしなければならぬ」ということで
す。異様な服装は困るとあなた方は裁判の中で
おっしゃつておる。そういう意味だ。対外的には
公務員の品位の保持だ、対内的には正しい服装を
通して職場の規律の維持を目的とするもの、こ
う言つておるわけですね。それでしよう。これに對
して裁判の判決はどう出ているかという、第一
に、リボンや腕章は、社会的にいろいろな団体
がある。さつき私が申し上げました、活動をして
いる団体の役員、世話役です。団体役員や役員や
世話役を識別する、そういう意味で、社会通念上
これは当然あり得る姿である、異様でも何でも

ない。第二に、郵政省でも勧誘や年末処理ではリ
ボン、腕章をつけておる。これは公衆と接触する
場面、当然この面からいっても異とするに足らな
い、異様じやない、はつきりこう言つておる。も
う一つ、三公社五現業というのには一般公務員より
も上の権利を持つておる。憲法に保障されておる
労働三権を前提にして、一般公務員と三公社五現
業の公務員とは違つた立場にある。つまり一般公務
員よりは一上上の権利を認められておる。このこ
とを中心にして、争議行為にならない程度の団結
権のための活動は許されると解釈すべきである。
争議行為というものは、これは、これは、これは公
労法の場合には明確に割り切られておる。だから
懲戒処分じやないのですよ、この公労法の場合
は。おまえさんもう要らないからやめてくれと言
う権利が使用者としての政府あるいは公社に
ある、こういう解釈でしよう。これは、だからそ
ういう意味では、争議行為にならない程度の団結
権のための活動は許されておる、こう言つておる。
だから、取りはしらず命令そのものについての拒否、
取りはしらずと言われた、それを拒否した、この
拒否も違法ではない、こういう結論が出ておる。
あなたは控訴したとおっしゃつたが、一審判決は
厳として生きておる。控訴審の結論は出てない。
それでしよう。

だから、組合が指令した腕章をつけた、その腕
章は裁判が明確にしておるとおり。その点をとら
えて四の五の言われることはない。もしそれをあ
なた方が注意するということなら、行政処分はしな
いとおっしゃつたから、それはそれでいい。注意
するとおっしゃるなら、それについては法律的に
裁判の判決が出ておる限り争ひになる、こういう
ことです。そこから先は裁判でできるなり、力関
係でしよう。こういう筋道の問題です。この点だ
けは、話が出たから明確にしておきます。

そこで、ここから先の問題、実は大臣、いまの
問題にからむが、つまり、常日ごろ行なわれてお
る日常の労使関係というものが、今日いまの北さ
んの発言を生むようにできておる。ここに実は問

題がある。私はそのほうに入りたいたいのでありますが、ここで念のために一つだけ取り上げておきたいのでありますが、防衛庁に対して承っておきませんが、さて反安保という先ほどの腕章、これは、はるかかなたから見たらわからないでしょう。追っかけていった中をのぞいてみて、読んでみたらこうなっているというのでありますが、そこでこれは何でいけないのかということですが、言論結社の自由を許されておる今日の憲法でありますから、そう簡単にこれはいけないと言われている。根拠を明確にしていなければならぬ。そうして私は現場で、何に基づいて反安保というのはいけないのかと言ったら、自衛隊は政治的に中立の場であるという。そうすると、反安保はいけませんという。これは逆に言えば中立ではなくなりはせぬか。だからそう簡単に、自衛隊は中立の場だから反安保は困ります。反安保は困りますと。いって、世の中の三分の一かあるいは半分の人か、そのくらいは反安保という腕章をつけて町の中を堂々と歩く人たちが住んでおる。そうでしょう。そうすると、それはいけませんと言え、それは逆に言えば政治的じゃないのですか。これに対して現場の方は反論がない。ただつべからず政治的なものはいけないと言われているから、政治的に中立の場だからこういふものはいけませんというならば、いまの論点はたな上げにして、先を聞きましよう。いかなる根拠に基づいてこれは困ります、はずしてくださいと言ったのか。法律、規則何でもい。通達、何でもい。施行規則、何でもい。何が基礎か。さらに二転三転してさっぱりわからぬ。

それは現場の制服の方々に私が聞くのは無理かもしれないけれども、法務官という人がおつて、この方も妙なことをおっしゃるから一応聞いてみたら、実はそうではありませんと、今度は別なほうから、いや、こうですと言う。詰めてみたら、いや、そうではありません。そうしたら、本庁から来ている方がすわって、先生、これはこ

こまで来ていただけませんか。本庁に帰りまして相談をしまして、あらためて明らかにいたします。そんないいかげんなことで、いきなりなぜ阻止ができるのでしょうか。そうでしょう。それでしばらくたつて、ほかの話をしているところに何と言ったかという、法律根拠を持ち出しました。それが八十七条の十二号だと言います。八十七条の十二号、御存じですか。江藤さんを苦勞させるわけにもいきませんから、こまで言っておきます。自衛隊法六十一條に基づく自衛隊法施行令の八十七条の十二号です。

○江藤政府委員 答弁が前後しますが、八十七条十二号に該当するかどうかということもあるかもしれない。しかしながら、これは十二号に該当する、しないと申しませんが、その前に八十六條がありまして、八十六條の前提を満たさなければ八十七條の議論をしてもしかたがないのでございまして、今回の場合、少なくとも八十六條に該当するとはどうも考えられませんので、したがって、八十七條の第一号に該当するかしんかという議論は、別にする必要もないというふうに考えます。

○大出委員 現場は二転、三転して、私の聞き方も激しいせいかもしれませんけれども、しかし、ごらんのとおり、私もそう非紳士的ではないほうであります。ところが、何かおっしゃるから、それはと聞くと、こころ、こころみんな変わつてしまつて、落ちつく先が、しばらくたつて皆さん相談された結果が、本庁の方も来ておられたのです。本庁に帰つてと言つて、そんないいかげんなことで問題を起こされては私のほうは迷惑だ。しかも、その反安保がいけないということについてはたな上げしているじゃないかと言つたら、待つてくれ。待つてくれと言つて出てきたのがこれなんだ。出てきてこれですと言つて、私はこれ持ち帰ってきた。そうしたら、あなたは全然関係ないようなことをおっしゃる。そうすれば、全く関係ないものを、一体なぜ阻止したのですか、こうなるでしょう。現場でこれですと言

切つたものを、あなたがついでひっくり返すのだとすると、これは責任問題だ。そうでしょう。その責任は問いませんよ。問いませんが、そういう筋道になるではないかと言ふのです。

いいですか、読みますよ。八十七条十二号、これを解説してこれですとおっしゃった方は柳幸男さんという方、一佐か二佐かえらい方です。十二号の中身は、「政治的目的を有する文書又は図画を国の庁舎、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他政治的目的のために国の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること、この中のどこに当たるのだと言つたら、掲示に当たる。冗談じゃありませんよ。お読みになればわかるじゃないですか。私は反論持つておりませんが黙つて帰つてきた。掲示に当たる。政治的目的を有する文書又は図画を国の庁舎、施設に掲示する、これはいけないということ。赤い自動車の中で運転して、ここに出てきたものが何が掲示ですか。こんなものを掲示にされてはえらいことになってしまふ。そういうばかげたことを根拠にして問題を起こす。一体、私はその気が知れぬのです。そうでしょう、法務官という方もおいでになつて。だから、そういういいかげんなことで、反安保と書いてあるからいけない、そういうことでは私は困る。

しかも、おたくのほうで根拠法規とおっしゃつた。現場で明確にされた。樋崎君もおつたのです。おかしなことを言う。言うが、それ以上現場で否定すると立場ないです。四師団長以下みんなおるのだから。だから私はがまんして、そうですかと言つて帰つてきた。そうでしょう。だから私は、そういう不徹底ないかげんな——私も法律の専門屋じゃありません。ありませんが、九年も国会におるのです。しかも防衛庁を担当してきておるのですから、だから、そういうところはやはり少しお考えいだきませんとよろしくないといい気がいたします。念のために申し上げたわけですから、だからどうしてくれと言ふのじゃない。

そこで、そういう事情でさっきのいきさつがあり、三日目に池元君という方が特殊を持って配達に行った。料金不足などをもらつてくるということもあつた。ところが行き違いですから、北門から入つていたら衛兵が入れない。これは、ここに地図がありますけれども、お見せしてもしかたがありませんから見ませんが、ちょうどポストは北門と表門、正門のまん中ぐらにあるのです。だから、ポストの配置からいまして、順路としては、その中を通つて帰つてこなければ、一回り回ると二、三残つてしまふ。これは大臣にはおわかりにならぬかもしれないけれども、私は自分で取り集めをやつたことがあるのです。私は昭和十四年に郵便配達をやつたことがあるのです。当時は地下たび、巻き脚絆の時代で、いまとは違ふのですけれども、道順は組み立てていくわけばいいには帰れぬのです。どうしてもこれは物理的に残るのです。本人にすれば、どうしてもここから入れてくれ、きのうまで入れることになつていたので、何でだ。見たら日通の車が目の前に入つてた。日通だつて小包を持っていっているのだから、日通を入れておいて郵便局を入れないとは一体何ですか、こう言つたという。時間がないのでだから入れてください。入ろうと思つたらハ

ンドルを握られてしまつた。あなたはそういう妨害をするのですか、私は郵便配達なんだから公務なんです。そうおやりになると公務執行妨害になりますよ、こう言つた。何でもかんでも入らなければいいのだ。向こうも若いから血の氣も多いのでしようが、三人おられた。それで結果的にハンドル持たれて、じゃハンドルとめるなら私は歩いていきますからと、車からおりました。お入り入つていこうとした。

というところで、自衛隊側からすれば、乗つたまま走ろうとしたので、からだを横向いた。肩にあつた銃ははずれて御本人のほうを向いた、こう言う。銃はこうやって持っているのです。そうでしょう。こうなつて、そしたらそこに本人がい

た、そんなうまいぐあいにいけません。そこで、みなが見ているところでやってみよう。十二歳の、全くひよるひよると、私よりもまだひよるひよるとした、このやろうなんて言えたようなタイプではないのです。しかも非常にまじめで、訥々として言う。九州弁でわからぬけれども、あなたはそう言っておたねというように話をします。だから、その場面では銃をかまえていたのではない。政所君もえらい困っておた。どうしても入れないから、しかたがないから正門に回ったという。正門に回っていつてやりとりがあった。これは皆さんのほうもなかなかひどいことを言っているのです。

これはなぜ大臣にこのところを聞いてもらっておるかという、あとで郵政省の局長以下がおとりになったことについて、私は少し言い分があると思うのです。そういう意味ですから、時間がかかりますが聞いていただきたい。

そこで、何で銃を向けるのかと聞いて、そこでやりとりがあった。言ったら銃を引込めたので、歩いていくからと言って歩き始めたら、二人が立ちふさがってからだに触れてきたので、暴力と言ったら、何が暴力かと言って二人とも離れたという。通れる見込みがないと思って正門に回った。自衛隊の方は師団長以下全部いるところで、この衝に当たった池元君本人がこれとおしやべっているのです。正門に来たら、腕章はずしてください、はずされません。じゃ、あそこの営門の部屋、あそこへ入ってくださいと言っているので、正門の中に入り、受付の人が四人ないし五人いた。そこで郵便物をとってくれた。これは料金不足がありましたから、ここで三十円、本人は金ももっているわけですね。ちゃんともらっている。そして、その話がついてから、裏門で銃を突きつけられたが、そんなことしていいのですかと聞いた。自分の子供が戦争に行くようになったら困るじゃないですかというところで話した。本人は全通の組合員ですから、思うことを言った。飛行機一機で住宅がどれだけ建てられるか。自衛隊

は市民を守るのに、何で銃を向けるのかというところまで言つたらしい。だからえらい人を連れてきてくれ。そうしたところが、えらい人が、政所さんがあらわれまして、この自衛隊の方は、えらい人だったていらないんだ、お互いに下っぱだからという話になった。そして電話をした。そして少しえらい人がお見えになって、裏門で何で銃を向けたんだ。ここにネームプレートがついておりますから、実は本人は、その銃を突きつけた人の名前を知っているんですけれども、本人は、それは私に言いません、あなたも聞かないでください。本人もそう言うものですから、ともかくそのことは、向こうも言わず、私も聞かずにきたのです。本人は、ちゃんとネームプレートがついているから、わかっていただければいい。

そういうことなんでしょうが、ところが、裏門に一緒に行きましようということになった。そうしたら、どういうわけで行くんだ。いや、さっきのことはわかってるんだから、向けた方けないういうなら確認のために一緒に行きましよう。そういう目的なら裏門に行くことはできませんというところで、とうとう行かないことになったのであります。このやりとりの一番最後は、そういう目的のためなら連れていけない、じゃ、確かめてくれないうい、いや確かめない。このやりとりは、政所さんですよ、自衛隊の班長さん。そこで自衛隊の人が最後に、銃にはたまたが入っていない、銃を突きつけられたくらいであなたのような若い青年がびくびくしてはつまらぬ、こう言つた。それで本人は頭に来た。たまたが入ってないこと、向けた本人の身になってみると、このころで、権力でくるなら、権力で勝てないから、これは私は帰ります、おじやしました、こういう捨てぜりふを言つて帰ってきたというのが、本人の皆さんのいるところで説明している陳述ですよ。こういうことになっている。

つまり、これらのところは、江藤さん、これはきょうは郵政大臣に質問をしてお見えいたいただけたわけでありまして、あらためて長官に質問

いたしますけれども、やはり新聞の書き方もございまして、当時ああいう時期でもございまして、この自衛隊が国民に銃を向けるとはけしからぬではないか、こういう雰囲気ができ上がる。結果的に向いたという点は、師団長さんと私も一致した。だが、向けたのか、肩からはずれてこうなつたから向いたのか。そこにたまたま彼がいた。彼がいたと言つたて、彼がやりとりしているわけですから。そうでしょう。これらのところは、私は二十二歳の朴訥な青年が言うとおりで、思つておられますけれども、私はやはり、将来に大きな問題が残るところで、大きなことを言えば、一つ間違えばこれは組合運動に対する介入だという言い方を福岡県評の方々はしておられました。そういうふうに受け取られる可能性さえなきにしもあらず、こういう結果になると思つていま

す。

そこで、これは大臣に承りたいのですが、こういう事情があつて、しかも第一目の六日にトラブルがあつた。すぐ電話を組合の書記長が入れれた。そうしたところが、そのときに、ポストの位置が隊内のまん中にある。朝騒事件以来やましくなつてものしいわけですから、非常に入りにくい。だから、そのポストの位置を正門なら正門の入り口に、北門なら北門の入り口に出してもええやない。自衛隊のほうは、きょうじゅうにでもやりましようという意見だ。ところが局の側は、そういうことはできないと言つて断わつておられる。しかも私は、局長さんに会つて、組合運動をやつていて、対立しているかもしれないけれども、局の職員に間違いないのだとすると、事の真相はどうなのかという点をローカル紙にも大きく出たのだから、その点は確かめましてかと言つたら、新聞で知りましたというわけですね。知つてからどうしましたか。聞きました。どういふふうにか。電話を入れたというわけですね。つまり、自分のところの職員なんですから、自衛隊に行つて直接だれか責任者に会つて話をしてみるとか、全く何らの措置もとられて

いない。私がお目にかかつて、まさにたいへんに自衛隊の側に同情したような言い方をされる。だが私は、その点は、論理的におとなしく反論しておきました。が、こういう時点で立つた場合に、やはり、それは局の責任者の諸君の側の責任というもの、これはお考えいただかなければ困ると思うのです。だから、事の真相というものを明らかにして、夕方お見えになって、さつき北さんがお答えになったように、普通の郵便物、まあ大口のこのことを使っているようですけれども、それが入つてくることは困る。だから、専門的に言えば、特殊な扱いということになるんです。だけれども、そういう手違いがあつた。だから局長さんも、だれとだれとだれについて、入らませんと言いました。ほかに何についておらないと言っているんですから、その行き違ひも、本来ならば起こらなかつた問題で、すぐ局長から連絡する、あるいは課長に指示して連絡しておく。そうすれば、何も私が行かなくなつてああいふ食い違ひはすぐわかる。自衛隊が認めているのだから。何にもおやりにならなかつた。それで、そんなことをしたら処分されるぞということを課長を通じて言つてきている。こういう問題が起つてくるのに、片一方は組合運動をやつていられるんですから、起つていられるのに、処分というやうなことを口にするだけで事足りる筋合ひではない。ポストを自衛隊も移しましょうと言つて、組合から連絡したから、局に相談に行つていられるのに、それをぼんと断つたままです。それきりにして、それきりやり方というのは、私も、いかにどうも昨今の管理者の方々のやり方になっている。

これも実は私は、今日の労使関係というものをああいふふうにしてしまつたところに、深い原因があるという気がするんですけれども、私は大臣、このあたりで、こういうところは調べきた結果、事の善悪、是非がどうあるにせよ、事、郵政省の職員と自衛隊の問題なんです。そこらあたりはもう少し誠意ある自衛隊との話し合いを、局の側が、積極的に管理者の方々がすぐや

る、そういう姿勢があつて私は一向に差しつかえないはずだし、組合との話における自衛隊のやりとりの中でポストの話が出てくるんだから、それならば、そこらの話し合いに乗って相談する態度があつた方がいいし、もう少し親切に事を分けて話をする方法だつてある。ところが、一片の業務命令の形に類するものの言い方をしている。処分を持ち出す。そういう口吻でものを言うというふうなことがあるということは、私はいささかもつてこれは不穏当である、こう思っています。だから、そこそこは、これは大臣は、事つまびらかにしてないわけでごさいますから、そこに私が質問するので、答弁をしろと言うことは無理だとは思ふけれども、あとの問題とからむので、一言、何か所感がございましたら、ひとつ申し述べておいていただきたいのであります。

○廣瀬国務大臣 たいだいま御指摘の事件につきましては、私もいつかの場で承ったことがございまして、また、その際、防衛庁当局の御見解も承ったのでございまして、ただいま御指摘の私どもの関係の郵便局の取り扱いにつきましては、まことに不行き届きであると申しますか、仕事に對して誠意をもつて措置するという熱意が足らなかったように私も考えるわけでございまして、この点は非常に反省をさせております次第でございます。

根本的な労使関係の問題については、いずれいろいろな具体的事例をおあげになりまして引き続き御質問があるかと思ひますが、そういうような問題についてはまことによくないと思つて、ただいま福岡の問題は、お話を承りましてまことに恐縮いたしておりますわけでございまして。何事も誠意をもち、また事業に対する熱意をもつて措置するといふ姿勢がきわめて大切だと思ふのでございまして、そういう点についていかにも遺憾な点があつたように考えられますわけでございまして。将来の行政の上について十分考えていきたい、こういうふうにしておりましてでございます。

○北政府委員 一言、池元君の場合は、実は仕事

を全部やつてきて帰っております。そうして三時三十五分が当日の勤務終了でございまして、実はそういったトラブルのありましたことを当日上司に告げることなく帰宅いたしておりましたので、当日は管理者は知らなかった、こういうことでございまして。

○大出委員 北さん、その事情を私も知っていますので、その上で申し上げておきたいのですが……私が参りましたのは日がたつてからでございまして、ですから、だいぶ過ぎた時期の局長さんにお目にかかつてのやりとりなんです、決してそこで大きな声を出したわけでも何でもないので、おとなしい話をしていただけなんです。したがつて、その後、つまり当日でなくて翌日以降、どういふふうな局長さんこれはお取り扱いになりましたかという切り出しで聞いてみたのです。課長さんともみんなおいでになつたのですけれども、ところが、いま私がここで述べましたように、自衛隊にどなたかおいでになりましたか、いや行つておりません。自衛隊のほうからは、再三電話もかけていけば、出ていっていただければ、ポストの相談にまで行つてゐる。それから門の入り方の話までしている。そうですかと聞いてゐる。ポストはそういうわけにいきませんという調子の話で、うちの組合員が悪いのだという調子の話。それだけでは、いかにどういふ対立関係に労使間があるにせよ、これは一般論として、そこで働く皆さんの身になると、うちの管理者の諸君はひどいやつだ、こうなりますよ。これはほかの団体でもそうであります。幾つかの団体が私につき合つて一緒に行つたりもしましたが、私とのやりとりを聞いていて、本部の後藤君などという執行委員はおこつてしまつて、局長どうなんだと言つて大きな声を出すから、これは私の出身の部内のことだから、あまり大きな声を出すなと押えておとなしい話を続けたわけなんです。聞いていて腹が立つてしまふ。全部自衛隊のところに行つて聞いて帰つて、局長、課長さんに会つたのですけれども、その部外から一緒に行つた方々がかんかんにおこつてし

まうわけなんです。そういうことは、やはり一般論としてこれは成り立たないという気がする。それからこまかく労使関係のいざこざについてのものを申し上げたいと思ふのでありますが、そういうこれから申し上げるいざこざが根底になつてゐるから、こういうことがでさう上がる。そのことは、郵便業務というものを前に進める上でよろしくない、一言にしていへばそういうことにつながらぬ。

池元君の件は、いま北さんがおっしゃるやうに、話してみたいへんまじめな青年ですよ。だから本人は、一生懸命、こんなばかな話はないじゃないか、入れてくれといつて、おくれるから早くやらしてくれとまで言つてゐるわけです。だからそれはそれで、いま北さんから説明がありましたから、みんなやつてきておることも御承知のやうでございまして、深く追及はいたしませんけれども、場面はあとに残しまして、検討中というお話でございまして、またとまり方いかんでは、またひとつ私の見解を申し述べて、その処置についての御意見をいただく場面も持ちたいと思つております。

そこで、時間の関係もございまして、中身に少しこれから入らせていただきたいのでありますが、実は大臣、これはきょうは大臣の知らぬことがたくさんあると思ひますが、お聞き置きたいので、後ほどまたひとつ何らかの形で、御調査その他が要るでございまして、そこらの問題も含めて、ひとつはつきりさせていたいただきたいのであります。

順序が逆になると思ひますが、あまりたくさんありますので、手当たり次第になります、ひとつごかんべんを願ひたいと思ひます。

一つは、こういう新聞記事がございまして。「年賀状三百五十通持ち帰る、中学生配り切れず、綾瀬で一週間遅配」、こういう読売新聞の記事です。ここにございまして。昭和四十七年、本年の一月九日であります。この中身はどういうことかと言いますと、あとから委員長の許可を得て、これは一ぺん目を通していただきたいと思ひますけれども

も、この一月になりましたから、神奈川県藤沢市の郵便局というのがございまして、この藤沢市の郵便局で三百五十通、つまり年賀はがき二十五世帯分、局長さんは中島敏明という人ですが、このミスで一通も配達になつていない。これが明るみに出て新聞記事になつた。ある一軒の主婦の方が、全く年賀状がこないのですから、局にどうなつたか聞きに行つた。そうしたら局長さん等も、局長さんだけに限つたわけではありませんが、局の方がいろいろ言つたのでございまして、うけれど、いやそうですか、これはアルバイトを使つたからアルバイトがどうもどこかへつたのじゃないですかと言ひわけをした。奥さんも、せっかく待つてゐるのに、正月だといふのに一通もこないで、帰つて近所隣に聞いてみたら、あつちもこっちも来ないという。それで今度はまた人がふえて局へ行つた。そうしたら、何とこれは中学二年生の十四歳のアルバイトがこの区域の担当だつた。このアルバイトが配達できないで、三百五十通の郵便物を家へ持つて帰つてしまつた。それで、おくれたのだ、こう答へた。実はこれはその場のがれなんです。そうしたところが新聞に出てしまつた。このアルバイトの十四歳の方というのは、いつらの皮で、中学二年生ですから十六歳未満で、未成年ですから基準法上も問題があるので

とところが今年度は、二日おいて十一日の新聞に、これは十一日の読売新聞の神奈川版ですが、「局長 中学生ミス撤回」、こんな大きな記事です。新たに年少者郵便局が雇用の疑い、基準局で調査に入つた、まるでミステリーと書いてある。局長はその場限りの言ひのがれです。これは一体どうなつたかと言ひますと、この中学生のミスと判明したのは六日の夜といわれていたのが、七日朝に局内にあつた。家へ持つて帰つた郵便物をこつそりまた持つてきて置いていたんだらう。それがまた変わつて、いや初めから局内にあつたやうだ。

それで、なぜこうなつたかという、その該当

の中学二年生が気の強い人だから、かんかんにおこつて、ぼくはそんなことはしてないといつて読売新聞に言いに行った。それで、本人の言うことを聞いてみると、なるほど本人は全部配達して、そんなことはないのだとおこつて。二転三転している。ミステリーだ。この局長さんはそのままでまだやっているとすよ。処分も何もされたのを聞いたことがない。

さてこの真相はいかにということ、このミステリーを解いてみた。そうしたらこういうことなんです。年末年初の年賀繁忙をスムーズに乗り切る形をとりたかつた。ところがその局に郵便物が来過ぎてしまった。そういうときに、問題がある。郵便物は監視をすぐやるからいけないのだけれども、郵政のパトロール隊が入ってきた。こうなっている。局長は成績にかかわるから、スムーズにいっていかなくてはぐあいが悪いというので、郵便物を倉庫に隠した。倉庫に隠して、そしてスムーズにいって見せかけた。沖繩の秘密文書じゃないけれども、アピランスですよ。郵便局が倉庫に隠して、一部出してきたのだけれども、その三百五十通を倉庫の中に忘れてしまった。そして年末が過ぎてしまった。だから三百五十通は倉庫の中に寝ているのだから配達されつけない。それをその奥さんに言われて、配達の中学生が家へ持って帰った、こういうことを言った。それで今度は、郵便局の局長がそう言ったというのだから、その十四歳の方が新聞社へ行って文句を言った。そうして新聞社から局長に問い合わせが来た。そうしたらその局長が、いや六日の晩と言つたのは、七日の朝、局にあった、持つてきて置いたんだらう。そんなものは、家へ持つてくると言つても、倉庫の中に入っているのだから持つていきやうがない。とうとうしやうがないものだから、いや初めから局にあったのです——こんなばかな話はない。そうでしょう。にもかかわらず、この局長さんは、その後平気で局長をやつて今日に至つております。

郵政省の職員が、特に全通の組合員なんか、

うっかり郵便物を区分だなの下にほうり込んだら一ぺんに処分ですよ。私なんか、昭和十四年ですけれども、取り締まりなんというこわいおじさんがいて、道順組み立てを教えるからちよつと来いといつて、鉛筆で、このかどを曲がるとそこに井戸があるのだ、そこに鈴木さんという家がある、その三軒向こうに親戚があるのだといふことを教え込まれて、まかり間違つてもそこらに郵便物をほつたらかして、郵便法違反で処罰されるぞといふやうなことでおどかされたものです。いままで——これは大臣、私はいままで局長を処分してくれと言ひのじやないですよ。ちよつとで、物理的にたいへんに困難な年末時の、何倍もやろうといふときに、いろいろな問題が起つてくることはしかたがない。まして郵政省は、やたらけつぱりたたくものだから、ときにはあわて者の局長がこんなことをしたがる。

〔委員長退席、佐藤文委員長代理着席〕

これだつてあるいはあり得ること。皆さんには申しわけないけれども、だからといつて、これを処分しろとか何とか言つて、のじやないのだから、皆さんのほうにこんなばかげたことがある。これはあとにまだ問題があるから私は言うのだけれども、大臣、これは聞いたことがありません。

○廣瀬國務大臣 まことに不行き届きでございまして、その点は承つたことはございせん。

○大出委員 これは、それだけなら、私はいまさらこれをもち出す気も実はないのだけれども、そうじやない。

さて、そのあと、この藤沢北の郵便局というのは、当時、昨年の十二月は、これは総勢七十九名の局です。わりと大きい局です。この中で全通の組合員が四十八名おつた。郵便の外務に三十一名、内務に七名、貯金、保険で七名、共通で三名の四十八名の全通信労働組合の組合員がおつた。

この時点で年賀の事故があつた。ところが、局長さんは、とたんに一生懸命、つまり全通脱退といふ動きが顕著になつてきた。そこで一月に、四十八名の全通の組合員が四十名に減つた。二月も組合員はかううじて四十名を苦心惨たんして維持した。四月になつてもう一名落とされて三十九名。五月になつてまた四名削られて三十五名。これはかういふふうに進んでいくのです。これは三六締結権を全通信労働組合が失つた神奈川におけるまじなケースです。しかも、いろいろな口の端にのびります。これは私の足元の神奈川ですから、私もよくわかつていゝのですが、局長さんは、この問題が起つた、自分の身に降りかかるその身の保身という感情もありでしょう。御自分の気持ちにならば、これは私も否定はできないが、そこでとたんにかういふ名譽回復の方向をとる。三六締結権を全通からとつたことになる。

これは非常に名譽回復になるのです。この局長さんはいまだに何の処分もないですよ。これでおそらく普通でこのままならば過ぎていく。なかなかこの局長さんはよくやるじやないか、つまり全通信労働組合員を落とすことが論功行賞の一つであるといふふうにかえらるやうな職場環境といふものをつくつてはならないと私は思つてゐる。明らかに邪道だと私は思つてゐる。事ここまに事情の説明をしてもいいですが、課長さんがどう言つた、局長さんがどう言つた、その後の事情を申し上げてもいいけれども、これは必死なんです。そういうところに使われるやうなことではならない。つまり、これは労働管理といふものが郵便事業に優先して行なわれているといふ端的な例です。かういふふざけたことがあつてはなりません。これは北さんのほうから御意見があればいいですが、いかがですか。

○北政府委員 年末年始の郵便業務の結果につきましては、よく調べまして、措置する必要があるば措置したいと思ひます。それから後段の、名譽回復のためかどうかよく知らないが、全通を過半数でなくしたとおつしや

いまして、そのようなことは断じてあつてはならないことといふふうには私も徹底させておるつもりでございます。

○大出委員 三十ぐらゐりますから、次々に例をあげますので、中身を比較的こまかく申し上げます。だから、おわかりにならぬ点がたくさんあると思ひますけれども、これは私の足元のことです。それから、うそを申し上げる気はありませんので、ひとつそういうふうにお聞き取りをいただきますのでございます。

そこで、これはたくさんあるので手当たり次第に申し上げるほか手がないわけですが、川崎の郵便局の件、神奈川県の川崎であります。二・一四確認、皆さんが御存じの労使間の確認事項がございまして、これをめぐりまして、ここでは次のようなトラブルがいまだに続いているのです。

どういふことかと言ひますと、組合活動の集會の問題について、何人か集まつて集會をやる、話し合うといふやうな形の集會、この問題をめぐりまして、この二・一四確認には「なお、一般に集會とは、多数人がある目的を持つて一時的に一定の場所集合することをいうものであるが、それが集會であるか否かは、その態様状況等から社会通念によつて判断されるものである。単に組合員が三、四人で雑談をしているやうな状況をとらえて集會であるといふやうなきめつけはしてはいけません。かりにそのやうな事例があれば個別的に指導する」、これが確認ですね。これは五人といふと、あるいは班等の集會といふことになるのかもしれない。三、四人と書いてあります。それはいいです。一人や半分のところはどうでもいいけれども、さてそこで、この川崎では、労使間でこの確認をめぐつて話し合つた。そこで、会議室その他の使用願ひを出して、原則として会議室を貸します。これは管理者の皆さんの言ひ分。そこで、原則としては会議室以外に貸さないといふことになると、休憩室もある。このところが論議の対象になった。願ひを出して、会議室を貸します。しかし、休憩室はどうするのだ

という問題が残った。そこで、休憩室において二、三人の人が、あるいは三、四人の人が、あるいは四、五人の人が雑談しているのをつかまえて、集会をしているとか届けが出てないとか言うか言わないかということになってきた。それは言わないと確認した。

そこで、この背景は一体どうなっているかというところ、つまり会議室以外のところの組合の集会はできるだけ排除したいという官の皆さんの考え方がこの背景にあった。届けを出してくれば会議室を貸す、官のほうは休憩室というところは一切言わない。休憩室は使わせないという腹があったからですね。それで休憩室の場合に組合が念を押しているんだ。二人三人、三人四人、四人五人というような場合はどうなんだ、け散らすのか、集会しているのか、すぐ飛んでくるのかというやりとりをした。そこで、三番目、官のほうは、届けを出してくれば会議室は貸します、休憩室で三人や五人の連中がしゃべっていることについてはとやかく言わない。まずこうなった。そこで、その運営に入ってみた。支部長がみんなを説得して、届けを出そう、願いを出そう、会議室を借りよう、休憩室の三人や四人集まったところはとやかく言わないというので、それでいこうということで、届けを出す、願いを出す、そして会議室を借りる。休憩室は、そのかわり、三人や五人集まったことに對して官のほうは四の五の言わない。運営してみた。ところが次のようになつた。つまり届けを出した、願いを出した、会議室を貸した、会議室以外のところは一切貸さない、こういう出方。そうして休憩室の雑談についても、メモをとる人がやってきまして、人間が三人、四人集まると、集会ですよ、解散しろと言う。約束が違ふじゃないか。いや、中身は組合の話だからだめだ。それは五、六人休憩時間に集まれば、パチンコの話もするでしょうし、競馬の話もするでしょうし、組合の話だって出る。それをすぐチェックして解散。そこで、せっかく運営してみたが、うまくいかな

そこで、組合側は官に對して、いま私が言ったように、パチンコの話だって競馬の話だって出るじゃないか、三人や五人集まって休憩時間に雑談したからといって、組合の話が出たからといって、何でもそんな話をするんだ、休憩もできないじゃないか、こういうふうな抗議をした。そうしたら管理者は何と言ったかというところ、御説ごもつともである、私どものほうは話の内容で判断する、だから競馬の話やパチンコの話はいいのです、組合の話は困ると、こう言う。以後、組合の話については、これは気をつけてしなければいけません。つまり組合側にすれば、これは組合の会議を開いているのじゃないですが、集まって、たまには、あすの職員忘れるとか、十五日は沖繩返還で半日休みなんだぞというところが出たつておかしくない。しかしそこらはチェックする。そこで願いは出す。いま官の見解は中身で判断するというのですから、願いは出す。そして休憩室における雑談、これは組合が指導するものではない。そういう雑談、これが組合の話に触れることもある。これは認めない。ところが官は、中身で判断すると言つて聞かない。内容で判断すると言つて聞かない。

そこで、いまだどうなっているかというところ、一昨日の話。集会の態様とは中身ではない。官の指導が変わつてきている。したがって、人間が集まっていれば集会だ。そして五人、六人、七人、八人と集まれば話が開始する。パチンコやマージャンの話、あるいは全国大会の代議員の立候補の締め切りはいったんという話、そういうのが中で出てくる。そうすると、組合の字が出るというきなりわつと来る。廊下でメモを持ってみんな待機している。それであまり激しいものだから組合員がわつと立ち上がつて逃げた。中にはお茶飲んでいるのがいまして、茶碗を持って屋上へ上がった。屋上でもつてみんなで雑談が始まった。そうしたら官の皆さんが、労働担当官はじめみんな屋上までついて上がつてきた。天気がいい日なものですから、屋上で立つて話していたら集会だという。

立つていて集会で悪ければ、寝てろよと言つてみんな寝た。そうしたら、その間に管理者の方はみんな寝ちゃつたというのです。ここまで追つかけてきて、おれたちの間に寝ころがってメモをとっているばかがあるかと言つて、立てよと言つたら、中には寝ている組合員の間をびよんびよんと飛んでいる。それで、管理者もしょうがないものだから、わいわいみんなに言われて立ち上がった。拍子に、お茶飲んでいたのを茶碗に飛ばして割れたという話。これは冗談じゃない、ほんとうなんです。神奈川の書記長の辻君が現場に行つてちゃんと確認したんだ。こういうばかげたことを行なつていたんじゃない、これは一体どういふことになるのかというんだ。

もうちょっと中身に触れますが、大臣、こういう問題だから、だいたい疲れておられるようだけれども、耳の端に入れておいていただかぬとあとで困る。実は交代制勤務ですからね、郵便というのはダブる時間があるのですよ。つまり、早番、おそ番の中でそのダブる時間というのはどれだけあるかというところ、正確に申しませんが、ダブつて顔が合う時間というのは二時二十二分から十八分間しかない。皆さんどこまで交代制勤務について御存じかしらぬけれども、おそ番、早番の交代制勤務のダブる時間は十八分間しかない。そうすると、組合員の内部のことだから、組合の伝達だつてあります。そうすると、休憩室で、その十八分間で、おおいこうしてくれよ、あしたの職員は何時だぞとかいふことがある。官のほうはまずそれをやめさせたいのです。しかし、この十八分間で願いを出して会議室を借りていけば、十八分たつてしまふ。できないですよ、そんなことは。どう間違つても十八分しかない、物理的に。そうでしょう。このことを頭に置いて、官の側は、ここから出発をして、ここでも何か話合はれて、休憩室で七、八人集まっていれば、これは組合の話が出るというところで、それまでやめさせる。これじゃタコ部屋ですよ、早い話が。それでしよう。労働間の感情というものはエスカレートして決定

的なことになる。こういうことをやっていければ。これは、ILOのドライヤー勧告だつて、法律だ、規則だ、取りきめだといつて、まさにジャングルだといふのです、日本の労使関係は。特に使用者としての政府のやっていることは、軍隊が来た、立つていく、すぐ処分、これは近代国家の労使関係にはほど遠いと書いてありますけれども、ドライヤー勧告には、ここにドライヤー勧告もあります、これはそれ以上です。それで神奈川地区本部の辻書記長は、この現場に行つた関係で、あと一週間ひとつちの職場につきつきりていてくれといふことになつて、いま毎日行つています。こういうばかげたことで地区本部の書記長がそこにくぎづけになつていなければならぬ、そんなばかげた指導はないですよ。私も長い間全通の役員をやりましたが、こんなばか話はない。これは川崎の例であります。いまは人が集まればまずメモを持って廊下にみんな管理者の方は集まつて取り巻く。連日まわつています。こういうことは一体どういう神経なのか、私は離れておりますが、理解に苦しむ。ここらには一体どういふ指導をされているのか。ここにこの一二・一四確認がございまして、こういうことまで四の五の——これは三人、四人と書いてございまして、五人になると班会議になるという認識があつて三人、四人になつたか知りませんが、そこまでのところをみんなおやりになつたのじゃ、これは労使関係うまいきつこない。この辺のところはどうお考えでございませうか。

○北政府委員　ただいま御指摘の点につきまして、私どもは一二・一四確認といふことで言つておるわけでございます。実は当時、二人集まつてもどこのこの話があるという話がありましたので、そんな極端なことはあり得ないのだというのがその三人、四人の表現であるわけでありまして、いづれにしろ、そういうことで合意に達しておりますので、これを忠実に守るということでは、ただいま初

「佐藤(文)委員長代理退席、委員長着席」

これはほんとうに、こういうことをやれば、こういうことを許せば、どんなに強い組合だつてもたない、私はそう思います。これは私はこの国会に労働大臣にじっくり質問をするつもりでおります。だから半分ぐらい言っておきます。あと半分出しますと、そこから先質問の要はなくなつてしまふので、半分だけ申し上げておきます。

やり方はこういうことです。郵便局には、御存じのとおり、主事さんがいて、主任さんがいて、その下に部下を持っています。これが一人一人の人を指導した場合には、こんな紙ですよ、こんな普通の紙にばつと書いてそれを上に上げる。これが指導調書です。そしてその枚数を上の人が勘定をする。大出俊というやつは七回もあつた、これはほとんどない成績がよくない、とこうなるのです。それは主事さんが主としてやる。主事さんがそれを上に上げていく、こうなっている。そこで各職員について指導した場合には、そのてんまつについて記録をしてあげ、こうなっている。そして上に上げる。その紙を上司に提出し、こうなつた。これを上の人が枚数を勘定して主任を追つかけるわけです。主任を呼んで、君は指導調書をもつと上げないではないか、君は主任ではないか、君の下にいる五人なら五人、十人なら十人の中には欠陥のある人もいられる、そうだろう君、なぜ上げないのか、そうしないと君の成績に關するよ、こう言うのです。そうすると主任も、自分が一緒にやっているものだから、主任というものは実務要員ですから、一緒に仕事をしているわけですよ。しかも最近の郵便局というのは、ちょうど百貨店の下請広告を配って歩くのと同じで、私が昔働いていたころは、転居先不明で、隣の集配局まで行ってその人を暗くなるまでさがして置いてきた例もありましたが、そういう時代じゃない。重くなる。でかくなる。百貨店の宣伝広告みたいなものを一生懸命配っているのだから。だから、お互いにみんな同じ仲間だから、

ら、そう簡単にチェックできないですよ。成績にかかわるのだから。

そうすると、その主任を呼んで、おまえさん、主任として欠陥があるのじゃないか、下部末端を指導できないのか。なぜならば、指導調書一つもあがってこないじゃないか、こう言われる。しよやがないから、その主任は、仕事をやりながらたばこを吸っていたとか、ガムをかんでいたとか、便所にちよいちよい行き過ぎるとか書くのですよ。みんな書いて上げるのです。ああそうか、最近おまえよく指導するようになった。しばらくもらつていて、また主任を呼ぶ。主任は一通り書いたからいいと思つたら、また呼ぶ。君、人間の指導というのは一ぺんじやだめなんだ、一ぺん指導したら、ほんとうに最後まで指導しなければだめだよ。そうですかと帰ってくる。一ぺん悪口を書いて出したのだから出しにくい。そうすると、また主任を呼ぶ。君、何であつた指導しないのか。しよやがないから、また、町で赤い自転車を持て突つ立って町のひとと話していたとかなんとか一々書くのです。それを主任のけつをたたいて労働担当官や何かやらせるわけですよ。

しばらくやらせておいて、今度何かというと、指導された勤務者を呼ぶのです。君は主任からいろいろ指導されているんじゃないのか、どうも主任の指導にあまり従わないようだね、こうやる。主任に何も言わないで……。そうすると、そんなことありません。そんなことありません。何々主任は君の上司だろう、これを見たまえ、先月は何枚、今月は何枚、君は三回も四回も何々主任から指導されているじゃないか、さつぱり指導に従つてないようだね、こうやられる。そうすると今度、その勤務者にしてもらふんだい。あの主任のやろうとんでもないやつだ、とつちめてやれということになる。知らないから。そうすると、その主任が全通の組合員の主任だとすると、こんなものを全通の組合の中に置いておくわけにはいかないということになる。何も言わないで、そんなことばかりさんざつばら書いておる。こういう

問題が起る。そうすると、官の皆さんがねらつていられるとおり、主任は心ならずも全通を脱退していくのです。だから最近見てもらふんだい、脱退した方々が圧倒的に未組織でしよう。第二組合、全郵政がどれだけふえたか。ふえないとは申し上げないが、圧倒的に未組織でしよう。こういうことをやつてまで全通の労働組合員を減らしたいのか。そのことが一体業務にどれだけプラスになるのか。

こういう指導調書の使い方の陰險さというものは、私は、国鉄の機関車と郵便局の赤い自転車の相違だと思つてゐる。ダイナミックですよ。何たつて国鉄の管理者は荒削りで、すかついてゐる。そこに国鉄の次官、政務次官をおやりになつた伊能さんのおいでになるけれども、郵便局の赤い自転車なんて、みみっちいことをする郵政官僚は、よほど肝つ玉が小さいのじゃないかと思つた。この指導調書の使い方は何ですか。ばかばかしい。名前をあげて、何のたれべえがどういふことをやつてどういふトラブルがどうあつたか。全部あげてもいいのだけれども、その半分のところは人の名前に關することだから、私は労働大臣に不当労働行為を含めてものを言うときに使います。この席上で言いません。こんなふざけたことをやらせる、おのおの一人一人、人権を持つてゐるのですよ。こういうやみ討ちをやつて勤務者と主任の間にくさびを入れる。指導という名前をはきれいだ、やつてゐることを見てもらふんだい。こういうことまで考え出す郵政官僚というのは、一体今日の郵政省にあるべき姿の官僚のスタイルじゃない。世の中は新しくなつてゐるのですから。まして人間疎外といわれる世の中じゃないのですか。職場の中に人間性の一かけらもないでしよう。管理者の方だつて、ずいぶん頭の重い日常だと私は思ふのです。こんなことにだれがしたのだと私は言いたい。大臣、この点どうですか。

○廣瀬國務大臣 指導調書の内容あるいは運営につきましては、ただいま御指摘の次第もございまして、十分調査いたしましたして、改善すべきことは改善したい、このように考えております。

○大出委員 郵政の職場の中で、公共性のある仕事と称する郵政事業をやつておる諸君の間に、人間的な疑心暗鬼を次々と種えつけていく。そしてその間隙で全通から落ちていく。そのことは、郵政事業を真剣に考へてゐる人のやることじゃない。郵政の職場というものはみんないやになつてしまひますよ、こんなことをしたら。

だから、先の望みのない年寄りに聞いてもらふんだい。ある職場で、ずいぶん左に寄つた人が左に寄つたという意味は反戦の傾向の人ということですが、その人が選ばれた。私の仲のいい職場だから、年寄りの皆さんに聞いてみた。私はそつちのほうを一つも支持してないけれども、あまりといえば、毎日朝出てくるのがいやになつてしまふ、だから少し何かやつてもらいたいと思つたのだ、こう言つておる。何人もそう言つておる。それでは郵政事業をこわしますよ。私は戦後長い労働運動の歴史の中に生きてきましたが、どういたしても労働運動というものは時期が来れば強くなる。鶏だと思つた総評だつてアヒルになるのだから。そうでしょう。これは同じですよ。労働運動というのはそういうパターンを繰り返してすよ。それから、労務管理なんかを考へる皆さんの立場からするならば、おのづから限度というものを置いて考へなければ成り立たない。これは現実なんです。

次に間違つて処分しておるのがありますよ。これなんかひどいものです。おそれ入りますけれども、これも、人事院の公平審査との關係がありまして、途中までにしておきます。

これは川崎の中原の郵便局ですよ。ここにガリ版で印刷してある現証なるものがある。朝、管理者の方が出てくるでしよう。見回つて歩く。だれが何やつていたか書くのです。ピラ張りやつていたとか何か書く。そして注意しなければいけないことになつておる。注意する一問一答が載る。これは書くほうでもないへんだと思ひますよ。皆さんはこんなことまで義務づけてしまふんです

ね。佐藤君、張るのはやめなさいとか、大出君、あなたやめなさいということになっておる。それで中原の局で森豊吉さんという庶務会計課の課長補佐の方がおいでになります。その方が朝やってくる。六時五十分事務所に着いた。それから局内を歩いたら、休憩室でビラ張っていたのがいたというのです。春闘だもの、ビラぐらゐり張りすすよ。休憩室に張るのだから、それで注意した。その注意したやりとりがここにあって、鈴木君、やめなさい、佐藤君やめなさい、こうやっておる。それでこの中に片岡という人は幾ら見ても出てこないのです。現認証にこんなものはない。やりとりの中にないのに、ビラ張りやっていたというので片岡という人が処分されてしまった。現認証の一番最後のところはどうなっているかというところ、そこには人という一番最後に、片岡が一つだけについておる。ところが、まだこれではわからぬじゃないかという追及があったら、何とまだほかに現認証があるのだ。あつたら出せ、それは出さないというわけ。主事さんの現認証がある。

そういうことで、人事院の公平審理の審理官に持ち込んで、そこちから言わしたのです。これは沼田実という調査官です。それで郵政省は、しようがないということで、主事さんの現認証が出てきたのです。ところがその中には主事某となつておる。名前をあげていない。その中には片岡の字もない。ただ処分された現実が残っているだけ。ずいぶんこれも一方的な話であります。さつき指導調査書の話をしたが、全くの主観ですからね。これは上から言われて、主任は書きたくないのを、書かなければ主任が毎日おこられるから、しようがないから何でもかんでも書く。便所に行き過ぎたとか、話のほかです。これだつて人権問題だ。ぐるぐる見回したら、ビラを張っていたそこにはいたというんです。現認証にはそう書いてある。それしかない。やりとりも何もない。そこにいたというだけ。そういうことでこれを提訴をすれば、あなた方は、

何とかそれを正当化しようとして努力するだけですよ。しかし、やられた本人にしてごらんなさ。長年つとめていたのにひどいもんです。ここにちやんと一冊、これだけあります。調べた中身というものがこんなにたくさんある。そういうやり方、つまり現認証というものの使い方を、あなたのほうはそんなふうには指導をされるのですか。

○北政府委員 やはり行政処分等いたします場合には、証拠というものがなければならぬという意味から、現認証というものを整えさせておられます。

○大出委員 これは証拠にも何にもならぬ。これは公平審理で消えてしまふだろうと思つておる。かつて私は公平審理を七回も八回もやってきて知つておる。こんなもので通るものじゃない。しかし、処分されて長い間トラブルを起こしている間というものは、たいへんなものだ。形式的にやればよいという、全く人権無視もはなはだしい。とんでもない話です。

次に、切りがありませんが、とりあえず手元にあるものだけ持ち出しますが、これは網島、昭和四十七年四月十八日の新しい局です。朝礼で集配課長の話に通達は赤軍と同じだという話が出てくる。網島の局なんというのはおとなしいものです。赤軍どころの話じゃない。できたばかりのおとなしいものです。四月二十三日、朝礼で集配課長が「京橋、日本橋、逗子は全通組合員がないので違法行為はない。皆さん一生懸命切りくずしたんだから、ないかもしれない。組合らしい組合はないのだから。網島は」、この局のことです。「全通組合員がいるので違法行為の動きが出る」。まだ何にも出てはいない。新人局員全員を二階の会議室に集めた。これはこの間新聞に出ていたのと似たケースです。何も静岡、名古屋にあるだけじゃない。そこで局長が「省には二つの組合がある」、これは局長です。庶務課長は、「全通組合員は減ってきており、全通から抜ける者が多くなつてきている。全通は暴力的行為をとるが、郵政省は話し合いで解決する」。集配課長

は、「この局でも全通は減つてきて、全通はなくなつていくだろうし、組合に入つてはいない人が多くなつてきている。近い将来その人たちがまとまるだろう。組合に入るときは、よい友だち、先輩に相談してよく考えてから入れ。六カ月の任用期間中に誘われるだろうが、そのときには不利になるのでよく考えろ」。

これを証言したのは、申し上げてみましょう。いま三つ申し上げましたが、三つ目のやつは、ちやうど入局十日目の方です。本人は、名前を出していただきましたというのを前提にして、話をしています。したがって私どものほうも出しません。私は何も、この局長、課長がどうこうというんじゃない。至るところ、どこだつて似たやうになつておるのだから、みんなこう言つておるのだから、一例をあげておるだけです。局長も私の仲のいい人です。課長も私の昔からの友だち。一つも私は悪いと言つていない。そうじゃなく、こういうふうには言わないと局長、課長がつとまらないのです。局長も課長もほんとうに長いつき合いです。切つても切れぬ仲です。だが、切つても切れぬ仲のその諸君には直接聞いてないけれども、ちゃんとわかつてきています。この三項以外の証言をした人も全部わかつています。一人や二人に聞いたんじゃないんだから。だけれども、なぜここまで言わせるかとばくは言うんだ、郵政省の諸君に。そうでしょう。これははみみちいが、そこに録音機を置いてとつてきてものを言う、国鉄の二の舞いになりますよ。だが、何人も聞いていて、この方々が割り切つて出てきてものを言え、似たやうなものになりますよ。だが局長や課長に罪は何もない。これは言わなければ局長、課長がつとまらないのです。大きなお世話です。未組織にしろと、あなた方一生懸命入れないやうに努力して、さっきの指導調査書じゃなが、まるつきり人間性無視をやつておいて、そして、やがて減つていくだろうとか、未組織になつた人間がまた組織をつくるだろうとか、六カ月の任用期間中に誘われるだろうけれど

も不利になるからよく考えろとか、全くよけいな話です。名前もみんなわかつておる。ちゃんと書いてある。

こういうことを平気でやつてきた郵政省なんです。機関車と赤い自転車との相違で、なかなか確たるしつぽが出てこないという面が一面あります。資料がここに、さつき半分が三分の一しかものを言つていせんが、いろいろあります。やがて時期を見て言います。

次に私の出身の鶴見の郵便局です。これは私の出身局ですから何もかもわかつておるのです。まあ自分の局のことまで持ち出したくなかつたので、すけれども、私はしばらく内閣委員会にいらしたから、通信委員会に顔を出していませんし、離れていましたが、あんまりどうも、あつちもこっちもやり方が、聞いてみてどうしても気に食わぬ。いさかきもって腹に据えかねるから、私はここで具体的例をあげておるのです。私だからこんなものはすぐ集まる。本気で動くつもりです。そこで、いま鶴見の局は、転勤をさしてやろうじゃないか、写真を二枚持つてこい。これは課長です。写真と二枚持つてくる。一人ずつ呼ぶのです。君、転勤の希望があつたかい、君の写真を二枚持つてこい、何とかしてやる。ええ、お願いしますと言え、まず胸章——胸につける名前です。全通の組合員は何のたれべえというのをつけていませんからね。君、胸章をつけろ、ここから始まるのです。これじゃ、まるでえさじやないですか。それでしよう。転勤希望者があるのはあたりまえです。

私はここにこういうものを持つてきておる。対象人員は、私の鶴見の局を含めて四百九十五名で、この方々からアンケートをこまかくとつた。この中に長男が意外に多いのでびっくりした。長男坊主というのはおとなしいからですか。こんな百貨店の下請みたいなところにくさん出てくるんだ。石橋たいて堅実だからというんではない。長男が一ぱいいる。しかもこれを見ると、いいですか、一番よけい来ているのは東北

なんです。それから北陸、東京を除く関東の近県、北海道、九州、中国、こういう順で出てきています。この四百九十何名のうち。だから転勤希望者が八割なんです。十人のうち八人は転勤希望者なんです。これは、現地では本採用にしてやらないということだから、みんなこっちに出てくるわけですよ。みんな帰りますといつて約束しているんです。約束はしているけれども、それじゃみんなが帰りたいと言ったら、帰せつこないんだ。わかつている。帰せつこないのがわかつているのに、やり方は、課長が呼んで、何人が帰してみせる。サンプルをつくってやる。帰った人はみんな全通を脱退した人です。何のたれども帰っているじゃないか、君も帰りたいんだ。それは帰りたいんだ、約束ですから。じゃ写真と二枚持ってきたさい、それで胸章をつけてと、こうくる。そういうやり方なんです。これはほんとうにひどいもんです。だから大臣、いまお見せした調書、これは四枚になってるんですが、この中には、独身寮に入ったり郵政の住宅に入ったりするについて、全通の組合員です。それから、何らかの差別があったか聞いている。直接言われたという者が、独身の方で独身寮に入ったのがこの中で十一名あるんですが、十一名全部です。直接言われたと書いてある。これはほんとうにひどいものだ。出るところに出て証言してくれないかと言ったって、それだけじゃかんべんしてくれと言った、みんな。これはここに書いてあります。実際に経験したというのが、入居して差別があるか、そればどんなことかというところで聞いているんですが、この中にずいぶんたくさん言われているんですが、十一名中七名は四号宿舎の入居者となっていますが、独身寮二十五人該当している中で十一名が、全通を抜けるという趣旨のことを直接、間接的な言われている。聞き流して全通にまだ入っている人もいます。これはたいへん詳細なものです。寮や何かに入ることまでそういうふうに使われたのじゃ、これは全くもって邪道ですよ。

それから同じ鶴見の郵便局、集配が十五名定員オーバー、過員になっている。ところで、この郵便内勤が七名、日勤と夜勤、全部が交代制勤務です。だから、これはほとんどどこかに行きたい、帰りたいという連中ばかりです。ここで欠員のときにはこれは慰留されるのですけれども、いまうっかりやめたいなんと言え、すぐでは辞表を書いてください、こうなってしまうのですね。そういう雰囲気になっていく。そうして、実はこの過員がなくなるときは、こうして、その数だけ全通の組合員が減っていく、こういうことなんです。いま十五人過員がいますが、前の例をあげますと、去年の四月から五月、郵便の内勤十一人が過員だった。これが一年たつて過員が解消した段階になって、ちょうど十人ここから全通がいなくなっている。

これはどういふことかと言いますと、郵便の内勤ですから、ほりがちです。たいへんな仕事です。行儀をかついておつぱり出すのです。からね。これは大臣がよく御存じのとおりです。郵便の内勤というのはいへんな仕事です。重労働手当なんか出てくる。それだけの言い分がある。だから、何とかほかの課に、庶務とかかつかいいところにかわりたいという希望をみな持っておる。そこにつけ込むのです。そして鶴見の局内で、郵便の内務過員にしておいて、そこから庶務に上げた。上げたときには本人は一札書いておる。全通を脱退しますというのを約束している。だから庶務課に移ると全通の組合員は抜けてしまふ。それからほかの局の郵便以外の課に転勤をさせる。つまり、過員をこで十一名つくっておけば、十一人分それがやれる。これは事実上追跡調査しています。郵便内勤は去年の四月に五十三名おつた。ここに十名過員が参りまして、六十三名になった。当時、郵便内勤は五十三名中二十七名が全通だった。そして過員の解消した今年、二十七名が十七名に減っている。その減った十名の追跡調査が全部行なわれている。みな私がいま言った方法です。これも全く話のほかです。

ほかでこういうふう具体的に指摘された例があるかどうか知りませんが、名前を全部あげてみてもいいですよ。しかも本人が、その後聞いてみていますが、こう言っている、ああ言っている、全部わかつているのです。こういうことが次々に行なわれたのじゃ、とてもじゃないが、行政管理局じゃありませんが、三年、五%という定員の問題は一体どうなるのだということになるのです。ね、実際は、集中的にここに過員をつくっている。幾らそれは全通の勢力を弱めようという気があるのか知りませんが、こういう定員の使い方はどういふのはあつてはいかぬと私は思っている。これはまさに邪道ですよ。行政管理局長官以下にも一ぺん質問しようと思つていますが、名前を全部あげてそのときは質問します。

それからいまの鶴見の局の内務の過員でございませうけれども、ここで承りたいのですが、いま私があげたこの方法、課長が呼んで、写真を二枚持っていくから始まりまして、過員を置いておいて、鶴見の局の中で庶務は脱退しているのです。そこへ持っていくば全通でなくて済みやすい。それはサンプルを置いておく。そういうやり方をやると、ほんとうに全通でこり固まる連中というのはいくつもの思想集団になります。これは数が減ったからといって、いまの全通だつて、私が全通本部の書記長をやれば、相当数この際減つても、大手術をして大思想集団をつくるかも知れない。そのかわり、大臣以下郵政職員のある探しを徹底的にやつて、洗いざらいひっくり返すことは簡単なんだ。私は黙っているけれども、郵政省の中であらういふのは山ほど知つています。そうしなければなりふりかまわぬです。それは長田さんがかつて出張旅費の問題で、片方で航空料金をもらつて、片方で航空の券をもらつて、こつちで発行すればあなた、片方で出るところと、こつちで発行するところと両方握つておればよくわかるのだ。そんなことは幾らでもやろうと思えばできるのだ。そこまであなた方がそういうことをこれ以上おやりになるなら、腹をきめてとことんまでやる

ということだつてくはない。幾らでもやれますよ。だが、そこまでわれわれ出身議員も人が悪くなつたのだ、いままで、考えてみると。全通の職員もそうだった。全通組合の中央本部の職員もそうだった。意外に人がいい。これはふざけた話です。

これはずいぶん具体的に私、申し上げていますが、けれども、あとは、人の名前とそうした管理者の名前を言えはいいのだけれども、時間がかりますから、そのところはまとめてあとで言います。が、一体これはどう考えればいいのですか。

○北政府委員 ただいまお示しのようですが、実はいま初めて伺うわけでありまして、その点よく調べてみます。

ただ、鶴見の場合、四号宿舎の独身寮への入寮の問題もおつしやいましたが、実は数年前から、大都会、東京、大阪、名古屋でありまして、これにつぎましては、やはり年々地元から人が得られないという問題がございまして、したがって遠隔地から採用しております。この人たちについては、区別なしに全部最初から四号宿舎というものは入れられるだけのものを毎年手当ていたしておりますので、差別の生ずる余地はないと思つておる。しかし、それにいたしましても、入寮ということがいつての所属組合による差別ということはあるべきことじゃないかというふうに思つておる。それからまた、過員の問題、これはお示しの時期であります。これまたいわれる大都会における見越し採用の問題だと思つておる。見越し採用の過員というものは、これまたお示しのようには、東京あるいはその付近では一年間ほど見ております。確かに一年たちますと過員はなくなりますが、その時点で云々とおつしやいましたが、要するにこれは一口で言えば、人事というものを手段に使いまして組織介入をしておるのじゃないか、こういう御指摘だと思います。実はこの組織介入なる問題につきましても、御承知のようにいふ形があり得るわけでございます。私も、私も、そういうことをいかなる形であらうか

ないと厳に戒めておるわけでありますけれども、最近、特にその点で組合のほうでもいろいろ問題にしておりますのが、やはり人事の問題でございます。したがいまして、その点につきまして今後特段に注意を払うようにしたいと思ひます。現に、これらの問題全部ひっくるめまして、もうあさつてでございますが、あさつて、しあさつて、実は全国の人事部長を招集いたしまして、そして一二・一四確認の一そのの定着、その中でも、ただいまの人事差別、そういった疑いの目を持って見られることのないようにというところに特に重点を置きまして徹底的に指導したい、こういうふうに考へている次第でございます。

○廣瀨國務大臣 先刻來、大出先生から数々の事例を指摘されました、いろいろお示しいただいたわけでございますが、私といたしましては、まことに深刻に教えられるところがあつたわけでございます。ただいまお示しの具体的な問題につきましては、調査を十分いたしまして、改善すべきところは改善し、また指導すべきところは指導し、直すべきところは直してまいりたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

労務関係の改善ということにつきましては、私も大臣に就任以来特に力を入れてやっておるところでございますけれども、まだまだ、おしかりいただきますような事例がころがっておるということになりましたれば、ほんとうに責任を痛感するわけでございまして、幾らやっても効果がないというような感じがほんとうに強くなりましたこととを、まことに遺憾千万に思っているわけでございます。まさに任重くして道遠しというような感じがひしひしとあつて、反省しておるわけでございます。申すまでもなく、郵政事業はいわば人によつて運営されておるわけでございまして、この労務対策が事業の基幹でありますことは当然でございまして、したがつて郵政行政におきましては労務対策ということが一番大きな課題であるわけであります。

そういうわけで、先刻来、人事局長から御答弁

申し上げましたように一昨年のきわめて苦い経験によりまして、一・二・一四確認事項というものも労使間で話し合つてきめておるわけでございます。その後、これの徹底のためにたびたび違達も出しましたし、また会議もしばしば開きまして、その実施の具体化ということについて努力してまいつたわけでございますけれども、まだまだ御指摘のような不当労働行為に関する問題すらあまた残存しておるということで、ほんとうに残念に思うわけでございますけれども、また、全通の御先輩の大出委員から、何かと具体的に先般来お示しをいただいております関係もございまして、近く十九日、二十日の両日にわたりまして、全国の各郵政局の人事部長会議を開きまして、さらに徹底するように努力いたしたいと思っておりますし、ことに、ただいま人事局長が申しましたように、東京郵政局関係は特にそうした事例が多いということを承っておりますので、東京郵政局には特に力を入れてそしてその会議を近く開きたい、こういうように考えているわけでございます。少なくとも私どもは、全通を減らして全郵政をふやしたいなんという考えはみじんも持っていないわけでございまして、こういうことが当たっているかどうかわかりませんが、全通も全郵政も平和共存で、その選択はおのの自由でございしますので、私は、どちらもおのの道を歩いてくださればりっぱに郵政事業の運営ができるというように考えておるわけでございまして、そういうような指導をしてまいりたい、こういうような信念を強く持つておるわけでございます。

私が大臣に就任しましてもうすでに十カ月以上経過いたしておりますけれども、依然として明る
い職場がかもし出されないということ、ほんとうに
申し訳ないと思っておりますけれども、しか
し、望みを捨てずに十分今後とも勉強を続けてま
いりたい、努力を続けてまいりたい、こういうよ
うに考えております。

○大出委員　私は実は、いまここに手持ちの資料のまだ三分の一までいかなのですが、不当労働

行為ということで私が矢面に立ってやってもいいのは、実は七件ばかりある。ところで私も、いまの全通信労働組合を、産別会議はなやかなりし時代に、再建運動を起こしました初代の執行委員でもあり、いまの全連の中央青年部長でもありました。ですから、未組織が山のようにあった時代の労働運動から新しい労働運動に移る谷間でございまして、長い経験がそういう意味でございます。

當時官の指導というものが、いまだ悪陋陰湿ではないけれども、いろいろあったことについて苦しい思いが自分の経験としてある。だから、こういう時期に官の皆さんがやりがちなことは知っている。大臣がいまお話しになりましたが、全通という組合があつて全郵政という組合ができて、それでフェアに両方組合員をふやすための努力をするのはいい。何ら言うことはない。そうじゃなくて、そこに官が介在してありとあらゆることに付随して、こつちを減らしてこつちへ持つていこうということがあり過ぎるから、多少のことは私は黙っておるけれども、調べてみると度が過ぎすぎる。そうなるともう人間性喪失以上のことになる。それは、朝、局に通う諸君がどんな気持ちで通つておるかということを書いてみると、私の昔の仲間が一ぱい局長になったり課長になったりしておるんだけれども、気の毒千万、それを一つ一つやらなければ首になってしまう。だからそこで、私はさっき綱島の例をあげたけれども、局長も課長も私の昔の親友ですけれども、決してああいうことは進んでやっておるわけじゃない。これは強調しておきます。そうじゃない。やらせるのです。労務担当官とか連絡官といまして、これはひどいものです、局長の上にあるんだから。だから、郵政事業はどつちを向こうと、全通が何とか減つていけばという考え方が先に出ておる。そういうものの考え方や私は一日も生きていけないはずだと思ふ。

そこで、もう少し論点に入りたいのですが、ここにブラザー制度の問題がよくいわれます。鶴見郵便局世話役組織図というのがある。これは官の

管理者のほうの図面。ここに統括官みたいなえらい人がいまして、ブラザー、兄貴のほう、古くからいる人間、これに新しく入った人間がつくのです。これは世話役という名前になっておる。ですね。

第二組合に行った方々は、市川君、大野君、小杉君、風祭君、館野君、東谷君、山田君、ここに市橋君、牧瀬君、高松君、山田君、一場君、ここから野老君、矢吹君、こういうように全部新規採用で入ってきて、どっちにも入らない未組織の方がおる。これをくつつけて、今度は片方が先に全通に残っている平迫君、私の長年の友人ですが、それに渡辺榮二君。これは、第二組合へはどんなに間違っても行きたくない。全通から離れる人間じゃない。これはブラザーに二人だけしておるけれども、弟はつけない。まん中に今度は第二組合へ行った人を全部並べて、岡本君、内田君、松坂君、岩本君、谷口君、山本君、こう並べる。そこへ合戸君、内赤君、高口君、鈴木君、下久保君、新野君と、こう新規採用の人々。新規採用だが全通に入ってきた。ところがふらふらしている。これをここにくつつけて、第二組合に行った人をブラザーにしておる。一番最後にてこでも動かない全通党です。こっちのほうを形式的にブラザーにして並べておるが、弟はいない。この統括責任者の鈴木君は、これまた私の古い友人、鶴見郵便局の野本君。私の寮に置いて私が世話した。行きたくない。こう全部並んでいるが、ブラザーの弟は一人もない。まことにこれは意図的なやり方です。私は鶴見郵便局育ちですが、ほとんど外勤しかやったことがないのだから知り抜いている。そういうやり方を至るところです。私はそうなんです。思う。

皆さんのおやりになっていることは非常に意図的なんです。だから、大臣が何を言ったって末端では、大臣はやがてかわるんだからということ、平気な顔をしてやっているんですよ。こんなことをしていたら郵政事業をぶっこわしてしましますよ。これは、減ったって全通労働組合は歴史があります。めったになくありません。幾ら

攻め残ったところは残っていく。私の職場だからよく知っている。だから妙なことをやると、いま二十万欠けるかしらぬが、全通が二、三万出血することを覚悟すればとんでもないことができる。ところが、そのことにたえながら、ずいぶんそれはもう徹底して、管理者との間のトラブルは何だ起こすと、いつもかぶされてくるからもうがまんしろというので、がまんがまんを重ねて、若い連中を説得していま押えているんだ。これはいまのブラザー問題、これはもう非常に意図的だ。

きょうは時間がかかりますと申し上げましたが、そういうままでしゃべっておられませんので、なるべくしぼりますからごかんべんを願いますけれども、いま鶴見の局を例にあげますが、大東文化大学というのがあるんですね。大東塾なんていうとんでもない塾がありますが、まさかそうではないかと私は思うのだけれども、一体この大東文化大学というのは何のですか。——どうも郵政省の皆さんがげん顔をすることはないでしよう。あなた方、こう新聞に出ていないじゃないですか。大東塾なんて言うのと、靖国神社法案で右翼団体が出てきまして、村上勇さんが朝の早くから来てすわり込まれたと言っているが、大東文化大学なんて言うのとちよとぎよとするのですが、横のほうに、全国特定郵便局長会顧問、大東文化大学郵政会顧問、参議院議員長田裕二なんて長田さんの名前が載っている。おかしい話でございまして、それで郵政コース設置なんである。大学組織何とかのカテゴリー……。大東文化大学内郵政会、これは一体何のですか。

○北政府委員 大東文化大学というのは、れっきとした私立の大学でございまして。そこにそういうた郵政コースというのがあることも存じております。ただしこれは、何も郵政省がつくつてくれと言つてそこにあるものじゃなくて、当該大学がそういうコースを設定しておるわけでありまして、設定することについて、私も設定しちやならぬという立場にもございせん。そういうこと

であります。

それから私も承知しております限りにおきましては、郵政会がございまして、何百人かの学生がその郵政会に加盟しておるようであります。それで聞くところによりますと、連中のねらいは——これは御承知のように、郵政の場合には郵政初級職試験という一つのコースがございまして、このコースを受験して、そしてこれに合格して郵政部内に入ってくる、こういうことをねらつておると申しますか、目標にしているというふう聞いております。

○大出委員 いま多少の資料を集めつつあるんですが、この中でやつてゐること、これはあなた方どうもあまりお知りにならぬような顔つきですが、この席では深追いはいたしません。いたしません、郵政省に入ってくる人たちがたとすれば、これは郵政省なるものは無関心でいられるはずはない。この方々が郵政省に入ってくるんではないか、郵政官僚がお考えになつていない方向で教育をした場合にどうするか。あなたのおっしゃるようになつて、簡単なものじゃない。そうでしょう。

いいですか。鶴見の局には、今年の四月に大東文化大学を出た方が六名かたまって入つてきた。この中で五名が特定郵便局長さんの御子息です。何でもまとめてこういうところに入れたのか、ちよとげん感じがする。私もあまり多くを言い過ぎますと、実は後ほど別な意図があるものですが、さつきも全部言いませんでした、これは少し残しておきますけれども、念のために申し上げますが、この大東文化大学なるものの郵政会、この種のものについてあらためて聞きますから、皆さんのほうも、そのところは少しお調べおきいただきたいと思うのです。きょうのところはそれだけにします。

そこで、最後の本題幾つかに入りますが、その前にまず、最近新聞に二つ、こう出ている。「全郵政強引な勢力拡張 名古屋守山局 不法監禁が警察も警告」、この新聞談話によりますと、警察が警告したことを局長は認めていますね。新

入職員をかきかけちやつて、いまの話のブラザー、世話役がついて——これは警察のほうもここで言う言つていますね。人権の問題だ、そういう疑いがあるからということ。そうかと思うとまたこんな大きな記事で「郵政局にもマル生運動 解散せよと抗議」というんで、ここにはわが党の前委員長勝間田さんの名前が出てゐる。現場へ行つておられる。これもまた似たようなものです。つまり七、八人が一組になつて四十六年二月から局へ入ってくるんですね。そして全通をひっくり返して全郵政という組合をつくる。これはとことんまで調査しようという空気になつてゐます。私の党をあげてやろうじゃないかと言つてゐる。こういうことはつい最近ですよ。これは五月十三日、片っ方は五月十六日、これは片っ方はこんな写真入りです。私がいまずうと申し上げましたが、これがよくよく新聞に出てくるようになった。こういう問題の一番のネックになつてゐるのは私がいま申し上げたことです。ここまできると、これは単に郵政部内の労使の問題ではない。ここの点についてはどうお考えになりますか。

○北政府委員 守山局の職場リーダーの行き過ぎの問題、それから名古屋郵政局の、その新聞によりますとプロジェクトチームというものの活動の問題、この二つの問題でございまして、新聞にも出ましたので私も一応調べたわけでございます。守山について見ますと、新規採用者につきまして、局側の訓練を終わらして、そしてブラザーに引き合せて。それでブラザーがそれぞれの部屋に分かれて、まあ初対面であるわけですからそういうことで話をした。ところが一部の部屋では、まあ人が出入りして騒がしので、何をやってゐるのかということ、この五人のブラザーのうち二人が施設をした。もつとも施設はしたものであります、このときは、何か新築の局だそうでありまして、いわゆるシンダー錠というのか、ぼちを押せばかかる、ああいうかぎだったようでありまして、実際のところ、中からぼちを押しましてかぎをかけたブラザーが二人おる。まあ

こういうことであります。これにつきまして組合が問題にし、また新聞に出たと思ひますが、警察からも二名ばかり調べに参りまして、警察官のほうでは、この全員について当たつて事情を聞いたというものであります。その結果、ヤンガーブラザーの二名、これはかぎをかけた者ですが、このうち一名は、かぎがかつておつたことも知らなかった。他の一名も、別にかぎをかけたことによつて被害意識というものは全然なかったというものでありますので、結局、刑事上の問題としては全然問題にならない。しかし、そういったことは適切でないからという口頭で注意があつた、こういうことであります。私も、そういうことでありますので、局側でも調査をし、なお一部について調査中であります。

一応とりあえずの措置といたしまして、理非はともあれ、かぎをかけたブラザーは、五月十五日だったと思ひますが、をもちましてブラザーをやめさせました。なお、ブラザーがその席で若い新入職員に何を言つたかということも組合は問題にしておりますので、これにつきましてなお調査中であります。また労担主事が何とか言つたとか言わないとかということも組合が言つておりますので、これも私のほうで調べておるわけでありす。経じてこの問題、名古屋の六人委員会の中で現在話し合つておる、こういうことであります。

次に、名古屋郵政局のプロジェクトチームの問題であります、名古屋郵政局におきましては、だいたい前のことであります、昭和四十五年、おとしの暮れに郵便の年末業務が大混乱をしたという事実がございました。これは全国的に見まして名古屋が最も業務混乱をしたわけでありす。そこで、これに対する対策というものを、郵政局としてもその後いろいろ立てたわけでございますけれども、その一環といたしまして、去年の二月、中でも一番郵便の業務の運行に問題がある局というので静岡ほか二局を指定いたしました、静岡と豊橋と緑という局でございますが、この三局を

最も力を入れて郵便の業務の改善をはかるべき局
ということにいたしました。それをそういう重点
施策をやった。そのやり方として、一つのプロ
ジェクトチームというものを、三局でありますか
ら三班、これは郵便部を中心といたしまして、人
事部も加わりまして、そして郵便業務の立て直し
ということにつきましていろいろやってきた。そ
の中で、チーム員が現地へ行くことがある。また
現地から、幹部、あるいは主任に準ずるような
人、あるいは若い職員、こういう者を呼びまし
て、そしてこれに対して名古屋の郵便部長なりと
いった幹部からいろいろ話を聞き、あるいは問題
点を関係の部下と話をさせる。あるいは名古屋市
内のいい局を見させるというふうなことで訓練を
する。郵政局から行くのと、向こうから来るのと、
と、両方の方法を併用いたしまして、そして業務
改善に努力をする、こういうことをやってきたわ
けでございます。その後、局の入り組みがござい
ます。緑とか豊橋は一応業務改善ができたとい
うことで、チームを解除しまして、新たに、その後
さらに重点的に立て直しをはからなければなら
ない局について、そういう班を編成するというこ
とでやってきておるわけでありまして、

そこで、新聞の記事によりまして、プロジェク
トチームが、当該局員が名古屋へ来た場合に、泊
まり込みでいろいろくでもないことを言ったと
いうことでありますけれども、これは詳細調べて
みました。泊まり込んだ事実は一回もございま
せん。日中八時半から晩の五時までみっちり、座
学、見学その他を組んでございます。ただ、第一
日目の晩に、五時半から七時半までその人々が泊
まりますところで懇親会をやった。これも懇親会
が終われば、名古屋の連中は全部帰っておりま
して、一人も泊まっておるものはいません。ま
た、そういう教訓の中でも、この懇親会の中
でも、そういった組織問題にかかわることはかま
えて一切言っていない、こういうことでございま
す。そういう制度でございます。さらに、この制
度そのものをよく私も検討いたしました。な

お誤解を招くような点があるとすれば、それはそ
の部分に切って、そしていい形でこういった業務
立て直し策というものを推進させていきたい、こ
う考えておる次第でございます。

○大出委員 これはあなた方があなた方のルート
で調べるというのは、あなた方が責任を負わして
いる末端管理者の方に聞くのですから、たいへん
どうもぐあいが悪うございましてという回答は来
ない、これはあたりまえ。さつき私がいふ例を
あげましたが、皆さんのほうで回答を求められれ
ば、皆さん側の人は適当なことを言うと思う。

しかし問題は、現実にはどうなのかという問
題、何が真実かという問題、この問題なんです
ね。いまの二つの問題は、これは私どもの側も詳
細にいま調査しているのですから、あなた方のほ
うにばつとそう上がっていったからといって、そ
うでございますと言わなければならない。私の質問
で大きな新聞種になったりしますけれども、それ
は表のほうから見て、通産省はこう言います、あ
るいは防衛庁はこう言います、運輸省はこう言
いますと言ってみても、実際私どもは資料をつかん
でものを言っているから大きな騒ぎになるわけ
で、いつもそこが食い違う。だから私は、私の足
元の、私の出身局だとか近い局、私の関係者が一
ぱいいるところ、例をあげてさつき申し上げた、
反論のしようがないことを私は言っている。だか
らこれは、後ほどこれから表へ出てきますから、
こまかく中身を申し上げますが、次の場面と言
います。いまの点、ここでやりとりしていると夜が
ふけちゃうですからね。

そこで、どうせこれは、こういうことがあった
といつて田邊代議士だの武部代議士だのみんなが
おたくへ持ち込んだって、ここにあるのを見ます
と、議員団から出された何とか管理者の問題につ
いては現在郵政局ごとに調査をさせております
が、指摘されたような事実が散見されるが逆にぬ
れぎぬもあり、なんということが書いてある。こ
れは妙な話で、散見されるが逆にぬれぎぬもあ
り、なんてばかみたいな話ですが、この点は水か

け論をしたつてしようがない。私はそういう水か
け論を言うのはあまり好きでない。

それで、もう一つものを申し上げたいのであり
ますが、ここにつきまして管理者任命に関する差別と
よく言われる主任になるときの云々という問題が
ある。ここにあるのはこういうことなんです。これ
は私の出身の鶴見の郵便局ですが、加藤君という
人がおりまして、これは年齢三十一歳で三級の六十
一号俸です。それで所属は全通信労働組合所屬で
す。この職場にはこれは郵便課でございますが、
丹治君、松本君、山田君、こういう。山田君とい
うのは三十二歳で、一番新しく一番俸給も低い。片
一方が三級の六十一号俸であるにもかかわらず、
この山田さんという方は二級の十三号。この方が
全通を脱退をいたしました四十六年八月二十三日
に主任に発令されている。これはいふんふざけ
た話で、三級の六十一号である方がここにいて
に、二級の十三号の方を、そのまんなかに三級の
五十五号、三級の五十三号とこういる。年齢は加
藤君三十一歳、その途中に丹治君三十二歳、松本
君三十二歳、山田君三十二歳、こうなっている。
この一番号俸の低い方、これをこへ持つてい
た。あとは全部全通で、この人だけが全郵政。全
通を脱退して四十六年八月二十三日主任になっ
た。この問題を調べてみた、私の職場のことです
から。しかもこれは前から大問題になりまして、
おかしいじゃないかとたいが組合がつついた。主
任がいま一人欠員のままで置いてある。この忙し
い世の中に、これはどういふことかといひます
と、非常に問題がある。じゃ郵政は、この加藤君
という方について、どがが一体悪いんだ、どがが
悪くて三級の六十一号、長年勤続している人間を
おっぱつておいて、そして二級の人ということに
なっているのですか。中身を見てみると、加藤さ
んという人は才気まことに緻密で、非常に研究的
で、そして理想家である。ただ、いささか企業意
識に欠ける点が見られる。見込みは大いにあると
いうんです。そして加藤君の場合はどうも郵政と
してはオーケーのようだ。あとは現場の局長次第

ところが、現場じやどうかというと、加藤君に、
おまえ主任に上げたんだけれども、暗に全通
やめなさいと言う。本人は、いままらどうも全通
脱退してまで主任になりたくないと言う。だから
そのまま欠員になっている。こういう具体的事例
を残しちゃいけませんね。四の五の言つたつてこ
れは始まらない現実なんです、職場の人はだれだつ
て、全通だからないんだというところを知って
いる。しよせん全通じゃ主任になれぬということ
なんです。

もう一件例をあげますが、木村君という人、こ
の人は茅ヶ崎郵便局。ここにやはり和知国男さん
という方が主任でおいでになる。鈴木克己さん
という方がおいでになる。そして木村さんという方
がおいでになる。この木村さんの問題なんだ。こ
れは、勤続年数その他からいって、何で一体木村
さんが主任にならないかという点でいろいろ調べ
てみた。そうしたらこういふことなんです。その
さつきの話の七回ばかり指導されている。その指
導調書というものが役に立っている。独断です、
全く。中身を見るとこうなんだ。いいですか。組
合の名で電報を発信したと注意された。そんなこ
とを言つたつて、この木村さんという人は組合の書
記長なんです。支部の書記長だから、組合の名
前で電報を発信するのはあたりまえだ。自分の業
務です。胸章をつけていない。全通信労働組合の
指令で、胸章をつけるなということになっているか
ら、従っているだけだ。あたりまえだ。それから
部外者を休憩室に入れて話をしていたので注意さ
れた。組合の書記長ですから、そこへお客があり
ますよ。しょうがない。組合の存在を皆さん認め
ないならいざ知らず、職場で話していたんではな
くて、休憩室で話していた。そんなことをチェッ
クされていたんです。欠格条項だといつて。い
ま加藤君の例、端的な例だけれども、そういうこ
とばかりやっていったんだ。私の足元の鶴見の郵便
局ですから、私もみんな仲間だから、しばらく
会つてないから聞いてみた。むちゃくちゃなん
だ、やつこさん、全通やめればすぐなれる。あい

よ。局長の青木さんから駅前分局の部長の神石君から、神石さんなんというのは、もう東京郵政の全邊の役員をやっておりますて、私が書記長時代、神石君にもの言つて、彼は一生懸命やつていた。いまはみんな管理者です。あそこを処分したときは、私は一週間ぐらいたつてからあの入り口に立つていた。みんな私の顔を見ないで入っていく。そういうことにしてはいけませんよ。この方々の腹のうちというのは、しかたがない、めしの種だからやつていけるけれども、必ずしもいい気持ちでやつていないでしょう。いい気持ちでやつていくなら私の顔を見て入つていきますよ。みんな知つてゐるのだから。私が立つてゐるのも、はるか角を曲がつたらすぐわかるのだから。仲のいい昔の友だちが下を向きつぱなしで

入っていく。

そういう職場にしてしまつてはいけない。それは使用者としての政府のやり方が、つまり徹底的に押えようとすれば末端は左に動く、原理、原則です。時の政治が強引に押えようとすれば労働運動は左に寄る。原則です。作用と反作用の関係。だからそのインシアチブはどっちがとるのかということですよ。ILOのドライヤーが言っているとおりです。使用者としての政府の責任において信頼の回復をはかれ、そうしなければこれはどうにもならぬ。ここにちゃんとありますよ。読み上げるまでもない。端から端まで読んでこれはよく知っているんだ。だからこまでくるともう私は限度だと思ふ。皆さんも大転換をはからなければ、それこそどうにもならなくなつてしまふ。全郵政を幾ら力を入れて育ててみたつて、これは民社の皆さん方もおいでになるけれども、それで事が片づきはしない。いま一体、全郵政、未組織、全通という色分けでどのぐらひになっていきますか。

○北政府委員　正確な数字は覚えておりませんが、大体全通が二十万、全郵政が五万五千、未加入が二万五千というふうに承知いたしております。

○大出委員 つまりこれだけ皆さんが、私がいま申し上げただけでもずいぶんありますが、それこそ、ありとあらゆる手段を尽くして、末端の管理者の方々が、これは小林さんの時代からそうございましてけれども、時間をかけているというやつで、これだけけれども、それでも全郵政というのはいわゆる世の中での第二組合というのはいま二十万五千しかいはいない。だとすると、いま二十万前後の全通を十八万にしたって、十七万にしたって、中核だけ残るだけです。だから私は思想集団が残ってしまうというのです。それならば、私のような性格ならば、思想集団を端からつくっていきまう。これは寂として声なくじつとしていたって、思想集団ならば黙って官のあらさがしを端からやる。片っ端からそれを摘発する。幾らでもやる。とことんまでやっておいて組織回復をはかる手だつてある。ひとつだけかをやり玉に上げればよしということになる。大衆運動というものはそういうものです。そんなことを私はへとも思っていない。だから私は調べてみて、腕組んでしばらく考えたけれども、ほんとに、代議士なんかやめてもう一ぺん全通に帰って役員をやりますうかという気になる。みごとにやってみようかという気になる。皆さんが認めてくれればやれる。そこまで思い詰めるを得ないんですよ。だから、いかにげんなことでもこの問題を過ごそうと思つても、それはそうはいかない。

そのところを大臣が、私は大臣とはずいぶん長い個人的なおつき合いだから、知り過ぎていてから、気持ちにはもう正面向いて言っていられることは私はわかつていて、わかつてはいるけれども、大臣がこうだと言つたって、そこから下のほうの皆さんがさっぱり調べようとしなない。適当にしておく。佐藤さんがやめれば大臣もやめるのだからという調子になると、これは郵政事業将来百年に悔いを残すことになる、こう私は思う。トラブルはたくさんあったんだから、全通のほうだつてそれなりに考えることは考えてきている。それは皆さんだつてわかつていて。大衆運動には波があ

りますからね。私の十七、八年間の全通中央本部にいた時代だつて、たくさん波があった。いまの国鉄を見たつて、勤務を見たつて、あれだけたたいたつて、マル生運動を起こしたつて、なおかつみごとに新幹線だつてとまるでしよう。大衆運動というものはそういう意味で、やる気になれば。だからそういう意味で、これ以上、剣の刃渡りは皆さんもお考えになる必要がある、こう私は思うのです。私は代議士を九年やっていて、けれども、こんなことを言つたのは初めてだ。うちのの問題を取り上げるのは初めてです。取り上げただけでは私はあとに引きません。私はとことんまでやります。そのつもりでものを言つていきますから、そういう意味で私はおくみ取りいたしたいと思つていて。

そこで、締めくくりを申し上げておきたいのですが、この法案は東京郵政の二分割であります。そこで、この二分割に關して、少し事務的にここで承つておきたいのであります。ずいぶんたくさん申し上げましたから、あとここにございませうは、このあと、まだどこまで申し上げるかを考えて申し上げたいと思つておりますが、たいへん詳しく具体的に私は数々の問題を持っておりますが、本題でございませうから、この東京郵政の二分割に關する問題について、十ぐらいになると思ひますけれども、具体的にずっと聞いてまいりたいと思ひます。

きようは行管は呼びませんでしたが、行管とも私は話してみたい。私の所管でございませうから。郵政を調査したのは近藤君という調査官でございましてけれども、彼にも来てもらつて、郵政を監察した報告なんかもございませうが、ここに実は私は、過去、今日まで郵政に対して出ている報告書を全部持つておりますが、全部目を通してはみません。この中で、実はずいぶん申し上げたいこともあります。これはかつて料金値上げを、前回ではございませう、この前お出しになったときに、行管のある監察官に話しまして、浅野賢澄さんが経理局長でございまして、そこに

て、設置法七条経理の部にございませう三事業と共通の事業決算を出しておくことになつてくるものを調べさせたこともあります。そうしたら、郵便は赤字になつていないで、逆に二百億黒字という集計が出てくる中身など入手したこともありまして、だから、そういう面の中身について実は少し聞きたいこともあるのであります。きようはひとつ事務的にしほつて、郵政の二分割問題に集中して承りたいと思ひます。

まず一つ、四十七年度の予算では定員措置が一体あるのかないのか。私の見る限り触れてないよううに思ふのであります。まずこれはどうなつておりますか。

○北政府委員 定員は差し繰りによってやることになつております。

○大出委員 これは差し繰れますか。どう差し繰るのですか。

○北政府委員 本省、地方郵政局、それから地方監察局、こういつたいいわゆる非現業部門から定員を削減いたしまして、そしてこの東京郵政局二分の事態に即せしめたい、かように思つております。

○大出委員 具体的にどこからどのくらいどう持つてくるのですか。実務要員が減るわけですが、けれども、そこらのところはもうどうに考えていますか。

○北政府委員 目下検討中でございますけれども、おおむね、ただいま申し上げました、本省、それから現在の東京以外の地方郵政局、それから地方郵政監察局から約百四十名程度の定員を持つてまいりまして、それを現在の東京郵政局の定員に足しまして、そしてこれを法案が通りますれば、新しい東京郵政局と、関東という名前になりますか、かりに関東という名前を使つていただければ関東郵政局に配分をするということになると思ひます。

○大出委員 私は何べんか法案を通したことがありますがけれども、検討中でございますで法案を上げたことはございません。その検討の結論が出ないままに提案をされても迷惑でして、私はおおむね二百名

ぐらいというふうに踏んでおりまして、行管を呼んで聞きましたが、この行管の報告の中に、保養所、独身寮の管理、まかないまで入つていて、あります。この中で仙台郵政局、大阪郵政局、長野郵政局などもずっと入つておりますが、ここあたりで、東京郵政局なんかも、七十名ぐらい業務指導官なんというのがあるのです。副課長という名前。こういうのは、私はまことにけしからぬ組織だと思つていて、行管はそれが何をやるのかというのを知らずに調べている。行管はたいへんミスでございましてと言つてゐるのです。だからここで言つてゐるのは、民間委託もできるじゃないかということをやつてゐるのです。その趣旨なんです。別に七十名ぐらい業務指導官がいる。これは肩書きは課長補佐なんです。四、五年前からやつてゐるのです。う。交代制勤務だから昼間も寮にゐるというやうなことで、一日寮にいて、仕事が終わつて帰つてきた人間をとつかまえてゐるんことをやつてゐるのです。あなた方は、指導をするというのかもしれぬけれども、片一方はまるきり監禁されてゐるという。そんなところに、寮に正規の課長補佐と名のつく人を定員を使う。行管、こんなばかんなことあるかと言つたら、おかしいと言ふ。こんなことじゃ総定員法もヘチマもめつたなう。こんなことは通せんない。行政機構改革をいわれたつてだめだ。今回はスクラップ・アンド・ビルドの方式をやめて、一局つぶさぬで出してきてゐる。旧来の行管の方針に反するじゃないか、そう言つたら、それもまことにそのとおりだ。定員について、もこんないいかげんなことが出来るか。これはできません。できなければ調べる、こう言つてゐるのです。おたくのほうで、どういふ決着がついてどうなるのか検討中でございますという。ことだけで、私は引き下がれませう。早急に結論を出してください。行管を呼んであらためてこの席上で質問しますから。

○北政府委員 これは検討中と申しましたのは、法案が御審議をいただいておる途中でございませう

ので、途中での結論というのを御遠慮した向きもあるわけでございます。大体の検討は終わっておりますのでございます。

○大出委員 向きもあるとつけ加えたのですが、向きでものをやったのですか。あるのですか、ないのですか。あるなら出すのはあたりまえじゃないですか。法案だけばかっとな出して、どうなんですか。

○北政府委員 定員そのものが、さっき申しましたように差し繰り、こういうことであります。差し繰り先は、本省、郵政局、監察局、この点は確定いたしております。

約百四十名と申しましたが、これについてはもうほぼ確定の線があるわけでございますが、百四十名か百四十五名かという問題は若干あります。そういう意味であります。

○大出委員 それを各本省、郵政局、監察局別に申したい。一名や二名の違いはいいです。それを出していただいて、行管を呼んであらためて質問します。

次に、東京郵政局の人員ですが、それと関東郵政局、この二つになるわけですね。この人員、これは八百五十名と六百五十名くらいだろうということなんです。だから現在合計千五百名くらいになるのだと思うのでありますが、これを関東と東京郵政局の二つに分けるのはどういうふうな中身を分けるのか。かつ、先ほどお話しにございました百四十何名かわかりませんが、そこらはこの両方にどういうふうに入れていくのかということ、これはどうですか。

○北政府委員 この中身につきましては、これは必ずしも私のほうの所管でございませんで、むしろ組織の問題だと思えます。ただ、これは当然私からも言えることとございます。これは地域別に分ける。したがって、東京都内は、かりに東京という名前がつけば新しい東京郵政局、それから現在の東京郵政局の管轄区域内で東京都を除きます部分はこれは関東という名前がつけば関東郵政局、主としてこういう地域的な区分をする

ということになっております。ただ業務の一部につきましても、地域的な区分だけにされないものがございまして、いろいろあると思えますが、ごくさまたな例でありますけれども、それこそ察のようなものにとつてみます場合に、これは必ずしも東京郡の中に在在する——つまり新東京郵政局管内の職員がむしろ新しい関東地域に多からうと思えますので、こういった入り組みは若干あります。基本的には地域的に分ける、こういうことになろうかと思えます。それが一定の線がございまして、それに照応いたしまして、他郵政局との連関を考えまして、東京郵政局の定員をおおむね何名、それから関東郵政局何名、こういうふうに一応考えておるわけでございます。新しい東京郵政局は八百五十人程度、それから関東郵政局は六百七十名程度というふうな考えております。

○大出委員 八百五十名、六百七十名、千五百二十名になるのでしょうか、これは組織の問題で必ずしも私の所管でないとおっしゃるので、その所管のほうから、いま北さんがきかめておられるとおっしゃいましたが、具体的にこの二つは、かりにつけるとすればこういう名前、こういう地域を担当する、そして人はどういうふうな動いてどういうふうに入る、つまり分課を含めましてどういうことになるのかということ。私も行政機構を手がけてもう九年になるのですから、わからぬつもりもございせんので、ひとつ資料としてお出しをいただきたいのであります。いまのお話だけではしかとわかりませんので、この点はひとつそういうことにしていただいて、これまた行管を呼んで質問するつもりでありますから、そのときにあらためて詳細な質問をさせていただきます。

次に、実務要員を減らすということになるのか。つまりこれらの機構ができる。そういう想定が行なわれる。人が動く、つまり具体的に本省なり郵政局なり監察局なりというところのどういうところを抜くのか。その場合に、抜いたあとの実務要員との関係はどうなるのか。この

ところはどういうふうにお考えでございますか。

○北政府委員 抜きますところは、実務要員を抜くわけでありまして、と申しますのは、たとえば、本省にいたしまして、ほかの某々郵政局にしましても、この関係で別にポストを減らすというところはございせんので、したがって、そういう意味では実務要員を減らすということになります。

実務要員をどういう減らし方をするかということでありまして、これは、郵政局の場合はそれぞれの郵政局にまかせてございまして、おそれ、郵政局にも部課がございまして、それぞれの部から一名もしくは二名というふうな引き方をすると思っております。またその程度の数字であります。それから、そういうことであるにしても、それによって仕事はどうなるかというお示しでありまして、これは今後事務の簡素化ということにつとめまして、それによって事務運営には支障がないようにする、こういうことであります。

○大出委員 事務の簡素化というのが、一つの係をはずすとか、具体的にそういう措置がとられるならわかる。あるいは、かくかくのコンピュータを入れるとかというのなら、これまたわかる。ところが、現状でただ単に簡素化しますと云ったというのは、実務要員一人分だけ他の職員に負担過重になる、これが通例であります。したがって、そのところ、しかとわかるように御説明いただきたい。簡素化するといふんだが、たとえば厚生課なら厚生課からどう抜いてきてあとはどうする、どう簡素化するかということがはつきりしなければ意味がない。

たとえば業務指導官七十名というのをやめるといふのならわかるのです。こんなものはやめさせろ、私は行管にこう言っておりますから、今度行管に出てきていただいで、あなた方検討してどうなんだというのを聞きますが、こんなものはほかにない。わざわざ課長補佐の名のついた人を業務指導官なんて、冗談じゃない。定員が足りない、総定員法だ、国家行政組織法だというふうな

世の中で、ふざけたことを言え。私どもたいへんふつつかでございまして、これはこれから検討します、こう言っておりますけれども、その結論もこの際あわせて出したい。七十人も、こんなばかげたことを……。あなた方はどういう気持ちか知らぬけれども、だから、どうしても置いておくというのなら置いておくでいいですけれども、どういう理由でこの七十名が必要で置いておくのかということ、この次までに明確にしておいてもらいたい。

それから局舎でございますが、一体これから局舎をどういうふうにつくっていくつもりでおいでになるのか。しかも、どのぐらいのものをどういうふうにつくるのか。改築になるのか、新築になるのか、一体どうなるのか。そこらがさっぱり見当がつかせんが、これは一体どういことになるのか。

○山中説明員 局舎につきましては、暫定措置と恒久措置と二つに分けて考えてございまして、最初の暫定措置でございまして、まず東京郵政監察局を、これはかなり無理がございまして、けれども、ある程度の不便を忍んで差し繰りまして、本省庁舎に移転してもらいます。それから、東京郵政監察局の東京中央支局というのがいま入っておりますが、これは東京通信病院の旧病院と申しますが、それが現在あきましたので、その一部を使って移転してもらいます。そして、あきました現在の東京郵政局庁舎、この全部を、東京と、仮称関東でございまして、この二郵政局に模様替えして暫定的に出版するというふうに考えております。

次に、恒久措置でございまして、来年度、現在の東京郵政局庁舎の敷地内に十分なものを増築するということを一応考えて、検討中でございます。来年度予算要求までに結論を出したいと思っております。そういう段階でございまして、監察局は大体百名ぐらいいです。そうすると、二百名足らずやよとすると、この程度のことでは、

○北政府委員 先ほど私、御説明申し上げましたように、この人事交流の必要性という問題は、職員

のランクによってその必要度がだいぶ違うというふうに申し上げました。両方の間で積極的に交流をはかる必要があるというのは、やはり先ほど申しましたように、管理者、それも管理者の中でも上級の管理者になるほどその要素が強い、こう思います。したがって、一般の職員につきましては、これは普通のほかの郵政局とは同じようなことで基本的にはよからう。ただ、申しましたように、現在、東京郵政局員である、将来ともそつちに残りたかつたのだが、振り分けの都合で関東へ配属されるという者が戻ってくる、こういう問題等につきましては、これははっきりそういう希望というものを省側で受けとめまして、そして、そういった機会のあるときに入れてやるということでも足りるのだから、こう考えております。

○大出委員 この配置転換、まあ施設の改廃に伴ういろいろな動きになるのでありますが、現行協約その他の面からいって、これは順序としてはどういうふうに進んでいきますか。たとえばこの初年度、通常ならば大綱の説明をする、つまり三カ月前なら三カ月前に、具体的な案をつくるということになった場合に、これはたしか取りきめがございました。その取りきめの順序に従うと、これはこれからどういうふうに進んでいくと、どういうふうに進んでいくかということを開いておきたい。

○北政府委員 ただいま施設の改廃に伴う配転協約というものがござります。これはしかし、郵便施設とかという名称が冠されておまして、すなわち現業局のことを示しておまして、こういった郵政局というものは現在の協約の範疇には入っていないわけでありまして、それをじゃどういふふうによつていくかということにつきましては、ただいま組合と交渉中でございますので、そのほうへおまかせ願いたいと思ひます。

○大出委員 だから聞いているのですよ。現行協

約では郵政局の分割は想定されてないでしよう。

ないけれども、これは施設の改廃には違ひない。そうでしょう。だから現行協約でいけば郵便局や何かだから、入っていないとおっしゃるかもしれませんが、入ってないからそれで済むわけじゃないので、そこところは、官の皆さんのほうは基本的にはどう考えているか。いま交渉中だとおっしゃるのであれば、その交渉というのはどこまで進んでいるのですか。事、法律を通す立場からすれば、承っておかぬことには、私はそう言うたつて性格上簡単にはいきませんよ。あとでしりを持ってこれたら私は困るんだ。

○北政府委員 組合との交渉におきましては、先ほど私お答え申し上げたような程度のことを組合に言っております。それ以上、組合のほうからも具体案が出ておりませんので、早急に詰めた、こう考えております。

○大出委員 どうも北さん、これは一人でもできませんからやむを得ませんが、あつち聞きこつち聞き、横から口が入るようになっておりますから、間違つてしまふといけませんから、どうなっているかということとあとで書いてください。どうせ資料をいただきたと申し上げていゝのですから、あわせて出してくれませんか。私もあとで、この委員会を通した方がいいが、労使間でトラブルが起つて、また何とかしてくれと言つて、騒ぎが起つてしりを持ってこれられると困るから、いまのうちに、ふけるしりはふいておかぬといかぬですから、せつかくの機会ですから、そうしていただけませんよ。

○北政府委員 お示しのような資料をお出しいたします。

○大出委員 それから、現行機構の中でこの二分割に対応できる組織ということで、二分割するのですから、特に監察局のほうも何か対応しなければいかぬでしょう。そうすると、そこらところは、監察局も二つになるのですか。ならないのですか。あるいはまた課とか係などを新設か何かしなければ、分割しない限りは、これはちよつとま

た実情に合はぬことができ上りはせぬかという気がするのですが、この辺のところはどうなるのですか。

○森田政府委員 お答え申し上げます。

監察局も東京郵政局と関東郵政局に対応するよう二分割できれば理想的であると思ひますが、ただいまの段階では、諸般の事情がありまして、東京郵政局の二分割というのは焦眉の急になつておりますので、監察局はそのままでございます。ただ、先生御承知のように、監察局の実務の大きな部面は支局がやっておりますが、各県庁所在地、東京都内は別でございますが、数カ所ございまして、そういうところで実務をやっておりますので、それを統轄する監察局自身は、必ずしもただいま二分割しなければ仕事は回らないということはないと思ひます。話し合いの相手は二つになるわけでございますので、課や係の増設ということも理論的には考えられますが、何しろ定員も一名もとれておりませんので、非常に監察局の諸君には御苦勞でございますが、監察局はいまのままやりたいというふうに考えております。

○大出委員 これは郵政省がそういう考えであることはわかつてゐる。焦眉の急であるということなんです。先般も、何年か前にこの二分割論が出まして、愛媛の監察局、四国の松山と金沢です、これをつぶすというのが入つていました。たの、電電公社に対する監理局みたいなものをつくるというのが入つておまして、いづれにしてもこの辺でつぶされたんではという気がありましたから、この委員会の皆さま方の御了解を得て廃案にしてしまつたいきさつがある。日にちもたつておりますからわからないわけではないんだが、しかし、二つになると、やはりそれなりに官庁機構というものは、たとえば部長が局長になつた、ところが一人かわつたのだからどうということはないのじゃないかということになるのではないですか。つまり部長が局長になるということとは、その行政が前に出るといふことなんです。たとえば青少年

局をつくつたということになると、青少年局という行政が前に出てくる。そういう意味では非常に変わる。たいへんな違いなんです。だから、部が局になつた、部長が局長になつただけじゃないか、そうじゃないですね。私も長年機構いじりをしていまして痛感する。だから、いま考えておられる皆さんの考え方は、東京郵政局、関東郵政局にしてみたら、たいへんな違いになると私は見てゐる。これは自己増殖をするのですよ、その意味では官庁機構というものは。だからそういうことで、これはいまの社会における行政サービスというものは、なるべく庶民一般の近くに機構がなければならぬことになつてゐるわけです。でなければ政党政治の内閣の意思は伝わらないことになつて、だから必然的にそうなるものですけれども、しかしこの機構を二つに分けたということは意外なことになると、そう私は思つてゐます。

だとすると、監察局というのは将来どうあるべきかということとは、たいへん御苦勞願うなんというところで簡単に済まされるものではない。抜本的にこれは検討する必要がある。当面、課であるとか係であるとか、そういうふうなものを増設しなければならぬのだとするならば、当然人員の問題が出てくる。そこら何にもないのだとすると、私は、やはり監察局にしが寄る、こう思ひます。だからそこらところは、もう一ぺんその衝の方とじっくり相談してもらわぬと、あとになつてまた問題が起る、そういう心配を持ちます。そこらは念のためにもう一ぺん聞きますが、どうお考えになりますか。

○森田政府委員 ただいまのところは、監察局に關しましては、先ほど御説明したとおりのつもりでございますが、先生の御話もございまして、いづれ監察関係の關係官とよく打ち合わせをしてみたいと思ひます。

○大出委員 東京郵政局の全連組織なるものがだ、いふ旧来とは変わつてきて、相当に労使間の問題もある。かつてこの法案が出たときの状態ならば、私もそれほど苦勞しなくても労使間にまか

しておいていいと思うのですけれども、そうではない。ある種の感情的なものまで出てきかねない関係にある。だから、全通というのはいさぐさある、脱退している人はこつちにいる、これをまた、さつき幾つも私があげたような例にのっとつていろいろなことをされると、これは二分割というものは管理体制の強化というかっこうに進んでしまつて、それに対する反発という形で、せつかく局を新設してもいい結果は生まれない。このところをどうすれば一番いいかということですね。労使関係の問題に戻りますけれども、そのところをこの際相当深刻に考えておきませんと、やはりこれは、いまのところ東京郵政は、この法案が出てくるせいかもしれませんけれども、どうもほかのように、ぼつんぼつんと起こつたりというふうな、このところは見えないのですけれどもね。だから、この郵政局だつて、それに関する法案でもあれば、こんなに大騒ぎが起らないで済んでいるのじゃないかと思う。やれ広島島のほうでがたがた、どうのこうのとおしやるけれども、現に東京郵政というのは波瀾やかだ。そうでしょう。皆さんがそうお考えになれば、いま法案があるのだから、変なことをするとぐあいが悪いという気持ちも皆さんにあると何も起こらない。この際ひとつ落としてやろうということになると騒ぎが起る。顕著な例ですが、そういうところは実例が目の前にあるのですから、その原点到立ち返つてこの問題に取り組んでいただかないと、またものを言い直さなければならぬことになる。そこをどう考えるかという聞き方はちよつと妙な質問になるけれども、言わんとすることはわかると思う。そこらのところを、大臣、管理体制の強化のやりとりの中から妙なことが始まると、せつかくここでこの問題を議論しても意味がなくなる気がするので、そこらのはいかがでございませう。

○廣瀬國務大臣 労務対策の問題でございませうが、これも考え方によつて思うのでございませう、ある種の意図をもつて管理をするというよう

なことでもございませうと、二つに分けたことによつて管理体制が強くなるということでも非常に悪い結果を生むということが心配されるわけでもございませうけれども、全くそういう意図を持たない私どもといたしましては、職場を改善する、あるいは労務対策の改善をするという立場から申し上げますと、管理の機構というものが小さくなったより一そう行き届いていくということになりますので、ぜひそういう意図を持って、御期待に沿うような、東京郵政二分割を契機といたしまして、明るい職場をつくるということに一そう努力する、そういうような方策を進めてまいりたい、こういうふうに強く考えております。

○大出委員 この念のためにもう一ぺん言いますが、こういう例があるのです。これは浅見さんが郵政局長だったころ。私は浅見さんが本省におるころから長いおつき合ひでもありますが、直接けんかしたことはないのですけれども、私の時代はけんかの時代ではなかつたわけですから。しかも東京郵政局長になつてから、会おう会おうと思つて会わずに終つてしまつたのですが、いろいろなことをおやりになつたわけですが、その時代からどうなつておるか申しますと、つまり郵政局の方針として露骨な組織介入と見られることがあつた。これは北海道の時代からそうです、浅見さんの場合は、私は別に個人的にけんかをしたわけじゃありませんが、当時の組合の資料によりますとそうでした。そこで、新規に郵政局に入つてくる人たちに、試験の面接のときにそれとなく言うのです。国鉄と違つてなかなかきめがこまかい。うまいです。みごとなことをやる。わからぬように、わからぬようにやる。しつぱがつかまらぬようにやる。当該支部では全通の脱退届けを出せないう者は、郵政に來て脱退届けを出しておけ、こういうわけで、全通の関東の組織の委員長である清水潔君、これは私の親友ですが、清水潔君が群馬県で、自分で保証人になつていた人間が全通を脱退してしまつた。おまえ何だ、これは一体、潔くちゃん困つてゐるのだよというわけだ。ざつとば

らんに話を聞いてみたら、おまえは全通を脱退しなければ来ちゃいけない。そんなこと言つたつて、おれが出ていくについて脱退届けなんて、とてもじゃないが、長いこと一緒になつて働いてきたのだから出せない。郵政局の管理者が来て、出せ。しょうがないから出てきて出したのだ。出てくるときには、おまえ行くのか、それじゃ送別会やるべえというわけで、全通の連中が集まつて送別会やられて出てきた。あのやう何だ、郵政に來て脱退した。しかも関東の全通の委員長が保証人だつた。そういうばかな話になつてきちや困る。

〔委員長退席、坂村委員長代理着席〕
私は、このところは、関東の委員長の名前をあげたのだから、うそも隠しもない。そういうことになつていたのは困る。つまり中間管理者教育などという形をとつて、新規に採用してきた人たちに、自主的に全通に加入させないようにする。いま脱退している方々だつて、何も好き好んで脱退しているのじゃない人たちがたくさんいる。その方々に、脱退経過を踏まえて、ひとつ帰つてきてくれぬかと言つて、かくくしかじかの理由があつて、理由を申し上げてもいいけれども、当局の方針変更と管理者のオーケーがないと戻りたくても戻れない、かんべんしてくれ。これは大臣、そこまで締めつけちゃいけませんよ。いま人の名前をあげました。だけれども、当局がこういう方針だ。その変更を管理者がして、おまえ帰るなら帰つてもいいと言つてくれなければ帰れない。そこまでのことになつてしまつと、事ここまかにおぜん立てをして根回しをしてやりますと、やはり労働大臣一仕事になりますよ。私はさつきやるのが七つばかりあると申し上げたのだが、だから必要なものは出しませんでした、そういうことでは困る。

問題をめぐつて、組合の側からすれば皆さんの疑心暗鬼がある。この機会をおいてこの法案を通す機会がないことはだれも知つてゐるが、これをうっかり通したらまた管理体制の強化ということになつて、ゆすり続けられるのではない、それならこんなものはつぶしたほうがいい、そういうレジンマが皆さんにある。私はその矢面に立つておりますから、一体、大出さん、この法案どうするんだ、それは私の委員会というのは山のように法案あるんだから、郵政省出身は私しかないのだから、皆さんに御無理申し上げて寝てしまつた。順番にやつていつたら、これは間に合ひなかつた。二十六日で終わるのだから間に合ひない。つぶれるのだけれども、それならそれで腹をきめて、こういうことなんだが、皆さんのほうからすると、とはいいなが、機会はこれしかないのだから、できることならばそれは何とかしたいという気持ちが根底にある。郵政に働く人です。そうでしょう。その気持ちは私は痛いほどわかる。だから、こんな長い時間かけて皆さんに、私の足元のことですからあまり言いたくはないけれども、知れる限りのことを表に出して大臣にも御理解いただきたく申し上げたいというわけなんです。だからそういう意味では、私はいま最後のほうで申し上げたこの郵政分割にあたつての――

いまこの法案があるから静かなんですから、変なことをすれば、東京の郵政のうちの支部だつて、つぶしてくれ、こう言いますよ。そういう政治的背景がからんでいるから、静かなんです。そこをお考えいただければ私はわかると思うのです。知つてゐる皆さんだから、もう一つだけここでお願いが大臣にある。これはお願いに類するのだが、実は郵政の宿舎が方々にたくさん建ちます。最近はいへん大規模なものができる。たとえば横浜の緑区にあります元石川の郵政住宅、これなどはたいへんマンモス住宅で、五百世帯からおるでしょう。ところが困つたことに、こは子供さんの遊び場といつたつて、殺風景な話で、芝を植えて入つてはいけないというものだから、どう

しようもない。最近、横浜市長の政策で、土地を少し貸してくれば、いつでもそこに遊び場でも何でもつくるといふ政策をとっており、町の中に一ぱいできておる。地元の市議員が心配して、それを何とかしようといふたら、びしやりと断られた。郵政省、何も個人がやるのじゃない、横浜市がやるのだからいいじゃないかといふことを言っても、びしやりと断わられる。住んでいる人たちは、マンモス住宅だけにほしいわけ。そうすると、庁舎管理云々ということでも一々断わる。これはやっぱり間違いだと思ふのですよ。住んでいる方が住みよくする、あるいは生活環境を改善するといふ要求があるならば、できる限りのことはしなければならぬ筋合いだ。できることをやらせない手はないと私は思ふ。港北の郵便局長に出しておる。私も局長に会って話したこともある。

そうかと思うと、これだけの宿舎に会議室一つないのです。何でもかき立てる方をするのか。人が死んだら寄り集まって葬儀をする場所もない。個々の家の中は狭い。奥さん子供を連れて、ギヤーギヤー入って来られやしない。自治会ができた。会議をやる場所が何もない。しようがないから、ずっと離れた美しが丘小学校を借りる。総会でもあればいいけれども、常時打ち合わせするのに一々学校の教室借りられませんか。そういうことについて東京郵政の皆さんと話したところが、ごもつともだと言ふのだ。理論的にまことにそのとおりだ。だからプレハブの会議室でも何でもつくりたいと思うのだと言ふと、それがまた言質になつてしまつては困るといふことで、そう思つておるけれどもできませんという、まことに冷たい回答を出しておる。この宿舎というのは、郵政の職場の中の集団社会なんです。こういうところには、幾らもかかりませんから、プレハブであれ何であれ、早急に会議室その他をつくつてあげなければ、集団生活が成り立ちませんよ。そうでしょう。それを何も考えないといふふざけた宿舎計画である。だから大臣にお願いするのだが、こ

ういうところにはプレハブを建てたつていいのだ、まかり間違つたら、横浜市で持つていけるプレハブを持つてきたつていいのだ、場所さえ提供させてくれたら。市はそういうことを年じゅうやつていけるのですから、学校も年に十二万人もふえていけるのですから、プレハブをとりあえずどんどん建てる。新築をしていく。プレハブで建てるのはたくさんある。そんなものは、金銭的なことを言うなら何でもありません。だからそういう点は、住んでいる人たちの集団生活の中心であるべき話し合う場所がないなんというにしておいては、これはいけませんよ。全くないのだから。しかも、あつてはいる部屋を貸してくれと言つたら貸さない、よごれるからとか。そんなばかなことはない。人間が住んでいるのですから。だからこういう点は大臣、お願いですが、せつかくたくさんの方が住んでいるので、私は部内ですから、よく住んでいる方々から言われるので、これはひとつお考え置きをいたしたい。これはつけ加えておきます。

北政府委員 私もしつこい基準は存じませんが、国設宿舎をつくります場合に、大体、住宅公団の宿舎と、そういう遊び場でありまうと会議室といふようなものが、同じような考え方で実は大蔵省等で統制をとつておる、こういうことがございませう。その場合、基準が何百世帯以上であつたか、私ただいま存じておりませんが、あるいはそういう制約からのことじゃないかと存じます。いづれにいたしましても御趣旨はよくわかりますので、十分に検討いたします、こう思います。

に出エニアチブがあるのかといへば、これはまぎれもなく使用者としての政府にあるのです。ドレイヤーが言つておられます。だからそういう意味で、これはやはり大臣、ぜひ、私は先ほど来幾つか具体例を申し上げまして、御存じない、調べるというお話もありましたし、あとからまた資料をお出しいただきたいこともございますから、ひとつ、申し上げたことについては前向きに受け取つていただいて、私も九年間衆議院をやつていますが、労使問題でものを言つたといふのは初めてなんです。だからそういう意味で、よくよく私も黙つていられたらなつたから言つていけるのですから、そうお受け取りになつて、どういふふうに対処なさるかといふ点については、公式、非公式を問わず、私は回答をいたしたい。

○大出委員 長くなりましたが、言わんとするところは一つなんです。つまりこういう陰湿な労使関係にしてしまつた責任といふのは一体どこにあるのか。横浜に、古い局ですが、横浜中郵便局といふのがございませうが、この局長は佐藤英次君といひまして、私が鶴見に昭和十四年に入つた時代と同僚です。これが中の郵便局長。私が局に入つていつたら、廊下を歩いていけるので、英ちゃん、おまえ何をやっていけるのだ。いやおれはここ

の局長になつたのだ、何だよというわけ話して

みて、やはり出てくるのは昔の話が出てくる。つまり組合との関係で、メモを持つては書いて、さつきの現証証から始まつて指導書、便所へ何回行つたまで書いて、そういうことを毎日やつていける姿といふものは、これは管理者の方々が、多少組合員の数を減らしてみたらいい、いい気持のものじゃないかと思ふのです。こういう形にしてしまつたといふのは、一体どこに責任があるのだといふことです。

ところで、大臣が全体をながめてお考えをいたしてください。その点は、担当の省の方、議員が大臣と話しているんですから、そこらのところをしかるべき前向きな結論を出していただければいいというところで、公式、非公式を問わず話し合いはしていただいて、そしてひとつ、こういうことで転機をつくって新しい労使関係に入っていくというようにしていただきたい、というふうに私は思っているのです。だから、けちなことは言いませんが、そういう意味で大きな転換を考えていただきたい。そういうことにしていただきたいと思うのです。

○廣瀬國務大臣 大出委員の、いつもながらの郵政を愛する、まことにありがたいお気持ち、そういうようなお気持ちがあふれるばかりでありますだけに、きょうは、長時間にわたりましてほんとうに思い詰めたお気持ちでの御発言、御教示、ほんとうにありがとうございました。

ただいま、東京郵政二分制という大きな課題をかかえておられるわけですが、従来も私のこれに対する信念は先ほど申し上げたとおりでございまして、誠意と信頼感を持って対処していくという気持ちには今後も変わりありませんけれども、この分割を契機といたしまして、一そう労務対策の改善というところに精進を続けてまいりたい、こういうふうに強く考えておる次第でございまして、どうか、そういう意味もございまして、今度の東京郵政二分制の問題については、いろいろお立場もございまいしょうけれども、ぜひひとつ御協力を賜わりまして御鞭撻いただきたい、このように考えております。

○大出委員 それじゃ、いずれにしてもまたお話しをする機会がありますので、たいへん長くやりました恐縮でございましたが、きょうの質問はこれで終わらせていただきます。たいへんどうも、長いことありがとうございました。

○坂村委員長代理 木原実君。

○木原委員 大出委員のほうからたいへん詳細に、労使関係を中心に質問がありました。私も

これはもうぜひ申し上げなければならぬということ、幾つかの質問を申し上げたいわけなんです。大出委員とのやりとりを詳細に拝聴したわけですが、大臣をはじめ、人事局長の御答弁を聞いておりまして、率直に言います、これははなはだ道が遠いという感じがするわけなんです。大臣はたいへん誠意のこもった御答弁でございすけれども、事態が、サービスを受ける側からしても、やはり容易ならぬことじゃないのか、こういう感じがするわけでありまして。また労使関係の改善について、大出委員からたいへん切実な要求があったわけでありすけれども、具体的なことについては御答弁もいただけていない、こういう姿があるわけでありまして。

第一に私どもやはり心配をいたしますのは、ありていに言います、気になりますので、私どもの手近な郵便局等の職場を調べてみても、第一に職場が非常に暗いわけなんです。しかも特に東京ないしは東京近郊等は、たいへんに業務量がふえている。たいへん苦勞をして業務を遂行しておる姿がある。その上にはやはり労使の関係が、相互不信ということばがございましてけれども、まことにそういう姿が随所にあられていて、しかも管理の立場にある人たちが、何か好んで、あるいは何かの疑心暗鬼にかられて、肝心の本体の業務の運行よりも、何か労務対策にウエートを置いて、あるいは優先をさせるような姿で、ことばは悪いですが、挑発をかけているような姿さえある。そういうことを私ども手近に見聞をいたしますと、一体こういう職場で、郵政というよう

なたいへん大きな、国民にとりましては日常的に欠くことのできない業務が安心をして託されるのか、こういう問題があるわけでございます。郵便等のおくれの問題が、特に過密の地帯におきましてはもう常態化しているような姿も見られます。改善の努力があるというところは、私ども決して否定するわけはございませんけれども、そういう姿が一方ではある。他方では、るるお話がありまして、たいへん暗い状況がある。一体これ

でいいのか、こういう問題があるわけでありまして。

そこで、最初に伺っておきたいわけですが、私もあとで、二事例を申し上げたいと思いますが、大出委員等からも詳細な指摘がありまして、このような実情について、当局のほうとしてはきちっとした状況の把握をしているのかどうか、そのことからひとつ伺いたいと思ひます。

○廣瀬國務大臣 ただいま木原委員御指摘のように、郵政事業というのは、三十二万の従業員を今日郵政省だけにかかえておるわけでございます。そして、その他関連の事業といたしましては、電電公社ありNHKあり国際電報があるということで、非常に多数の従業員で仕事をやっていただいております。事業であるわけでございます。したがって、郵政行政といたしましては、人の問題、まあ労務対策ということが一番基幹となる、前提となるというところは申すまでもないことでございます。したがって、私ども、労働問題、労務対策には特に力を入れて努力をいたしておるつもりでございます。

御承知のように、先年、労使闘争ということで労使とも実に沈痛な、悲痛な思いをいたしましたわけでございます。これに心がみまして、一昨年の十二月十四日に労使間に確認事項を取りきめたわけでございます。これに基づきまして、二回も、全国にこの趣旨が徹底したように通達を出しております。その後、全国の地方三局長会議という機会をもちまして、必ずこの労務の改善ということについて強調いたしまして、いつておるわけでございます。さらに、これに基づきまして中央、地方に六人委員会というような場もつくりまして、労使間対等の立場で話し合いをするというようにお続けをやっておりまして、

こういうことは、私ども相当効果をあげておると思ひわけでございます。その後、労務関係は改善されて、だんだん明るい職場に向かいまして、

つあるというように私は考えておるわけでございますが、ただいまお話がございました郵便物の運配の問題なんかいたしましたけれども、昨年以来、秋、冬のころからでございますけれども、非常に改善されて、いまはほとんど遅配はない。ことし一月一日の年賀郵便の配達の際には、全国的に一〇〇%の成果をあげたという事実になっておるわけでございます。しかし、その間、ただいま大出委員が御指摘になりましたような年賀郵便の事故があったというのを承りまして、びっくりいたしておるわけでございますけれども、こういうことはすべて従業員が非常によく協力してくださっているという姿のあらわれである、こういうふうに考えております。だんだん明るい方向に向かつておる。ただいま先生おっしゃったように、しよせん、じめじめした暗い職場であつてはならない、明るい、明朗な職場を造成するというようなことに向かうのがほんとうであるわけでございます。そして、そういう方向には漸次向かつておると思ひます。

しかし、きょうは、あまたの事実をあげられまして大出委員から御指摘をいただいたわけでございます。またこれから、木原委員からもこれに類する御指摘があるかと思ひておりますけれども、そういうような御意見については謙虚に拝聴いたしまして、さらにさらに、事業の改善、そして職場の明朗化、労使関係の向上というやうなことに、最大の努力を傾注してまいらなくちゃならない、こういうふうに考えております。私はかなりうまくいっているものだと思ひておりますと、皆さん方から何かと御指摘をいただきました。そのつど心を痛めておりますわけでございますが、そういうことをいろいろ考えますと、三十二万という多数の従業員を擁しております郵政事業、これを、皆さん方が御期待になるような、実にりっぱな完全な職場にするというところは、何だか荷重くして道遠しいという感もなきにしもあらずでございます。しよせんこれは私の微力に起因するかと存じまして、非常に恥ずかしく思ひてお

るわけでございます。しかし、御指摘の点はまさにそうあるべきことだと思いますわけでございまして、そういう方向に向かって今後とも十分努力を続けてまいりたい、こういうふうに思っておりますわけでございます。

○木原委員 大臣もまだ就任をなさってから比較的短期でございすけれども、おことばの中に、明るい方向に向かいつつある、こういうふうに考えていたのだというおことばがございましたが、私どももそう信じたいわけなんです。ところが、私どもも手近なところで、まさかと思うような、ともかくどう言ったらいいんですか、逆の傾向があらわれている。そういうのを見ても、当局のほうでは、たとえば労働組合というものについて、ことばは悪いですけども、何か被害者意識のようなものがあるのじゃないか。あるいはまた間違った錯覚みたいなものがある。あるいはまた何か功をあげて、一方的な締めつけをやれば組合というものが、あるいは従業員というものはおとなしくなるだろうとか、何かそういう錯覚の上に立った労働管理が行なわれているのじゃないだろうか、こういうような感じがしてならないわけなんです。これまた、私の一番手近なところなんです、たとえば千葉局というものがあつたわけでありまして、この四月にそこで五十二名ほどの全通からの脱退者があつた、こういう問題があつたので、私どももそれなりに調査をしてみました。ところがこの千葉局というのは、あなたのほうから表彰状を出しているような、従来、事、労働関係については、これは千葉県民のまことにいい面を代表するような、そういう意味ではまことに穏やかな組合で、トラブル一つなかった。または、春闘だ何だということで特別にストライキをやるとか何とかいう情景も持たない。そういうような、われわれから見ると、まことにうまくいっている、大臣のおっしゃる通りに明るい職場だと思つていたわけなんです。ところが、突如として四月の中下旬ごろから相次いで脱退者があつた。調べてみますと、いずれも職場

の中の職制の立場の人たちのところに、そういう人たちがそれぞれまとめて組合の脱退届けを出しているというふうな事態がある。そうなりますと、当然のことでございますけれども、組合のほうもほつておけない。どうして脱退をしたのだとか、こういうような説得その他の活動が始まりまして、今度はそこに管理者の人たちが介入してくる。脱退者の保護と称して陰に陽に介入を行なう。そういうことになりまして、これはだんだん感情的な対立が起こってくるのはある意味では当然でありますけれども、私どもから見ると、まことに平地に乱を起こすような、そういうことがやられているわけですね。一体何をやっているのだと言いたいわけなんです。現にこの紛争は続いております。

先般、捨てておけないということで、地元の人、あるいは参議院の加瀬完さんその他が、局長のところへ参りまして、一体事態はどうなっているのだというところで、当局側のもいろいろ聞きましたけれども、当局のほうは、いや私のほうは決して組合運動に介入するということはない、絶対いたしませんという、そういうことの一点ばり。そして、それならば、こういう事態が起こっているのだから、せめて組合との間にきちんと話し合ひをしてまじめなさい、片づけなさい、こういう要望をしたのですけれども、それについては何ら措置が行なわれていない。そして現場の中では、たいへんけんわしい対立状況、紛争が続いております、こういう状態があるわけなんです。

そういうのを見ておきますと、妙な労働管理とかがいろいろなことをやることによって、かえって問題が起きているのではないのか。そこにはやはり、組合に対する何か特定の管理者の人たちによる既成概念といえますか、先入観といえますか、あるいは被害者意識といえますか、そういうものがある先行をしておいて、こういうことになれば至るところに問題が次々と波及して、あるいは起こつて、肝心の業務の本体がそれだけ後退をしていく。一体郵政というのは何をしているん

だ。大出さんは長年郵政の中で苦勞をしてきた人なんです、私どももように、一市民としてサービスを受ける側から見ても、これは捨てておけないんだ。だからここで取り上げてあえて政治の問題にしなければならぬのは、一体何を考え、そういうことをやっているんだ。あるいはまた、そういう事態を確実に最高の責任者が把握をしていて改善の措置というのは考えられないのか。あるいはまた、いままでやってまいりました管理のシステムなり何なりというものについて反省の余地というものはないのか。こういうふうに思わざるを得ないわけなんです。

私どもといえども、正常な労働関係の中に入つていってとやかくしたいなんていう気持ちは、少しもございません。しかし、そういう立場で見てもございすけれども、まさに異常な姿がある。そういうことが起こるわけですから、あえて問題を取り上げるわけですから、一体大出委員がいろいろ指摘をされた問題を含めまして、随所に起こつておるそういう問題あるいは背景等について、着実に問題点の把握をしておるのかどうかというところ、それから、そのことを把握をした上であるいは当局側に反省をしない、あるいはまた、改善をしなくてはならない点、そういう考え方があつたのかどうか、こういうことをぜひ承りたいと思つたのですが、いかがですか。これは責任問題を追究する以前の問題だと思つたのですが、どうでしょうか。

○廣瀬國務大臣 冒頭に申し上げておかなくちやなりませんが、御承知のように、郵政省の従業員の労働組合には、全通と全郵政と大きな二つの組合があるわけでございまして、その二つの組合に対しまして、私はじめ郵政省の方針といたしましては、どちらの組合がよくてどちらの組合が悪いなどという考えは毛頭持っていないのでございまして、私も先ほどもお答え申し上げましたように、この二つの組合は、いわゆる平和共存と申しますか、おのおの好きこのみによってそれぞれ労働組合に所属をいたしておりますのでしよう

が、それぞれの二つの組合がおのの道を立派に歩いてくださればそれで結構だと思つたわけでございまして、管理者の側におきまして、組合の転換を指導したとか強要したとかいうような事実がございましたならば、これに對しましては特に厳正に処分をしなければならぬという考えをもちまして、この点は何度となく徹底するように末端のほうに流しておるわけでございまして。

私は、二つの組合があつても、両方ともいわず組合員でございまして、組合のルールというものは守つていくべきでございます、双方の組合とも一種の規制下にあるわけでございまして、組合員としてつばにやってくだされれば、それが事業の上には何ら支障を来さないわけでございまして、明朗な組合の造成についてはいささかも支障がないというふうに私は確信を持っておりますのでございまして。

そこで、千葉のお話のあつた問題でございまして、ただいまお話しのように、四月十九日に起こつておるようございまして、これはちょうど當時は全通がストライキの実施を指令いたしております時期であつたわけでございまして。このストライキの時期によく組合の転換が行なわれるというのが従来実績であるのかのように聞いておりますが、おたくのものが、はたしてそういうことに関係があるかどうか、はっきり私はまだ聞いておりませんが、時期はまさにそういうような時期であつたというふうに考えております。決して、私どもの指導によって五十名の脱退者、この人がどの組合に入つたか存じませんが、この点はしっかりと原因を探索していかなくちやわからぬことではございまして、従来実績といいたしましては、そういう場合の脱退というふうなことが多いようございまして。繰り返して申し上げますけれども、私どもは、二つの組合がありまして、おのおのルールを守つてやってくだされば何ら心配ない、平和共存というところでやっていると申すのでございまして。

そこで、先ほど申しました十二月十四日の確認事項にいたしましても、不当労働行為その他のことを特に戒めておりますわけでございまして、こういうことを繰り返して末端に徹底するような勉強、指導というものを、私も今後とも十分努力してまいりまして、そうして御期待になれますようなお話のように、まさに国民生活に非常に密着した重要な仕事でございますから、その責任の重大さ、そして将来は情報化社会に向かうということもいわれておりますから、そういうことを考えますと、通信事業の持つております責任というのはきわめて重大だと思ひます。何度も申し上げますけれども、ほんとうに私の力の足らないことを恥ずかしく思つておりますけれども、さらにさらに馬力をかけて、労使問題を基幹とする職場の明朗化ということについては十分努力を重ねてまいりたい、こういうふうに考えておりますわけでございまして。

○木原委員 大臣、組合のことにつきましては、私も、これは大臣のおっしゃるとおりだと思ひます。それは、それ以上に介入すればたちまち不当労働行為ということになるわけであります。あるいは、全通に対して組合員が組合員として批判の自由を持つということもあり得るわけですから、そのことが問題じゃないわけなんです。そして私も接触しました第一線の管理職の人たちも、まさに大臣がおっしゃるとおりのことを言われるわけなんです。

ただ、私がお尋ねしないのに、大臣のほうから、四月十九日に脱退者が出たというようなお話がございます。これはあとでも少し申し上げますけれども、私がお尋ねいたしたいのは、つまり組織介入ということ、これはあつてならないことなんです。これは自明の理でございます。前提でございます。そうなんですけれども、ただやはり、長年使用者としての政府、当局対全通という形で来たわけなんです、全通対策というよりも、むしろ管理のシステムとしていままでもやってきた中にやはり間違いがあつて、よいいなトラブルを起こしているのではないのか、こういう思

いがしてならないわけなんです。ですから、いま起こつておる実情の問題を、私も立証する証拠がなかなかありませんから、当局の人たちが介入をして全通を脱退させたんだ、それがトラブルの原因になったんだということは申し上げたくないわけなんです。あるいはそれに類似をするような印象というのは随所にありますけれども、しかし、それ以前の問題として、いままでも、少なくとも第一線の末端の管理者の人たちに對していろいろと管理上の教育をなさつた、あるいはその一つのシステムというものを立てられた、そういうことが、いまいろいろ問題が起こつておるわけですが、そのことについて反省の余地はありませんか。これは大臣はともかくとして、人事局長さんはじめ、それぞれその衝に当たられる人はそれなりに問題にぶつかつてはいるはずなんです。こういうことについて発言するのは、何もきょう大出さんや私が初めてじゃございませんし、当然国会の中ですでに幾つかの事例をあげて、いわば政治問題として取り上げておるわけでありますから、そういうことを踏まえて、少なくともいままでのやり方について反省の余地はありませんかと、こゝろ申し上げておるのですが、その点はいかがでしょうか。

○北政府委員 私どもこの業務を遂行してまいります場合に、労使関係と業務の伸びる関係、こゝろを保持しております。そして、やはり郵政事業と申しますものは、申すまでもなく国民のために奉仕をする事業でございます。したがつて、その目的を達するためにあらゆる努力を傾注しなければいかぬ。そうなりますと、そういう意味で労使関係をとりとえる。むしろ労使関係と申しますのも、御承知のようにたいへん幅の広い概念でございます。対組合関係というふうにも使われますし、いわゆる労務全般というふうにも使われるわけでありまして、対労働組合関係というふうにとらえますならば、ただいま申し上げましたように、やはりこれは業務遂行と車の両輪の関係にある。

これは突然そういうことを言い出したのではございませんで、省としても前からそういう方針でおるわけでございます。それから、労務関係というふうにとらえても、これは先ほど来大臣も言つておられますように、この仕事は多数の職員を基幹にして回していく、そういう性格の仕事でございますので、職員の士気を鼓舞する。また職員も企業意識に燃えてもらふ。それから、何と申しましても役所でございまして、やはり法律を執行するという意味で、順法意識にも徹してもらふ。そういうことで、職場あたりに中心を置いて考えれば、これもまた大臣がしつちゅう言つておられることでありますけれども、秩序ある明るい職場というものを建設していく、こういう考えでおるわけでございます。私、いろいろなことを申しましたけれども、それらをひつくるめしましたものが、これまた大臣がおっしゃいました一昨年の十二月十四日の確認でありまして、これを端的に申し上げますと、当時、労使間には、現実問題として相当の不信感があつた、当面まずこれを払拭する。払拭するについては、これはお互いの関係であるけれども、省として、当時問題のありましたようないろいろなことにつきまして、そういうことは、俗に言いますと歯と歯を省みずから講ずるということが第一段階でございます。その上で労使間に信頼関係というものを築いていかなければならぬ。その方法としても、具体的にいろいろその中で確認しておりますが、その場合の態度としては、その問題については下部における意思疎通を広くしよう。そういう点で省が積極的に先に一歩を踏み出すのだ、こういうことまで言つております。

でありますから、この一二・一四の中で、先ほど来先生おっしゃいましたところの、管理者がいたずらに被害意識を持つておるのじゃないか、あるいは憶病じゃないかという御指摘がございましたけれども、そういうことじゃなくて、むしろ管理者のほうが一歩踏み出すくらいの気持ちで、ティミッドじゃなくて積極的にこの道を開いていかなければ安定した労使関係は得られないのだというのが、一二・一四の確認でございます。この確認を、一定の方法によりまして、わがほうの下部にも徹底させるということが必要なことじゃなからうか、こういうふうに考えまして、大臣の御指示もありまして、その実行を取り急いでおるところであります。

○木原委員 これは大出さんからも相当腹を割つた話がございます。もういろいろ、ていさいのことばといひますか、そういう段階ではないような感じがするのです。というのは、局長そういうふうにおっしゃいますけれども、それじゃ、第一線の現場と直結しておる管理者たちに、はたしてそういう考え方が徹底しておるか、と問わざるを得ない。

私どものところで、これまた新聞だねにもなりましてけれども、たとえば、配達するよりも局長の命令に従ふとか、あるいは業務が少々おくれでも管理者の会議に出るとか、これは暴言にひついていることなんです、そういうことを言つておる。これは勝浦の局長です。そういう事例が起こつてきているわけですね。あるいはまた、労使関係は本来きまかなくちやありませんから、私も千葉局の職場の人たちに聞いてみると、たとえば、北海道から働きにきていた人、おまえ全通を抜けなければとても転勤なんてことは望み得ないことだよ、こういうような話がある。管理者からあつた。その人は北海道から千葉まで来ておるわけですから、将来は北海道に帰りたいという希望を持つていたわけですね。先ほど大臣がお触れになりました、四月十九日には職制のところに脱退届けを出している。ですから、もし大臣がおっしゃつた、あるいは人事局長が、そういう姿勢で労使関係の改善をはかつていくんだ、こういうことならば、まさにそういう人たちは、現場では逆のことをやっているんだ、こういう印象を受けざるを得ない。そうなりますと、一体、郵政省の指示や命令の系統というものは、方針の徹底

というものは何だと、これまたあらためて問題にせざるを得ない。こういう事例が至るところにあるような感じがする。

というのは、たとえば、私、千葉局の場合を見ておきますと、先ほども申し上げましたように、何のトラブルもなかった。ちょうど春闘の時期で、ストライキの指定の時期云々という話がありましたから、私、組合のほうを調べましたら、組合としては、そういう性格の局であるから、千葉局という中心局でもあるんですが、これはもう初めからはずして、春闘の時期にも、組合のほうの指導者が現場へ行きまして、状況の説明やいろいろことはしましたけれども、特別に、あるいはストライキをやらかすからぬからおまえたしつかりというようなことは、少しも言っていない。ただバツジをつけよというふうなことは、これはもう地元の方に与りまして、第三者も含めて、あの局の労使の関係の性格なんというところは突如としてそういう問題が出る。勝浦なんてところはたいへん気候温暖なところで、これまた、まことにのんびりした、どちらかと言えば保守的なところなんです。ところが、そういう局長さんが、たいへんいたけだかになって組合員に、業務よりもむしろ管理のほうを優先をしているんだと、そういうある種の暴言を吐く。調べてみたら、これもまた東京郵政局の管理部の人事関係を経歴として持っておられる局長さんだということなんです。

そういうことになる、何か少し上のほうから管理の方針みたいなものがあって、それをより忠実にやろうというので、下のほうではいまの大臣や局長のお話にもかわらず、そういうことが行なわれているということになると、一体われわれは、どこを信用してこの問題を詰めていったらいいのか、こういう感じもするわけなんです。そういう問題として問題が提起をされておるといことは、ぜひ認識をしてもらいたいと思うのです。

ですから私は、この関係の改善の問題は、少なくとも大臣が公約をなさった、あるいは一二・一四の協定があるとか、たとえば高いところではないいろいろな話ができるかも知れません。しかし、それが必ずしも第一線の末端の管理者に徹底をしないというところになると、第一線の人たちは、ある意味では功をあげるというところになるかも知れません。そういう形で現場によくない混乱が起きている、こういうわざを得ないわけなんです。そうなりますと、そういう状態に対して、しからばどのように問題を、あるいは皆さんの方の方針を徹底させる、事態を改善させていくのかと問いたいわけなんです、いかがでしょう。

○廣瀬国務大臣 本省の私どもの考え方は、先刻来申し上げておりますとおりでございますけれども、これを徹底させるということがたまたまお話のようにきわめて重大な問題になってくるわけでございまして、したがって、機会ありますごとに、その徹底周知ということについては努力をいたしておりますこと、これもさき御説明申し上げたのとおりでございますけれども、何ぶん三十二万という従業員でございますから、末端まで完全に行き届くというところが普通の職場と違って相当困難だということも考えられますわけでございます。そこで、全通の御出身の議員もいらつしやいますし、また全郵政の関係の議員もいらつしやる。そういう方々から、たまたま木原先生から御指摘賜わっておりますように、私どもは、だんだん明るい職場になりつつある、労務関係は改善されつつある、そして私どもの趣旨が末端まで浸透しつつあるというように考えておりますけれども、具体的な事例をききょうの先生のようにあげていただきまして、全通の出身の方は、しよつちゅう私どもにも機会ありますことに何かと御指導、御指摘を賜わっております。そのつど問題の真相というものを十分調査いたしまして、そして改めるべきところは改める、人事に関するものは適正な措置を講ずるといようなことをやっております。そうして皆さん方の具体的な

事例というものは、私どもにとりまして非常に貴重な参考資料でありますから、そういうことを十分尊重いたしておりますわけでございまして、今後とも御遠慮なく御指摘、御指導賜わりたい、こういうふうな考えております。そうすることに、末端まで私どもの考えが徹底するような努力を続けてまいりたい、こういうふうに思っております。

○木原委員 たとえば、局に労務連絡官というのですか、いるんですが、これはどういふことをやる役柄なんですか。

○北政府委員 これは、いわば俗に申し上げれば郵政局の出張員みたいなものでございまして、出張ではございせん、駐在でございまして、その管区に分けまして、それぞれ郵政局がございまして、所在の郵便局の仕事を経営しているわけでございますけれども、何ぶん一つの郵政局の持つ地域というものが、それぞれ数県にわたりますのでございまして、したがって、なかなかうようようなものにつままして、郵政局だけでございまして、現地でいろいろ問題が起る、それが郵政局の段階に上がってきますまでに日にちも経過する、あるいはその間に問題が拡大してしまつとか、あるいはそういった意味でいろいろな情報連絡等も不備である、こういう問題がございまして、十年ほど前だと思ひますが、おおむね各県に一人ぐらいの労務連絡官というものを配置いたしまして、そういった、いま申し上げました意味での郵政局の出先になる。でありますから、この任務というものが、労使の紛争というものをできるだけ小さいうちにおさめる、あるいは未然のうちにそういうものが起きないようになっているやるといふようなこと。あるいは、その現場の局長、現場の管理者が、そこで起こっております労使関係の問題に対応できないという場合に、一々郵政局から飛んでいくということもできませんので、こういった関係の相談相手になるといふよう

なこと、そういった仕事を主任務にしております。したがって、それに関連いたしまして、自分の担当地域内のいろいろそういった労務関係の業務をするのが労務連絡官でございます。

○木原委員 そうだろと思うのです。ところが、たとえば千葉局の場合なんかは、この労務連絡官なる人が、名目は組合を脱退した人を保護することだといふのですが、対立した中でむしろ先頭に立って、つまり全通側の組合のほうに対して、トラブルが起ったときは体当たりを食らわしてくる。これは紛争があれば、局長のお話にもございまして、あるいは調整をしたり、調整まではいかないまでも、少なくとも事実関係を調べて、あまり大きくならないうちに何とかという、むしろそういう役割の人だと思ふのです。ところが先頭に立っているわけですよ。そんなことはいくらでも私も言ったのですが、それは現認者が何人もいて、そういうことをやっている。これでは、おっしゃいましたように、本省の意を受けて駐在をして、労務関係を何か円滑にやっていた状態の中で、ある意味では一方の側に立ってやっていると。こんなことは、はたして労務管理なり何なりといふものかどういふつながりがあるのかと疑わざるを得ないわけです。そういう事態があるわけなんです。そういう報告が来ておりますか。

○北政府委員 千葉については特段に参っております。ただ、先生も御理解いただけたらと思うのでありますけれども、私、さっきそういうふうな申しましたけれども、それにいたしまして、これは要するに第三者機関でございまして、あくまでも当方の人間でございまして、したがって、先頭に立っておるとおっしゃいます意味がどういふ意味か存じませんが、たとえば何かストが起るといふ場合、あるいは、就労者あるいは管理者が入るといふ場合には先頭に立つといふことあると思ひますが、あえて労務紛争を拡大するといふようなことの先兵に立つといふ意味であるならば、そういうことは当然よろしくない

ことだと思ひます。

しかし、先ほど来申しておりますように、この人はそういう意味で、労務関係ばかりやっていて人間であります。したがって、いろいろ労使の接点にこの人が姿をあらわすといひますが、目立つというところはやむを得ないのじやないかと思ひます。目立つがゆゑに悩まれることでも困るわけでございます。この点、実は一二・一四のときにも、労務連絡官についていろいろ問題がございまして、これは四十六年の五月に、当時、労務連絡官についてのいろいろなそういう御趣旨がございましたので、そういった趣旨を十分に盛り込みまして、労務連絡官はいかに仕事をすべきか、いかなる機能を果たすべきかということについて通達を出しまして、その後、労務連絡官を全国二カ所に分けて集めて、その片方には、私、行きて、その趣旨を直接教時間にわたつて話をしまして、徹底させたつもりでおります。しかし、千葉について御指摘がございまして、よく具体的に調べてみたいと思ひます。もし変なことがあれば当然正々というのを考えております。

○木原委員 私どもから見ますと、この千葉の局は、先ほど申しましたが、まことに穏やかな労使関係を長年保つてきたところなんです。何か上から来た人たちによつて攪乱されている。どうも千葉はモンロー主義の傾向があるのかもわかりませんけれども、そういう印象をぬぐいたい。たとえば今度の紛争の中で組合と当局側とが話し合ひをする、そういう中では、たとえば次長さんであるとか、いまの労務連絡官であるとか、そういう管理者側が、もう局長のあれも何か乗り越えて、いたけだかになつてくるというやうなことが続いている。そういう組合員の証言もあるわけなんです。

これはそういう事例がたくさんあるわけなんです。たとえばそういう形になつていて、全通を脱退をした五十何名の人たちを、対立状態になつてゐるから当局側の人たちが保護するのだというところ、大臣のおことば、局長のおことばに

も、二つの組合があつて、それについては介入しない、これはもう大前提だ、こうおつしやつておるのです。確かに、脱退した人たちもみんな自由意思だと千葉の管理者の人たちも言つておる。自由意思であるならば、二つの組合といひますが、脱退した人と全通、そういうところにまかしておけばいいわけですが、ともかく保護するといひのが第一おかしいわけなんです。そういうやうな形で一方の側につく。実態としても、結果的にも片一方の側について、今度はトラブルを全通対脱退者でなくて全通対管理者の問題にしていつておる、こういう経過になつておるわけなんです。そうしますと、さかのぼつて考えると、おかしいじやないか、示唆なり誘導なり何らかの措置があつたのではないかと組合のほうの疑念があらうやうな行為が繰り返されておる、そういう実態があるわけなんです。明らかに脱退をそのかしたといふことになりまして不当労働行為です。不当労働行為ではないかという観点に立てば、疑わしい事例といふものは確かにたくさんある。

たとえば私もたくさん事情聴取をしてみたわけでありまして、大出委員のことばではありませんが、まことに陰湿な、表向きと中身のあれが全く違ふやうなやり方をやつておる。先ほど申し上げましたやうに、全通なんかに入つていたら転任はできないぞといふやうなやさなこともその一つでしようし、あるいはまたそのほかに、あまり言いたくありませんけれども、脱退者と管理者が酒食をともしておる、そういう事例の報告もあります。きたない話ですがあらまき申し上げたくありませんが、そういうやうなことが続いております。

そうかと思ひますと、先ほど話がありましたやうに、職場の中で一種の締めつけといひますか、たとえば休憩室で休んでいたら、休憩するにいつては課長の許しが要るのだ、許しをとつたか、こういう形で追ひ立てる。たまたま外勤から帰つてきた人たちが、時間があつたのでそこで休んでいた。外勤の人たちが休憩をとるのに、一々局に

帰つて課長の許可をとらなければならぬのか、こういうやうな話になつておる。あるいはまた年休のとり方についても、理由を明らかにしろ、理由と実態とが食い違つていた場合には措置がされるというやうなことが行なわれておるわけなんです。日常のことですけれども、そういう状態が続きますと、管理職の立場の人たちがやるわけですから、これは当然一つの締めつけなり、いやがらせなり圧迫になる、こういう形になつてくる。

中には、あまり上品でないものでございまして、くありませんけれども、ためえら何してゐるのだ、そういうおまえ、ためえら何してゐるのだ、なわけておる。つまり総じていへば職場の中が急速に暗くなつていつておる。そういう状態が渦巻いておるわけなんです。

先ほど、就業規則の中で脱章の問題等が出まして、公務員としての品位を保持する云々といふことがございまして、公務員としての品位を保持するのは、何も脱章をつけたらバツジをつけたりするものでなくて、職場の中で、現場の人たちが管理者におよそ公務員としては扱われていないわけなんです。タコ部屋じやないかといふ大出委員のことばがございましたけれども、私どものやうな第三者が事情を聞きまして、そういう印象を受ける、そういう状態にして、なおかつ当局者が考へてゐるやうな管理のシステムを遂行していかなければならぬのかといふ疑問がそこでも出てくるわけなんです。

そういう状態があるわけなんですから、先ほど来のお話は、私も聞きまして、まことにきれいにいふと聞かぬ。あなたたちの方針があるなら、末端の管理者に対してどういう程度のしかたをするのか、その方針や任務にそむいた者についてはきびしく措置をするのか、問わざるを得ないわけなんです。それくらいのことをやらなければ、今日そういう状態になつておるところで、大臣の御発言、御答弁にありましたやうな労使間の信頼関係を回復していく道なんていうものは、もうこれは何か急速に閉ざされているし、容易なことではない、こういうやうに考えるわけなんです。が、どうでしょうか。再度お伺ひします。

○北政府委員 千葉の問題の具体的な点につきましては、恐縮でございますが、先生が千葉へ行かれて、当該局の管理者からお答えいたしましたやうなことに私も考えるわけでありまして、であります。現に千葉局でいろいろトラブルがございまして、こういった問題につきまして、御指摘のやうに、また私も考へておりますやうに、秩序ある明るい職場にするといふことが必要でございますから、現地におきまして、労使間でよく話をするやうに、たゞいまして、千葉局には指導しております。そういう中で意思疎通といひますか、信頼を高めるやうにとめさせたいと思ひます。

それから先は言わぬほうがいいと思ひます。でございますが、万が一あれがありましたら、その上にさらに郵政局というものもあるわけでございますから、そういうところで幾らかの話をすると、やうなことよからうといふことで、千葉局並びに東京郵政局には申しております。千葉局並びに東京郵政局には申しております。

○木原委員 話し合ひといふあれがございまして、私どもも参りましたときに、参議院の加瀬完のほうから、そういうことであるならば、組合と意思の疎通でさくばらんして話をし、組合のほうから申し立ててゐることが、あるいは組合員のほうから申し立ててゐることが当局側の受けとめ方と違つてゐるか、あるいは私は私どもが局長さん以下から話を承つたことについて、もちろん疑問があるわけでございますけれども、そういう問題ならば、ともかくまず組合と話し合つて解決をしたらどうだ、こう申したわけなんです、これについては、話し合ひを拒否はいたしませんけれども、あまり乗り気でないやうなお話でございまして、その後何か一回話し合ひが行なわれたといふことを間接に私は聞きました。ところが、話し合ひの中では、これはまことに一方通行。形は話し合ひですけども、まことにそらぞらしい。次長以下の発言でいろいろ終始をしておる。取りつく

島もないような形です。解決のめどを見出して、
こうという努力は、少なくとも当局側の中には見
られないような形で簡単に終わっているんだとい
う話を実は聞いておるわけなんです。

そういたしますと、私も、本来労使間の問
題なんですから、やはりそれは意思疎通をして、
まずお互いに誤解をしておる面があるかも知ら
ないなら、そこを話を詰めたらどうだ、こう言っ
ておるんですけれども、せっかく開いた話し合い
というのは、そういう形で終わってはおる。そうす
ると、もう解決のめどはないわけですね。そうい
う事態に実はなっているわけです。ですから、局
長がおっしゃいましたように、そういう問題はで
きるだけ労使間で話し合いをするというならば、
私は幾つかの提案があるわけです。

一つは、やはり事実関係を客観的に明らかにし
てほしい。私も、こういう問題に関与し
た以上は、やはりあいまに過ぎせないと思っ
ます。たまたま千葉の局の事例というの
ではないのです。先ほど来大出委員の話を聞いて
おりまして、ほとんど類似の行為状態というも
のがあちこちに出ておるということになると、結
果的には、あなたのほうの労務管理のシステムそ
のものについて、やはり大きな疑問と反省を求め
ざるを得ない、こういう観点があります。それか
らまた、そういう中で具体的にあらわれた千葉な
ら千葉の問題については、正常化するためのあな
たたちの努力を見守らなければならぬと思うの
です。そこで、話し合いとおっしゃるならば、こ
れは強力に指導していただいて、少なくともこの
労使がテーブルに着いて、ルールにのっとって詰
めた話し合いをする。誤解があればそこで誤解を
解けばいいわけです。それが一つ。

もう一つは、起こっている事態について、これは
あるいは、私どものほうが一方的というあれがあ
るかも知れませんが、少なくとも、この事
態をすなおに、あるいは客観的に掌握して、そし
て解決の道を見出して、こうという努力が足りな
いのではないかと感じるわけです。新聞

等でもいろいろな報道が行なわれ、あるいはまた
いろいろな事例がこういう場所でも出されておる
わけですから、しかしそれについては、何か結
果においてはすれ違いに終わっている。私たちが
全通側で、当局のほうとしては何かそれを防ぐの
に一生懸命だ、こういうことでは、国民が望むよ
うな解決の道が見出していけないのではないかと、
こういう感じがするわけです。ですから、あなた
たちは、使用者であると同時に、国民に対して責
任を負う立場ですから、あなたのところでは起こ
っている問題については、事をわけて、事態につ
いては当局側のほうに非があるとすれば、これをす
なおに認めるような形のきちんとした調査でやる
べきだと私は思います。だから千葉の局の問題に
ついては、千葉局の両当事者と、あるいはまた東
京郵政なり何なりが、そのためにそれぞれの機関
もあるわけですから、それぞれきちんとした人を
出して問題を調査し煮詰めていく、こういう努力
をやってもいいと思うのですが、どうです
か。

○北政府委員 千葉局の具体的な問題につきまし
ては、先ほど話し合いをやったけれども、非常に
簡単だったというところでありますが、さらによく
話をするようにブッシュしたいと思っています。

それから、先ほどちょっと言いましたように、
もし現場段階での話ということが実りがありあ
りませんでした場合には、従来から六人委員会と
いうものが郵政局と地本間にございます。だから
そこへ上げさせる。そして一段上のところでみ
ちり調べるなり話し合いをするという方法もござ
いますので、それらの方法を講じてよく意思疎通
につとめたいと思います。

それから、管理者の姿勢といたしまして、逃げ
腰ではないか、防衛的ではないか、仰せのとおり
だと思います。先ほど申し上げましたように、
こういった問題については、管理者のほうで積極
的に事態を切り開くという努力もすべきだとい
ふように思いますので、その点についても将来にわ
たつて徹底させてまいりたいと思います。

○本原委員 時間の催促がまいましたので終わ
りたいと思いますけれども、昔からたとえは信賞
必罰ということばもある。これはたまたま労使間
の問題ですけれども、起こった問題については
まず事態を明らかにする。たとえ労使関係で政府
側が使用者の側の立場でありまして、同時に政
府側というのは、労使関係を越えて国民に責任を
持つという立場があるわけですから、起こりまし
た事態については、それこそ客観的に事態を調査
し掌握するという義務があると思うのです。それ
を行ない、その上で、かりに管理者の側に明らか
に行き過ぎがあったとか、あるいは手落ちがあつ
た、間違いがあつたということになれば、それは
きびしく追及していく。そうしなければ信頼関係
の道が開かれません。組合に対しても同様だと思
うのです。ですから、労使関係から、あなたた
ちが何か身びいきになりまして、間違いのあつた
第一線の管理者に対しても適宜な措置しかとらな
いというようなことであつては、それこそまた相
互不信を増殖するような形になる。だから事態を
明らかにすべきこと、それから話し合いを徹底的
に行なうように指導をすること、信賞必罰の立場
で間違ひは間違ひとして正していく、こういう姿
勢を要望しておきたいと思うのです。

起こっている問題は、その局面だけをとれば、
それほど大きくないという考え方も成り立つかも
わかりませんが、業務の性格から言いますと、
あるいはまた起こっている事態のさまざまな
類似性から言いますと、大出委員の発言ではあ
りませんが、郵政における労務管理のあり
方や、あるいは労使の関係のあり方等について
は、これはほんとうにいま転換の道を求めていか
なければならぬ形になる。どうにもなら
ない形だけならいいんですけれども、その被害
は結局サービスを受けている国民が受けるわけ
でありますから、私も、この事態をただ
問題を出しただけで見ておるというわけにはまい
りませんから、私も、できる範囲のことも含め
て、事態の推移に注目をし、皆さん方のこれから

やろうとしておることを十分に見詰めていき
たいと思いますから、できるだけの措置をとるよう
にひとつ要望しておきたいと思ひます。

○廣瀬国務大臣 御趣旨はまことにござい
ます。すべて同感でございます。そういう
ような方針をもつて労務対策の改善をはかつて
いきたい、こういうふうに考えております。事件が
ありますと、深い反省をいたしまして、それぞ
れに誠意と信頼感をもつて対処していくという方
針を貫いてまいりたい、こういうふうに考えてお
る次第でございます。

○坂村委員長代理 東中光雄君。
○東中委員 時間がおそくなつておりますので、
そのものずばりお聞きしていきたいと思ひので
す。

私もいまの労使関係についてお聞きしたいので
すが、昭和四十三年四月二十六日に出された人
要訓第四百号及び四十三年五月十一日に出され
た人要訓第五百四号「新規採用職員に対する個別
指導の実施について」、その訓令はいずれも生き
てゐるわけですか。生きておれば、それを出して
いただきたいと思ひますけれども、どうござ
います。

○廣瀬国務大臣 ただいま先生御指摘の通達は、
ブラザー制度、つまり世話人制度と申しておるわ
けでございますが、新規採用青少年、主として地
方、東北とか九州あたりから東京、大阪方面に就
職いたしました従業員、その従業員の定着をはか
りますためにそういう制度を創設したわけござ
います。制度はできておりますけれども、内容
についてはいろいろ改善すべき点がございます。こ
れで、ことしの二月二十九日にあらためて通達を
しまして、したがって、前の分は死んだとい
ふことになっております。制度は残っております
けれども……。

○東中委員 そのことしの二月につくられた通達
は出していただけますか。

○北政府委員 お出しいたします。

○東中委員 対策経費の増額等の通知というのが出てくるのではないですか。

○北政府委員 私のところから個別に通告をしておると思います。——ちょっと待ってください。ただいま、二月二十九日の通告に基づきまして、職場リーダー制度という名前にしておきまして、職場リーダー実施のための経費通達ということで出しておると思います。

○東中委員 その通達も出してもらえますか。

○北政府委員 お出しいたします。

○坂村委員 長代理 人事局長に申し上げます。ちよつと声が小さくて聞こえないそうですので、前に出て答弁してください。

○東中委員 従来のいわゆるブラザー制度といいますが、職場リーダー制度ですが、これはやはり、マン・ツーマン方式によって健全で有益な事業人、社会人を育成するという最終目的で、いま制度として現存しておることになるのですか。

○北政府委員 二月の新しい通達におきまして、この制度の目的は、郵便局における青少年職員に對しまして、新規採用後における職場生活及び社会生活への適応を援助することにより、その定着性の向上をはかることを目的とする、こういうふうになっております。

○東中委員 対象者はどうなっておりますか。

○北政府委員 新規採用の職員でございますので、新規採用になりましたから大体一年間つくる、こういうことを考えております。ただしこの制度は、先ほど大臣がおっしゃいましたように、しよせん、つまるところ、定着性の向上というところに焦点がございまして、したがっていまのところは東京、大阪、名古屋の都市部へ新規採用される職員というものを対象にしておるわけであります。

○東中委員 かつて大阪の中央郵便局の青少年職員指導育成対策実施要領というものがあつたが、これによりまして、対象は二十六歳未満の職員とする。ただし、必要により二十六歳以上の職員を対象とすることもあつた、こういうことが明定されておつたのですが、これは今日では、大阪中郵便局に基いて独自につくつてゐる規則で、その点は変わつておるとおっしゃるわけですか。

○北政府委員 二月二十九日にこの通達が出たわけでございますから、この通達以前に各地方でつくつておりましたものはすべてその効力は失つておるわけでございます。ただ新規採用の職員でございますので、やはりある意味におきましては二十六歳以下が大部分でございましょうし、まあ例外的に中途採用者というものがございまして、から、例外的には二十六歳以上の者もおられるかもしれませんが、形といひますか、一つの示達としては効力を失つておる、こういうことだと思ひます。

○東中委員 いま申し上げた青少年職員指導育成対策実施要領、その後去年の九月一日から実施された職場リーダー制度というのが大阪中郵便局ではあるはずですが、それは全部変更されておることですか。

○北政府委員 そういふことでございます。

○東中委員 この職場リーダーになる人をきめる基準は一体どういふことなんでしょうか。

○北政府委員 職場リーダーを選ぶ場合の基準といひますか、方針といひましては、その仕事と日常生活上のよき相談相手となるにふさわしい職員といふことであります。そういたしまして、過去においていろいろの点について物議がございまして、特に今度の指導では、そのことのみを留意すべきであつて、かりにも労働組合への加入の有無あるいは所属労働組合の別によつて差別するようなことがあつてはならぬといふことを特に強くうたつております。

○東中委員 その選定の基準ですね。大阪中郵便局に、相当多数のいわゆるリーダー、過去の指導員ですが、いたわけですが、現在その人数はうんと減つてゐるんですか。あるいは構成は同じじゃないのですか。

○北政府委員 これは必ずしも常時同じではございません。新規採用者がどれくらいあるかといふことの見込みによりまして、リーダーの数もおのづから時によりまして増減があるわけでありまして、ただいま何名リーダーがおられるかはつきり存じませんが、百名はこすといふふうに思ひます。

○東中委員 これは去年の暮れだったと思ひますが、大阪中郵便局百九名の指導員がいた。そのうちの百名が全郵政の所属組合員で、全通所属の組合員はわずか九名。職場における全組合員数の割合からいへば明らかに違つてゐるわけですね。全通組合員は非常に少ない。指導員を選定する基準といふのは一体どこにあるのかといふことをお聞きしたいのです。

○北政府委員 御承知のように全郵政が過半数を占めておる局でございます。それにいたしまして、お示しのような数字でありますれば、所属組合員の別による当該局の職員の比率と職場リーダーの数の比率は確かに違つておるわけでございます。しかし、私どもとしては、それは結果でございます。して、どういふ角度で選ぶかといふことになれば、結局、先ほど申し上げたように、抽象的ではございますけれども、新しい入りたての職員のよき相談相手になれるような人間、しかもこの制度の目的が、冒頭に申し上げましたように職場生活、社会生活への適応、こういうことでありますので、そういう角度から適切な人材をつけるのだ、こういうことであります。

○東中委員 先ほど申し上げた、昨年九月一日から実施せられた職場リーダー制度の職場リーダーの役割についてはいささか書いてあります。「対象者の職務上および私生活上のよき相談相手となつて、これはいま言われたとおりですが、「仕事のすき時間、休憩時間等職場内ではもちろん、職場外においても親密な人間関係を基盤として、つとめて接触し、適切な助言と指導を行なう」、こう書いてあるのですが、こういう役割を当局としては期待して職場リーダー制度をいまとつておられるのかどうか。あるいはこれを変更されておられるのかどうか。これは大阪中郵便局の關係ですけれども、いかがでしよう。

○北政府委員 先ほど申しましたように、形としてはそれはもう失われておりますが、いまお読み聞かせいただきました限りにおいては、現在でも大体通用するに思ひます。

○東中委員 通用するといふのは、郵政省としてそういう方針で職場リーダーをつくつておるといふことですね。

○北政府委員 職場リーダー制度の目的といひますが、それは先ほど申し上げましたように、この大阪中央郵便局でありますなら大阪中央郵便局の職場生活それから大阪といふところで住んでおるわけでありまして、そういうた社会生活への適応を援助する。御承知のように、昨今なかなか職員が得がたいわけでありまして、せっかく部内へ就職してくれた職員が、しばらくの間に職場にいやがさすとか、あるいは大阪といふ、あるいは大阪中央といふ、あの辺の雰囲気がいやがさしてやめてしまふといふことでは困りますので、そういうたことによりまして定着性の向上をはかる、といふところに主眼があるわけでありまして、そのためには、やはりリーダーたる者は、新規採用職員の身近な存在として日常生活上もよき相談相手になつてやる。いわばインフォーマルな形で新規採用職員とコミュニケーションを持つ、こういうことを期待してゐるわけでありまして。

○東中委員 その職場リーダーは委嘱をするといふ形でいままでやられてきたようですが、その制度はそのままかどうか。同時に、そうした相談相手として青年職員に接するのは、これは職場リーダーの公務なのかどうか。

○北政府委員 委嘱の問題であります。これはそのとおり現在でも委嘱であります。ただ従来の二月以前の通達では、その点があつたはつきりしておらなかつたわけでありまして、そういう考え方はあつたのですが、あまり徹底はしておりませんでしたので、そこで二月からこの通達ではつきり委嘱といふことになつてしまつて、委嘱という意

味は、任命ではないのでありまして、やってくれぬかということ、やりましようという人にお願いますというのが委嘱であります。また使い分けがございまして、ことし、たとえば百名新規採用者があろうと想定した場合に、百名のリーダーをまず名をしておく。指名するわけでありまして、そして現実に新規採用職員が入ってまいりました場合に、だれそれリーダーはだれそれ新規採用職員のブラザーになってくれ、こういうふうに関わりあうわけでありまして、これがその委嘱であります。いずれも本人の承諾が要る、こういうことでありまして、いわゆる任務ではございせん。それから、その仕事は公務かどうかというところでございまして、先ほど申し上げましたようにこの仕事を、インフォーマルな仕事でございまして、お願いするという形でありまして、公務というところでもないわけでございます。

○東中委員 公務というところでもない、こうおっしゃるのですが、それでは何ですか。

○北政府委員 結局、一定の仕事は任命されましてやるのであれば、これはもうはっきり公務であります。要するに一つの官職というものがございまして、この官職に任命されてその官職に割り当てられた仕事をやるという場合、これが純然たる公務かと思うのであります。しかしその公務のほかに、やはり局全体としてたとえば定着性の向上というものは必要な施策であります。その施策をやつてもらうのに最もふさわしい人にそれをやつてもらうというわけでありまして、職場リーダーというものは官職ではございせんので、その限りにおいて公務ではない。しかし局の局務運営上非常に必要な仕事に手をかしてくるという役割をやらせてもらう、こういうことであります。

○東中委員 そうすると、仕事を手伝っているというのは、定着性を確保するという局の仕事に手伝つてもらっている。公務員が、公務としてではなくて、自分のつとめておる役所のことを委嘱を受けて手伝つておる、こういう妙な制度ですね。

しかも、委嘱して手伝つてもらっているのだから対価を払うのでしようね。払わないのですか。

○北政府委員 確かに官職ではございせんので妙なところか、私が申し上げているような形の役割を演じてもらっているわけでありまして、対価を払うかどうかということもございまして、実は対価はないということも了承の上でなつてもらつております。ですからいかなる方になつてもらわぬわけでありまして、それからまた、対価ではございせんが、実費弁償的なものは考えておるわけでありまして。

○東中委員 先ほど大体そういうことだと言われた「対象者の職務上および私生活上の良き相談相手となつて、仕事の手続き時間、休憩時間等職場内ではもちろん、職場外においても親密な人間関係を基礎として、つとめて接触し、適切な助言と指導を行なう」ということを、職場外でも休憩時間でも手すき時間でも局の仕事を手伝うということ、指導員は半公務的な形で動いている。対象にされておる人は、本来自由であるべき休憩時間中、あるいは職場外のこと、これも今度は局の仕事として接触してくる人の対象にされておる。これは私生活上、労働関係の基本原則ですね。休憩時間中の利用自由の原則、私生活の自由の原則、大原則です。近代的な労働関係の当然のことです。それに対する侵犯になるじやないですか。だから公務でない、こう言われているのじやないかというふうにいわざるを得ないのですけれども、公務としてはやれない。しかし、局の仕事の手伝いを公務員が公務でないのに時間外でやる、やられる対象者側から言くと拘束される、こういう方針が出てくるわけですが、これが大臣、職場を暗くしていく一番基礎になつておるのです。こういう妙な制度というのは、先ほど申し上げたこの数年前まではなかった。

○廣瀬國務大臣 自由な原則には反してないと思ひますことは、こういう仕事を受諾するしないも御本人の御自由でありまして、本人が好まないということであれば辞退してもちつとも差しつか

えない、こういうことにいたしております。好意的に協力してくれるという気持ちでやつてもらつております。

それから、こういう制度ができて職場を暗くしておるという御指摘でございすけれども、私どもはさうには考えていないのでございまして、御承知のように、青少年の従業員は定着というものが非常にむずかしい問題に最近なつておりますわけでございますが、どうも若い者は郷愁を覚えまして、大きな都会には住みつかないというやうなことがありがちでございますので、そういうことをされましては非常に事業の上に支障を来す。せつかく応募して新しい従業員になつてくれた者が間もなく退散するということになりまして、たいへんな支障を来しますわけでございます。それから、そういう方につとめて定着していただいりつぱな従業員になつていただくというやうなことが事業の上きわめて必要でございますから、定着ということにもつぱら主眼を置き、目的を置きましてこのやうな制度をつくつたわけでございますが、その結果、定着の率は少しづつながらだんだん向上してきておるようになつておりますわけでございます。かなり効果をあげておるものだから、こういうふうに思つております。若い者が都会に出てまいりましていろいろ悩みを生ずるといふときに、兄貴分としていろいろ相談をする。そういうやうな身近な相談相手になつていろいろ指導してやるといふことは定着上きわめて必要と思ひまして、こういうやうな制度を創設したのではないかと、こう考へておるものであります。むしろ私は、明るい職場をこれによつてつくつておるものだから、このやうに考へておりますわけでございます。

○東中委員 定着をさせるやうにするために、勤務時間外のこと、あるいは職場外のこと、それにも、公務でない、局の方針による手伝いによつて意識的に接触させるというの、タコ部屋というの、はもともとそういうところなんですね。ただ暴力をふるうかあるわぬかの違いがありますけれども、あれも定着させたいから一定のところに入れてお

くわけですよ。それで、逃げなければならぬわけですよ。逃げたらならぬのですから、思想は同じです。

しかも職場リーダーというのは、「職場リーダー活動状況報告書」というのを出すことになつておるのじやないですか。しかもその内容は、期間中のおもな指導目標と効果があつたと思はれる事項を書く、指導上の着眼点を書く、その他ずいぶんこまかく様式を定めて庶務課長に報告するやうに大阪ではなつていますね。そうではございせんか。

○北政府委員 報告の点につきましては、私どもは、二月の通達におきまして、実施状況の報告というものを郵政局からとるやうにしております。と申しますのは、やはり、一定の経費を使つて、一定の人の労務をわずらわして一つの制度をやるわけでございますから、したがつてその効果測定ということは当然必要になつてくる。しかしその内容につきましては、十分に気を付けて報告をとるやうにいたしております。したがつて、各郵便局が郵政局に出します報告書というのもの、それを体しまして、二月二十九日以降は新たなものになつておるというふうになつております。

それから、さきの先生の御質問で、たいへん恐縮でございますけれども、時間外などにつきまとうのはおかしいじやないかと御指摘でございまして、この職場リーダーというのは、大体、先ほど来申しておりますやうに、新規採用の若い連中のよい相談相手になる人間でありますので、それから、相応の良識を持った人間でありますので、そういうことは万々ない。ただし御指摘のやうなことも絶無とは考へられない。審査の誤りというところもあり得るかと思ひましたので、今度の通達を出しますときの指導をいたしまして、特に勤務時間外に活動する場合におきまして、新規採用職員の間外に活動する場合におきまして、新規採用職員の意思や感情を無視して一方的な押しつけがましい行動をとつてはいけなやうなことを指導いたしております。

○東中委員 昨年八月十日付の、大阪中央郵便局

ある部ある課の指導員という肩書きで、名前ももちろん入っておりますけれども、一従業員の親に送った手紙があります。この手紙は、私コビーをとって来たのですが、名前は一々あげませんけれども、この手紙の内容を見ますと、たとえばこういうことが書いてあります。「私は指導員として、仕事の面、私生活、人生のなやみごと、職場の人間関係等、あらゆる面の相談相手として、〇〇様と、労苦を共に致してまいりました。現在〇〇様は、同郷の御友達と二人でアパートに下宿されていますが、何かと御不自由なさっておりますのではないかと、私が心配致し、再三郵政職員宿舎に、入寮されてはどうかと、おすすめて致してまいりましたが、同郷の御友達が良き善友であり、義理、友情もあるので、現在〇〇様は、アパートに下宿を続けてゆきたいとの御希望でありましたので、おまかせ致しました。だから、家のことまでいろいろ言われるのです。長くなりましてから中断いたしますが、「私に職場、私生活、下宿面等の相談に努力して、やってくれ」と再三指示を受けております。指導員として、〇〇様の良き相談相手としてがんばってゆきたいと思っておりますので、御安心下さいませ」と書いたそのあとで、「〇〇様が最近、組織問題で、これは労働組合組織です。「組織問題で大へんなやんでおられる由、チョット耳にしましたので、二日前、職場でバツタリ〇〇様と面接致し、御話をききました。中央局には、共産党員が二〇名程度散在し、組織に介入し、これは労働組合のことです。「善良な職員に、赤い思想をうつけようとしています。中断しますが、「上司、私も、大変心配致しております。大変御手紙で失礼致しますが御両親さまより、至急、お手紙が何かで、〇〇指導員、上司を信頼し、共産党員の甘い言葉に、誘惑されぬよう、又現在の組織に在籍のまま、安心して仕事に精励努力されるよう注意、忠告して戴きたく御願い申し上げます。上司、指導員を兄と思いい、どんななやみごとでも、信頼して相談して戴くよう御さとし下さいませ。取り急ぎ愚筆乱文に

御許し下さいませ。男の人の名前なのに「かしこ」と書いてある。こういう文書を家庭に送っている。これは新聞にも出ましたし、知っておられると思うのですけれども、こういうことは郵政省としては指導員のやるべきだと思つていらつしやるのか。やつちやいかなことをやつていられるのか。やつちやいかなことをやつていられるのか。どうなんでしょう。

○北政府委員 これは当時私も承知をいたしました。結局この手紙はこの人個人が書いたわけでありました。ほかの人はこういうふうには手紙を全然出してはおらぬわけです。手紙、はがきを出しているではありませんが、これは全くこの人の手紙であります。

内容的に見ましても、ただいま先生御指摘のところが、なかなか組織問題云々とか、それから思想が云々とかいうようなこと、これは個人としてはいろいろ言つてもいいと思つておられますけれども、この手紙を見ますと、預かつておられますが、ついでにおる新規採用職員の父兄にあてた手紙でありますから、やはり職場リーダー活動の一環という立場でこの手紙を書いておるわけでありました。そういったこと、職場リーダーとして、組織問題だ、あるいは思想問題だということ、これは明らかに行き過ぎであるというふうには思ひます。したがって、当時こういうことはいかぬぞというのを全国に徹底をされたつもりであります。また本人につきましても、こういうことがありました以上、リーダーとしてとどめておくことが不適当だと思ひましたので、職場リーダーの委嘱を解いた次第であります。

○東中委員 この手紙の中にも、上司も再三心配し、こう書いてあるのです。わざわざうそまで書くことないと思つたのです。実際さうだったんじゃないか。

さらに、指導員になった人は記録表を書かなければいかぬということになって、どう書いたらいいかといつて当時当局に聞いてみたら、こういう書き方だといつて出された見本を見ると、その内容は、ほとんど組合のこと、あるいは思想傾向、

そういうものが書いてある。しかもその指導員は全郵政の組合員である。こういうことになつていくわけですね。

こういうことはもう表立つてはやつたらいかな、そう言われることはきまつておるのだけれども、実際にそうやられていられるところ、非常に問題があるわけなんです。だから非常に暗い職場になつてくるわけなんです。職場外のこと、私生活に介入していく。あるいは社会人として育成するという発想方法でこの制度がつくられたのだから、そうすると、育成ということになつたら善悪の価値判断が入ってくるわけです。だから、当時の制度を見ると、いまはことばはきれいになっていまして、けれども、良識職員を指導員にするのだ、こう書いてあるのです。何が良識かというの、それはこそ思想によつてずいぶん違つてくるわけですね。全郵政に入つていられる人は、全通はだめなんだ、われわれは全郵政に入るんだ、こう思つていられるのですから、自分たちの考えと違ふ組織をつくつていられる人はいないと思つていないのです。いいとは思つていないから、自分たちのいいと思つていられるところに入るといふふうになるわけですね、形式的に言へば、実際上はいろいろ工作されて入っていく、あるいは誘惑されて入っていく、いろいろあると思つたのです。私たちは、そういうのは労働者としては良識のない人だ、こう思ひます。あるいは、善導するということになつたら、これは戦時中にずいぶん問題になつたことでもあります。どうしたつて思想問題に入っていく、あるいは組合組織問題に入っていくという性質を持つていられるわけです。

だから私は、この制度というのは、きれいなことを言われても、社会人としての育成といふふうなところ、労働管理として目をつけたら、これはもう必然的に人権侵害の方向に行く。定着させたのだったら、業務内容を、労働強化をなくし労働条件をよくしていくということが労働者を定着さす一番基本です。低賃金で、しかもきつい労働で抑制されたら、定着性がなくなるのはあたりま

えなんです。基本はそこにあるのであつて、育成とか指導とか助言とかいう教育的な仕事をこういう公務でないような形でやらすというのは、もう基本がぐずれているから必ずやういふ方向にいく、こう思つたのですが、その点、基本的な制度の問題として大臣どうお考えになつておるか。

○北政府委員 先生ただいま御指摘の点も、これは二月の通達で改められておる重点の一つでございます。職場リーダーに委嘱されておる職員が、個人として労働組合活動を行なうことや主義、主張を表明したりすることは、これはもとより自由であります。しかし、職場リーダーとしての立場を利用して労働組合活動を行なつたり、あるいは極端なもの、考え方を押しつけたりは、たとえ勤務時間外であっても職場リーダー制の趣旨にそぐわないものであるから、このようなことのないように配意せよということを特にまた強調いたしております。

それから、私も、これまた先生御指摘のうちに、この職場リーダー制だけが定着性を向上させる施策であるとは考えておりません。御指摘のように、一番大事なものはいはゆる給与の問題だといふことは、十分に存念しておるつもりでございます。現在でも、東京都内の郵便の外務職員は基準内賃金は五万八千円になつておまして、相当高い金額だと考えております。その他、寮でありますとか厚生施設についても、それなりに配意をしておるつもりでございます。職場リーダー制はその一助だ、こういうふうにお考えの次第でございます。

○東中委員 個人としていふことをいま言われましたけれども、職場リーダーといふのは、公務員じゃなくて個人としての行動だといふことを先ほど言われていたわけでしょう。委嘱されているけれども個人としてやつていられるわけでしょう。個人としての職場リーダーの立場じゃなくて個人の立場ならいいのだ、人間としてそんな分け方ができますか。だから、公務が公務でないかのどっちかしかないのですよ。ところが、局の方針に従つ

て委嘱されて、そして公務でない、手伝いでやっているのなら、その文書は局へ報告するのだとしても、これは公文書じゃないから、途中で破ったって公文書毀棄にも何にもならぬわけですね。そういうことになるのです。

○北政府委員 個人としては労働組合活動を行なう、これは当然であります。しかし、職場リーダーとしてはいかぬ。では職場リーダーがやったらどうか。これは結局職場リーダーをやめてもらうということに尽きるのだというふうに思います。それからただいまの御質問は、リーダー活動についての局への報告書が公文書であるかどうかというところかと思いますが、何か局で様式でも指定しておればあるいは公文書かもしれません。適宜何か報告というのであれば、当然公文書にはならない性質のものであると存じます。そこまでは詰めて考えてございせん。

○東中委員 これは様式をきめていますよ。しかもこの様式は、わざわざ局へとりこいというふうにいままでもやっていたでしょう。職場リーダーというのは、公の立場ではないのだ、委嘱されただけだ、だから報酬も払われない、実費は払うけれどもということだったから、それを書いて持つていくというの、これは全く個人的に、一般の民間人が頼まれて、それではやってあげましようというて送るのと同じことですね、公務じゃないわけですから。そういうことになるのじゃないですか。

○北政府委員 大体そういうことだろうと思えます。

○東中委員 大臣にお聞きしたいのですが、そういう奇妙な局の方針で、そして国家公務員というのは本来なら職務専念義務がもちろんあるわけなんです、当然のことですね。ところが、それと違うものを委嘱して、そしてしかもそれは局の方針でやっている。大阪中野で百名以上の人がそういうことをやる。これは制度としては非常に奇妙な制度ですね。こんなのはいままでもなかったし、最近ではかの省でもあるかもしれせんけれども、

いままでもなかった。なぜこういう発想方法が出てきたのか。先ほど申し上げたように、個人を社会人として育成するというような観点に立つて、教育、指導、助言、こういう方向は人格的な支配になります。余暇に対する支配。

あるいは寮に対しても、部長の独身寮訪問制度というのがありますね。独身寮宿舎訪問指導、これも定期的にやられているようですね。これも、これも宿舎の自治の自由なんという点からいえば、制度としてそんなものをやられたのでは、これははつきりした侵害になります。そういう体制というのはほんとうに改められなければいかぬと思うのですが、どうなんですか。

○北政府委員 これはわが国でも民間であらうこちらの会社でやっております、それなりに効果がございますので、それを採用したものであります。

それから独身宿舎への定期的な訪問ということでございますが、これは御承知のように、独身宿舎はまかないといいますが、食堂の設備も最近では全部整えさしておるわけでございます。したがって、相当大きな宿舎が多いのであります。そうなりますと、何局も何局も一つの宿舎に入っているという場合、やはりその局の管理者が、何も全員で行くわけじゃございませんが、ときには行きます。元気でやっておりますかというようにことを言うのは、これはむしろ親元を離れた自分の局の若い職員に対しては当然のことじゃなかるうかというつもりでおります。いずれにしろ、強制的にそこへ出てこいといふことではないわけでございます。

○東中委員 それは個人的に行くのだったらいいますけれども、制度として部長が行っているのですけれども、制度として部長が行っているのですよ。しかも目的は何かといったら、「人間形成の上によき糧を与え、モラルの高揚をはかり、良識ある青少年職員の育成につとめる」ためだ、こんな観点で行くといふことになったら、しかも行くのは、部長の場合には公務でしよ。そうじゃありませんか。これも公務でない仕事をこいう

う制度としてつくっているわけですか。

○北政府委員 これは部長でなく局長だと思えますが、局長がそういうところへ行く、これはやはり先ほど言いましたような観点でありますので、その目的は何かといふことになれば、それをむずかしく言えば先生がおっしゃったようなこととなるわけでありまして、平たく言えば先ほど私が申したようなことであります。まあ一つの制度がありましてどうしてもきれいな文句を使いますので、そのようなことになる。実態は、私が言いましたように、自分のところに親元を離れて異郷から来ておる者が大勢ほかの局の職員と一緒に独身生活をしているという場合に、たまには局長たる者、見に行つてやれよ。行きましたら、何も各部屋を回るようではあります。そういうところには集会室といふものがありますので、そこへ来たといふことで、そうすると来る人もあるでしょうし、寄つてこぬ人もあるでしょう。それでいろいろ雑談をしたり、ときにはお説教をするかもしれない。いやなら耳をふさげばいいしといふことであります。何もきちんとすわってどうというものではないわけでありまして、むしろネグレクトして全然行かぬといふようなことではいかぬぞ、少なくとも年に何回ぐらいは行けよといふことで局長に行かしてやる、こういうものであります。

○東中委員 「モラルの高揚」なんといふこと、モラルなんといふようなものは、高揚させるか、させないかといふことを、官側が考えることじゃないのですよ。個人的なものでしょう。そこへ入っていくのは、内心の自由、良心の自由とか思想の自由とかいふことが憲法で非常に詳しくいわれておるが、そこへ入っていくことになるのですよ。

それで、あなたは、ときには説教することもあるといふ言われまじけれども、行くときには、相談相手になって聞かだけじゃだめだ、ちゃんとやうことは言うてこいといふようなことも、いままでも出されておりますね。聞かだけじゃだめなんだとい

う。もう時間がありませんから一々ひっぱりませんけれども、そういうのが大阪中野段階で書かれています。

それからこれは大臣、先ほどから、なぜこんな職場が暗くなるのかといふことを言われました。それで、非力だがしかし全力をあげてやるといふことをおっしゃったわけですが、私も、私は、職場が暗くなるというのは、使用者側が、いまの場合は官側が、個人の内心の問題、あるいは私生活の問題、あるいは組合の所属の問題、ここへ介入していくようなそういう制度をつくつたら、これは暗くなるというのはいくらも思ふのだ、ここが一番根本なんだというふうに思ふのです。そういう点で、この制度は、これはほんとうに定着性といふことを言われる。事業を推進していくという点で定着性といふことを考えられるのは当然のことだと思ひます。しかし、それは労働条件その他のことで考えるべきことであつて、労働者個人の内心に入っていくような、あるいは時間外、職場外のことに入っていくような体制といふのは、これは絶対やめるべきだ。極端にいえば、全人格的な支配といふことになつてくるわけですよ。内心の自由まで入ってくるわけですよ。そう思うのですが、その点について、ひとつぜひこれはやめてもらわなければいかぬと思ひます。が、大臣の御所見をお聞きしたいと思ひます。

○廣瀬國務大臣 人事局長からたびたび御答弁申し上げておりますように、また私が先刻お答えいたしましたように、そういうような思想の自由、また組織への懲罰といふようなことは絶対にあつちやならない。厳にその点は戒めなくちやならないといふことはともかくリーダー制の鉄則でございまして、その点は特に強調して力を入れて誤解を招かないように指導しておりますわけでございますが、またリーダー制もできまして数年になつておりますし、新入ブリーダー制度はこし二月二十九日からでございますから、いまだまだ実績が

そう顕著に明確に出ておるわけではございせん

けれども、漸次向上しておる、定着性が高まってきておるといふことは、これはもう言えるわけでございます。

その実績が示しておりますわけでございますが、先生方のような御意見を承ると、何か思想の介入があったとか組織への誘導があった、そういうように事実がございましたならば、その点は改めていく、変えさせていく。実は二月二十九日も、在来のリダー制の欠陥とも思われるような点を是正いたしましたして、そして内容を向上させてきたわけでございまして、漸次よくしていくという方針でございますが、ただいまこのブラザー制度がございまして、東京、大阪、名古屋でございまして、この三地域がこの制度がございまして、特に職域が暗いというような事実はないわけでございまして、逆にこういう地域は青少年の定着が非常にむずかしいから、特に重点的にこういう地域に置いておりますわけでございます。

しかし、先生の御指摘の点は非常に重要な問題でございますから、十分体しまして、御期待にそむくようなことの絶対ないように、また御心配の御指摘がありましたようなことの絶対ないように十分気をつけてまいりたい、こういうふうに考えております。

○東中委員 質問を終わりますが、生活態度あるいは職場外のこと、あるいは先ほどの手紙にありましたアパートのこと、そういうふうなことに介入すべきではない。仕事のことについて新入社員がわからない、読んだだけではなかなかこなせないから、それは親身になって教えてあげる、聞きやすいようにしてあげる、これはわかるのですよ。ところがそうじゃない。私生活に入っていくことはやめるべきだ。私生活に入っていくのは必然的に、やらないと言われている思想やら組織問題に入っていく。現に入っている例が端的にこの手紙の中に出てくるわけですから、そういう点を特に制度の問題として考えてもらわないといかぬのじゃないかということを強調しておき

たいわけでありませう。

○坂村委員長代理 次回は、明十八日午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後八時十八分散会